滑川町告示第208号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第234回滑川町議会定例会を招集する。

令和4年11月25日

滑川町長 大 塚 信 一

記

- 1 招集日 令和4年12月6日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(14名)

1番	宮	島	_	夫	議員	2番	高	坂	清	$\stackrel{=}{\rightharpoonup}$	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈 倪	录 子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀		廣	議員
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員
14番	阿	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員

不応招議員(なし)

令和4年第234回滑川町議会定例会

令和4年12月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町長所信表明及び行政報告 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第 3号))
- 6 議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 7 議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について
- 10 議案第73号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第74号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定について
- 13 議案第76号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 14 議案第77号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 15 議案第78号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 16 議案第79号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 17 議案第80号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 18 議案第81号 町道路線の廃止について
- 19 議案第82号 町道路線の認定について
- 20 一般質問

出席議員(14名)

1番	宮	島	_	夫	議員	2番	高	坂	清	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈 倪	录 子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀	_	廣	議員
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員
14番	团	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	_
教 育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	小	柳	博	司
税 務 課	長	篠	﨑	仁	志
会計管理者会計 課	兼長	高	坂	克	美
町民保険課	長	岩	附	利	昭
福 祉 課	長	木	村	晴	彦
高 齢 介 護 課	長	篠	﨑	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環 境 課	長	関	П	正	幸
産業振興課長 農業委員会事務局	兼 5長	服	部	進	也
建 設 課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局	長	澄	III		淳
上下水道課	長	會	澤	孝	之

本会議に出席した事務局職員

議会事務	 長	島	田	昌	德
書	記	田	島	百	華
録	音	大	林	具	視

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長(瀬上邦久議員) 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第234回 滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第234回 滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(瀬上邦久議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

9番 北堀一廣議員

10番 上 野 廣 議員

11番 菅 間 孝 夫 議員

以上、3名の方、お願いします。

◎会期の決定

○議長(瀬上邦久議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長(北堀一廣議員) 皆さん、おはようございます。 9番、北堀です。議長のお許し をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る11月29日午前10時から開催をいたしました。

出席者は、議長をはじめ議会運営委員会7名、執行部よりは町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から12月12日までの7日間とし、そして本日は諸般の報告、町長所信表明 及び行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。 7日は、午前10時から一般質問を行います。

8日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。

9日は、午前10時から議案審議を行います。

そして、10日、11日は休日休会といたします。

12日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることに決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議の ほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(瀬上邦久議員) ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(瀬上邦久議員) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和4年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第6号 感染症対策における子どもの権利に関する陳情、 陳情第7号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することに ついての意見書提出に関する要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございます ので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終ります。

◎町長所信表明及び行政報告

○議長(瀬上邦久議員) 日程第4、町長所信表明及び行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに所信表明及び一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 皆さん、おはようございます。町長の大塚でございます。議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶と所信表明並びに一般行政報告を申し上げます。

本日、ここに第234回滑川町議会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては師走に入りお忙しい中、ご参集賜りご審議いただきますことに対して衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、私ごとではございますが、今年9月に行われました町長選挙におきまして、町民各位のご支援をいただく中で初当選をさせていただき、10月4日に着任し、行政の運営の任に当たることとなりました。お約束したとおり、滑川町行政発展のために元気な町づくり、わくわくするような町づくり、これらを総じてピカッと輝く町づくりを提案し、滑川町総合振興計画が目指す「住まいるタウン滑川」を目標に、職員一丸となって頑張ってまいる所存でございます。

前任の吉田昇前町長同様のご支援、ご指導、ご鞭撻、さらにはご厚情を賜りたく、心よりお願いを申し上げます。

さて、本12月定例会は、一般会計補正予算の議定ほか重要案件の審議をいただきます定例会でございます。皆様の慎重審議を賜り、全議案原案どおり可決決定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

着任後、初めての議会でございますので、少し時間をいただき、町政運営に対します私なりの所信表明、基本的な考え方を述べたいと思いますので、議員各位の特段のご理解を賜りたいと思います。

まず、日本や日本を取り巻く情勢ですが、国内では新型コロナウイルス感染症の第8波への対応や感染症対策、国外においてはいまだに終息を見ないロシアによるウクライナ侵攻、さらには北朝鮮による常軌を逸したミサイルの打ち上げ行為などにより、世情がより不安定となっております。さらには、これらの影響から原油価格や諸物価の値上がりにより、国民生活が脅かされております。

このような中、国においては国内の問題解決と経済成長を同時に実現するために、今年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太の方針を閣議決定し、デジタル社会の実現(最近よく耳にしますDX戦略 デジタルトランスフォーメーション)や脱炭素化(カーボンゼロ)の実現、さらには東京一極集中から地域への多極化した社会をつくることによる地域の活性化や防災・減災・国土強靭化を図ることを掲げております。

また、総務省の新年度予算である令和5年度予算概算要求においても、とりわけ地方交付税や地方の財政運営に必要とする財源は令和4年度を下回らない方針が確保されておりますが、町としても令和5年度において、国の経済財政運営の考え方に適切に対応していく必要があるといえます。

現在、町としましても令和5年度予算編成の準備に入りました。令和5年度予定事業等を考慮しての概算予算でも、歳入歳出予算において大幅な財源不足が生じることから、歳出削減について全力で取り組む必要があります。

そこで予算編成方針として、1として令和5年度に実施しなければならない事業か判断すること、

2として町政の重点施策を推進すること、3として全ての事業についてPDCAサイクルを強化し、 事業評価に努めること等を中心として7項目にわたり方針を打ち出し、方針に基づいて予算編成に 臨むよう指示をし、現在職員が一丸となって取り組んでいるところです。

このような情勢の中、町長としての所信表明ですが、短期的、長期的なものがありますが、私は選挙のときから、滑川町総合振興計画を柱としてしっかり行政を継続し、結果を出すことが町民の信頼を得る近道と考え、計画行政の必要性を説き、さらに20年を支えた吉田町政のよいところはしっかり引き継ぐと申し上げました。その中でも、子育て支援と高齢者支援を当座は2本の柱に据えて行政を進めることが大事と訴え、また施策の約束をしてきました。

子育てに関連した事業の大きな目玉として、子どもたちの遠距離通学解消、さらには自然災害や防犯上のリスクを避けるためのスクールバスの導入を約束、また高齢化社会に向かう今だからこそしなければならない福祉の拠点である福祉センターの建設、高齢者を含め、いま一度さらに強く進めたい生涯教育の推進、その拠点でもある町民の文化・ふれあい場所であるコミュニティセンターの新設を公約として訴えてまいりましたので、一日も早い着工に向かいたいと考えます。

しかしながら、近年多発する自然災害等に対する町の財源でもある財政調整基金残高の確保をは じめ、現在の感染症対策等の影響による国からの交付税等の不安定な収入状況を考えると、義務的 経費が右肩上がりの中、財政の面からも簡単にはいかないハードルの高い事業となっております。 それでも、先ほど申し上げた予算方針、重点項目を重視しながらやらねばならないと考えておりま す。

公約内容の取組としましては、注目されています子育て政策の一丁目一番地である給食費の無償化や医療費の18歳までの無料化を堅持し、さらには様々な高齢者支援施策も引き続き継続し、コロナ禍で輸送人数がダウンし問題となっておりましたデマンド交通については、住民の希望どおり平日週3日運行を平日5日間運行にするための予算を本定例会に提案させていただき、高齢者等の移動に対する不安を解消したいと考えております。

また、注目のスクールバス事業につきましては、教育委員会により既に説明会や検討委員会の立ち上げ、アンケート調査等にも着手し、来年度の早い時期での運行を目指し動き出しており、運行を待ち望んでいる多くの方から、ついに町が動き出したとの喜びの声もいただいております。

また、福祉拠点施設やコミュニティセンター改修につきましても、来年度から具体的な用地選定を始め、かねての夢の大型複合施設建設から現実的なコンパクト施設を目指して、任期中には建て替えたく構想を持っています。

そのため従来の計画にある道路等の建設事業等については、緊急修繕以外、あるいは補助事業以外については、さらに延期することになるかもしれませんが、今の状況の流れ、町民要望がそうであると判断をいただき、特段のご理解をお願いいたします。

そして、もう一点、総じて論じたいことは、町を元気にするということです。これはお金で買え

るものではなく、人や地域、そこにある文化やコミュニティーが絡み合って起こすものと考えています。私は、選挙の5日間で56回の街頭演説を行いました。この中で必ず話したのが、町を元気にすることが目標であるということです。

成果を形で表すのは困難ですが、手段の一つとして地域集会所単位でどんな形でも人が集まり、 触れ合う、その中から行政への提言をいただければと考えています。

皆様から行政に向けていただいた提言を職員一丸となって善後策を考え、地域へサービスとして お返しをし、評価をいただく、この循環を大事にして町全体を元気にすると訴えてまいりました。 だからこそ、これを受ける職員もそれ以上に元気にならなければならないとも訴えてまいりました。

役をする場所と書いて役場、役をしなければ役場とは言えない。もし民間で同じ機能を持つ機関が隣にあったとしても、行政サービスは絶対に負けない、そんな自信を持った役場でなければならない。なぜかといえば、町民はこの役場しか選択肢がないからです。

就任の挨拶のときに、各課長には各課のマネジメントをしっかり持って、さらには風通しのよい 職場をつくるようにお願いをしました。

そして私は、まず初めに役場の雰囲気をがらりと変えるための手法として、職員の交代によるインフォメーション、総合案内を職員に始めるようにお願いをしました。非常に好評であり、多くの言葉をいただいており、職員も一定の緊張感とやりがいを持たれていると自負しております。

しかし、まだまだ動き出したばかりです。今後も町の行事・イベントにも創意工夫を凝らし、記憶に残る事業を心がけ、町民の皆さんと職員と一緒に楽しい町づくりを仕掛けていきたいと考えております。

最後に話すのは誠に恐縮ですが、前任の吉田町長に20年仕える中でよく話したことは、これらのことの全てが平和であることが前提であるということです。どんな政策も戦争下ではあり得ないことであり、今の平和のありがたさをしっかりと後世に引き継ぐことが大事であり、イデオロギーを超えての万人の願いでもあり、自治体としてでき得る平和行政に取り組む考えは、職員時代と私は変わりないことをお伝えします。

また、最近は予想もしない災害がいつ起こるか分かりません。町民の安全安心のために職員一同、 災害を未然に防ぐ努力は惜しまない考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願いしまして、 話がまとまりませんが、私の所信表明とします。

引き続き、一般行政報告を申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、いまだに収束の時期が見通せず、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。いま一度町民の皆様には、日頃からの体調管理、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

町が実施する事業については、これまで感染症拡大防止として中止としてきたものが多いですが、 今後は感染症対策を施しながら実施できるように検討してまいりたいと考えております。町民の皆 様と関係各位のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

次に、来年度の新規採用職員について試験を実施したところ、21名の受験申込みがあり、一般行政職4名を合格としたところです。将来の滑川町を担う人材に、大いに期待するところでございます。

次に、社会福祉協議会主催による金婚式が10月19日に開催されました。30組の方が金婚式を迎えられ、出席された21組のご夫妻をお祝いしました。敬老会は、コロナ禍ということで、昨年度に引き続き中止といたしました。

次に、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、11月2日には伊古の西澤マチさんが100歳を迎えられ、町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところです。

次に、秋のイベントですが、町民スポーツ祭と滑川まつりは、コロナ禍の中、中止せざるを得ませんでした。第44回滑川町文化祭を11月1日から3日まで、コミュニティセンターで開催をしました。来場者は、距離を保ちながら文化、芸術に親しんでおりました。

次に、公民館講演会に講師として、歴史ナビゲーター、歴史作家として活躍されている長谷川ヨシテル氏をお招きし、「知られざる滑川ヒストリー」と題して、滑川町の歴史資料の読解や、講師ご自身で見学された町内の史跡について講演をいただきました。長谷川氏は、通称れきしクンとして活動されている方で、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会主催の「楽しく学ぼう鎌倉殿と比企の武士特別講演会」にもご出演をいただき、当日は分かりやすく面白いお話に、多くの方が聞き入っておりました。

次に、11月23日には、宮城県松島町で開催された松島大漁かきまつりに参加をさせていただきました。町の特産品であるポロタン栗を持参し出店したところ大盛況で、滑川町を広くPRすることができました。

教育関係では、10月に幼稚園、宮前小学校、福田小学校の運動会が実施されました。

そして、誠に喜ばしいことに11月5日に開催された埼玉県駅伝競走大会で、滑川中学校女子チームの3人が区間賞を獲得するなどの圧巻の走りで優勝をしました。この結果により、12月18日に滋賀県で開催される全国大会への出場が決定いたしました。全国大会でもベストを尽くしてよい結果が得られるよう期待するとともに、町としても精いっぱいの応援をさせていただきます。

その他の教育関係につきましては、後ほど教育長より報告がございますので、この場においては 省略をさせていただきます。

次に、表彰関係でございますが、吉田昇前町長が長年の町長としての功績により総務大臣表彰を 受賞されました。また、埼玉県知事表彰では、野澤忠一郎さんが長年の議会議員としての功績によ り受賞され、岩崎千秋さんが土地改良事業の振興発展に尽力した功績により受賞をされました。シ ラコバト賞では、地域の保健活動に尽力した功績により愛育班員の方が受賞されました。 町表彰では、長年町政に対する功績のありました21名の方に、町の表彰条例に基づき11月10日に 表彰式を行わせていただきました。また、2名の方にスポーツ協会の表彰を行いました。受賞者の 皆様のさらなるご活躍をご期待申し上げます。

最後になりますが、私が町長に就任してから町長の活動記録を広報とホームページで公開することを始めました。ピカッと輝く町づくりを推し進めるための活動を随時公開してまいりますので、 ぜひ御覧いただきたく存じます。

また、所信表明の中でも申し上げましたが、来庁者の方の案内を行うための総合案内を役場ロビーに設けました。来庁者の方に気持ちよく役場を利用していただけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

これから、火災や積雪による災害が多く発生する季節を迎えます。また、年末年始に向けて消防 団による歳末特別警戒も実施されます。今後も職員が一丸となって、住民と共に安心安全な町づく りに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 続いて、馬場教育長より、教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長(馬場敏男) 改めて、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、 教育関係の報告事項を申し上げさせていただきます。

初めに、大変喜ばしい報告を町長からも申し上げましたが、滑川中学校が駅伝競走大会におきまして、女子チームが県大会優勝ということで、女子チームの県大会優勝というのは、この比企地区では初めてのすばらしい成果でございます。町からの激励といたしまして、中学校へのぼり旗20本と校舎に横断幕、本庁舎と森林公園駅前の時計塔に懸垂幕を掲げさせていただきました。ぜひ応援のほど、よろしくお願いしたいと思います。

では、10月以降の学校園の主な取組を報告いたします。幼稚園、宮前小学校、月の輪小学校におきましては、運動会を実施いたしました。今年度も昨年度に引き続き、来賓なしで参観者に制限を設け実施しましたが、大きな混乱もなく、予定どおりに実施することができました。

そのほかにも、幼稚園はサツマイモ掘り、秋祭り集会、各小学校では修学旅行や宿泊学習、遠足、 持久走大会、中学校では合唱コンクール、これからになりますが、修学旅行など大きな行事を実施 計画しております。行事に取り組む子どもたちの成長の様子を校園長からお聞きし、様々な体験的 な活動を通して心身共に成長していることを感じております。

本来であれば、議員の皆様にご臨席をいただき、子どもたちの様子を御覧いただきご指導いただきたいところではございますが、コロナ禍でありますので、かないませんことをおわび申し上げます。

滑川中学校の部活動の関係でございますが、9月28日から新人戦比企地区予選会が行われ、男子バスケットボール、バレー、男子テニス団体、個人、女子テニス個人、卓球女子団体、個人、剣道男子団体、個人、剣道女子団体、個人、硬式テニス男子、陸上で5種目、水泳において1種目、吹奏楽部が県大会に出場いたしました。

コロナ禍で制限を加えての教育活動ではございますが、計画どおりに順調に進んでおります。しかし、生徒指導上の課題も含め、課題となる案件もございます。課題に対しましては、管理職を中心に組織的に、そして地域、家庭や健康福祉課や保健センター等、関係機関と連携を図り、児童生徒、保護者へ丁寧に対応しております。引き続き、管理職も含めた複数の教職員の目で、学校生活の様子を見届けているところでございます。

町といたしましては、生徒指導担当者や教育相談担当者の会議の開催、スクールカウンセラーや教育相談員による町教育相談室での通常の相談活動と巡回相談活動の継続、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携等、町として連携、協力体制の整備を図り、小中一貫した指導ができるよう全力を挙げて取り組んでおります。

さらに、警察、児童相談所などの関係諸機関とも連携を図り、積極的な生徒指導を展開し、生徒 指導上の課題を未然に防ぐよう全力を挙げております。

質の高い学校教育に関しましては、学校教育担当、教育総務担当による学校訪問、授業参観、学校評価を充実させ、学校のミッション達成に向けての状況を把握してまいります。定期、不定期に学校教育担当も学校を訪問し、直接様子を見届けるよう指示しており、適宜報告を受けておるところでございます。

ここへ来て日没が早くなり、交通事故の危険が増す時期となりましたが、交通指導員の皆様、通 学ボランティアの皆様をはじめとする地域の皆様の毎日の見守りにより、児童生徒が安全に登下校 することができております。感謝するとともに、学校、家庭、地域の連携によって子どもたちの安 全と成長とが支えられていることを強く感じております。

続きまして、教育関係全般について報告をさせていただきます。第3期滑川町教育振興基本計画の基本理念である「学んでよかったまちへーチーム滑川での教育―「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」」を目指し、5年計画の2年目として昨年度の反省を踏まえ、各種事業を推進しております。

情報化やグローバル化の加速的進展、人工知能の飛躍的進化等、今後予想困難な時代を生き抜かなければならない子どもたちが、その時々に直面する課題を解決し、未来のつくり手となるための資質、能力を確実に身につけるとともに、生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大限に生かせる地域づくりが新しい時代に向けての私たち大人の責任であり、教育関係者に負わされた責務であると認識しつつ、日々努力しているところでございます。

昨年度よりスタートいたしましたGIGAスクール構想では、1人1台タブレットPCを活用し、

昨年以上に利活用を進めているところでございます。昨年度に引き続き、指導者を招聘し研修に努め、児童生徒にとっての効果的な使用方法を検討しているところでございます。ただし、紙媒体での活動が有効な場合や実際に体験したほうがいい場合など、適切に活用を進めるよう努めております。

次に、来年度の入学予定者でございますが、宮前小学校93名、福田小学校12名、月の輪小学校114名、計219名であり、今年度より27名の減少の見込みとなっております。本年度も就学時健診に合わせて親の学習講座を開催し、親の役割、家庭の役割等について保護者への学習の機会を提供いたしました。

幼稚園では、新入児は35名の応募であり、定員に達しておりませんので、今後追加募集を行っていく予定でございます。

続きまして、小中学校の施設整備事業について、予算措置を中心に報告をさせていただきます。

初めに、9月補正予算で計上した工事の進捗状況を報告させていただきます。最初に、修繕料で計上いたしました福田小学校の南側の土水路改修でございますが、今月着工予定でございます。月の輪小学校のエレベーター耐震改修工事につきましては、既に完了しております。滑川中学校のプールろ過機、プール滅菌機の修繕について契約を済ませ、年度内には完了の予定でございます。

続きまして、本議会に上程いたしました補正予算についてでございますが、執行済みに伴う精算による減額補正を中心に、来年度の準備や修繕等で必要になったものの増額補正をさせていただきました。主なものといたしましては、物価高騰に伴う燃料費等の増額分や学級数の増加に伴い必要な備品、指導書などを計上させていただきました。修繕費につきましては、経年劣化による不具合が生じた屋内消火栓や誘導灯などの消防設備の修繕料を計上させていただきました。

また、工事費につきましては、滑川中学校の校舎で雨漏りが発生し、こちらも早急な補修が必要なため、屋上の塗膜防水改修工事を計上させていただきました。

また、要保護・準要保護児童援助費については、規則改正を行い新入学用品の小学校入学前の支給を可能としたため、その支給見込み分を計上させていただきました。

さらに、中学校部活動振興費補助金につきましては、駅伝女子部が関東及び全国大会に出場することに伴いまして、保護者が負担する経費を補助するため計上させていただいております。

今後も、幼稚園、小中学校施設整備につきましては、安全で安心して生活、学習ができるように、 建物、設備、備品等の子どもたちを取り巻く環境に着目し、それぞれの学校の特色に合わせた整備 を行ってまいります。

また、災害時の避難場所という役割にも着目しつつ、機能性、安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持、管理を実施してまいりたいと存じます。

続きまして、生涯学習関係でございますが、チャレンジキッズ!なめがわは低学年101名、高学年21名の参加となり、9月から12月の間で、低学年につきましては2グループに分けて3回、高学

年につきましては1グループで2回の活動を進めております。

社会教育委員の引率で、森林公園の環境学習プログラムを利用した活動と、低学年は3色だんご 作り等を、高学年はコキアでほうき作りを実施する予定でございます。

また、例年行われております子ども大学くまがや・なめがわは、募集対象を5、6年に限定し、 回数を1回に減らして開催することとなりました。内容といたしましては、「プログラミングによ るデータ分析にチャレンジ!」等を予定しております。

2回目の寿学級では、人数の多い地区では人数を分散する形で開催し、健康体操と人権啓発のD VDの視聴を行っております。

行事といたしましては、先ほど町長からもありましたが、第44回滑川町文化祭をサークル団体と、 本年度は町内の福祉施設の作品展示という形で実施をさせていただきました。

また、公民館講演会につきましても先ほど町長からありましたので、この日は会場の人数制限を した関係で、オンラインの同時配信も行わせていただきました。

七つの祝いにつきましては、11月26日に式典なしで、記念品の贈呈とアトラクションのみ、4部制で実施させていただきました。今年は対象が225名、うち出席者は164名の出席があり、人形劇「さんびきのこぶた」の上演を楽しんでいただきました。

後期の公民館教室は、バランスボールでボディケア、旬の野菜で料理、大正琴、なめがわ郷土かるたの旅を開講中です。

また、年明けの1月8日には、旧成人式でございますが、令和5年の二十歳の祝いを挙行予定で ございます。式典は2部制とし、来賓の方々の人数も減らして実施いたします。議会からのご臨席 も賜りたく思っております。

続きまして、生涯スポーツ関係では、記念大会であります第45回日本スリーデーマーチは通常開催となりました。町では、11月4日に羽尾地区においてあめを配布するなどの接待を行いました。

令和4年度よりオリンピックで注目され、老若男女、障害の有無にかかわらず、全ての人が一緒に楽しむことができるパラスポーツのボッチャの普及を考えております。そこで、11月12日に町で活動しているボッチャ倶楽部の皆さんを講師に招き、ボッチャの講習会を開催いたしました。大変好評をいただき、講習会後、各地区の老人会等に依頼を受け、現在個別に訪問し、講習会を実施しております。

12月3日に、3年ぶりに第34回町駅伝競走大会を開催いたしました。小学生男子の部12チーム、小学生女子の部3チーム、中学生男子の部19チーム、中学生女子の部9チーム、一般男子の部13チーム、そのうち目標タイムを設定し、目標タイムに最も近いチームを表彰するエンジョイクラスが5チーム、計56チームで実施をいたしました。前回出席していただいている中村氏をはじめ、本年度は滑川総合高校の生徒も参加していただき、盛大に開催することができました。今後とも、競技を通じて生涯スポーツの振興、発展に尽力してまいります。

続きまして、図書館関係ですが、本に親しんでいただくために昨年度から始めた町内の幼稚園、保育園、学童施設へ図書を巡回させる取組を今年度も実施いたしました。参加希望アンケート調査を行い、希望のあった幼稚園1園、保育園6園、学童施設8園に図書を貸し出しました。各施設間で9月から3月まで貸し出しし、施設職員の方々にご協力をいただき巡回をさせております。

また、今年度新規事業として滑川町図書館ポップコンテスト2022を行いました。イラストや文字でお勧めの本について紹介するポップの募集を小中学生対象に募集し、審査を経て10月30日に表彰式を開催いたしました。受賞作品及び応募作品は、図書館内で順次本と一緒に展示をしておりますので、ぜひ御覧いただければと存じます。

また、図書館まつりを11月3日に開催し、本のリサイクル市を行い、合計45名の方にご参加をいただきました。また、クリスマスおはなし会を12月10日、14日に開催予定でございます。

さらに、9月に開館いたしました比企広域電子図書館比企 e ライブラリは、12月1日現在コンテンツ数1,903となっており、登録者数については滑川町では194名、7市町では1,289人となっております。今後も多くの方にご利用いただくよう、周知を行ってまいります。

今後も、滑川町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の活性化や図書館利用者増加のため、おはなし会をはじめ様々な取組を行ってまいります。

最後に、文化財関係でございます。9月から11月にかけて住宅建設や太陽光発電設置に伴いまして、埋蔵文化財の試掘調査を実施しております。

また、10月から羽尾地区興長禅寺裏にあります寺谷廃寺の学術発掘調査を開始いたしました。調査は12月上旬まで行う予定でございます。

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」関連になりますが、11月15日にテレビ埼玉「情報番組マチコミ」内で放送されているコーナー「彩の国鎌倉めぐり」にて三門館跡が紹介されました。町学芸員が解説をし、ドラマの中で足立遠元役を演じた大野泰広さんがリポーターを務め、一緒に空堀を歩きました。こちらは、ユーチューブチャンネル「ちょこたび埼玉」内でも公開をされております。

11月14日に、比企地区文化財振興協議会主催の文化財巡りが3年ぶりに開催され、町からも6名の参加をいただきました。

「比企歴史の丘巡回文化財展」「武蔵武士と比企」は8月から比企内を巡回しており、11月29日からエコミュージアムセンターセミナーハウスにて開催されております。町からは、比企尼の館跡と伝えられる和泉の三門館跡、そして九条兼実により守仏が安置されたと言われている月輪の福正寺勢至堂を紹介しております。

また、7月に寄贈、寄託されました大塚家史料を教育委員会で承認し、歴史資料区分での町指定 有形文化財に指定をさせていただきました。

さらに、エコミュージアムセンター関係でございますが、6月より地域の自然環境保全滑川町里 山プロジェクトの一環として、森林公園内柳谷沼にて行われている環境調査でございますが、9月 からは毎月第4土曜日に福田小学校の3年生から6年生のボランティアの子どもたちと一緒に調査を進めております。まだ定期的な調査を開始してから約半年でございますが、これまでの調査でヨシノボリ、スジエビ、ドジョウ等の在来種が多く生息している点や、水溶液の性質を見るpHや水の汚れ具合を示すCODといった水質の数値が安定している点から、柳谷沼が生き物のすみやすい環境を保持している状態であることが確認できております。

11月26日の調査では、ミヤコタナゴの保護、繁殖活動を行っている所沢市埋蔵文化財センターと神奈川県水産技術センター内の水産試験場の方々にも参加をいただきました。さらに、同日には埼玉県魚類研究会の金澤光氏にもお越しいただき、柳谷沼にて、沼内に生息する二枚貝捕獲のために必要な技術指導も行っていただきました。

また、11月18日には滑川中学校が総合的な学習の時間の授業で、1年生52名がエコミュージアムセンターに来館し、ミヤコタナゴチームと文化財チームの2班に分かれ館内を見学しました。その際には、文化財保護委員会副会長の大塚一男氏に大塚家史料の説明もしていただきました。今後も、町の文化について広く伝承し、町への誇りと愛着を持つ人づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、大変雑駁で早口になりましたが、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長(瀬上邦久議員) 日程第5、議案第68号から日程第19、議案第82号まで15議案の一括上程を 行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 町長、本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明をいたします。 初めに、議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号))は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,967万7,000円を追加し、歳入歳出 それぞれ75億5,591万3,000円としたものです。国の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として住民税非課税世帯等への給付を実施するため、令和4年10月12日に専決処分をしたものでございます。

議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定については、認可地縁団体の印鑑の登録及び証

明について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事 院の勧告を踏まえて町長等の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて一般職職員の勤勉手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえて職員の定年の引上げ等に関して所要の規定の整備を図るため、条例を制定するものでございます。

議案第73号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い必要な規定の整理を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第74号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町の下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業に地方公営企業法の規定を適用するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,020万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,612万2,000円とするものでございます。歳入については、保育所保育実施委託料や障害福祉サービス介護給付費、訓練等給付費の増額が主なものでございます。

議案第76号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定については、傷病手当金及び人間ドック補助金や保険給付費等交付金償還金の増額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第77号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定については、光熱水費や下水道使用料徴収事務等の委託料の増額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第78号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の議定については、 光熱水費の増額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第79号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)の議定については、公設 浄化槽使用料徴収事務の委託料の確定及び補修材料費等の増額が主な内容でございますが、既定の 歳入歳出の変更はございません。

議案第80号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定については、第3条の収益的収入を3億8,019万円とし、支出を3億6,985万4,000円とするものです。収入については、水道基本料金減免事業の補助金が主なもので、支出については、水道料金システム専用用紙の印刷費

の増額が主なものでございます。

議案第81号 町道路線の廃止については、開発による町道付け替え計画等に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第82号 町道路線の認定については、開発による町道付け替え計画等に伴い、道路法の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

以上、議案第15件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとに、その都度担当課長より説明をいたします。十分なるご 審議を賜りまして、原案どおり可決をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(瀬上邦久議員) 暫時休憩とします。

再開は午前11時5分とします。よろしくお願いします。

休憩 (午前10時53分)

再 開 (午前11時05分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎一般質問

○議長(瀬上邦久議員) 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含む50分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく、一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長(瀬上邦久議員) 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番(吉野正浩議員) 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順状況に従い質問させていただきます。

大きな1です。新町長の町づくり構想を問う。滑川町の町政も、長い間ご尽力をいただいた吉田町長から、新たに大塚町長に引き継がれました。先ほど町長所信表明でいろいろと伺いましたが、 改めて新町長が目指す施策の基本方針と喫緊の課題について、町長に伺いたいと思います。

大きな2、中学校部活動の地域移行について。まずは、11月5日に行われた第90回埼玉県駅伝競

走大会中学校の部において、滑川中学校女子チームが初優勝しました。大変おめでとうございます。 今後の活躍を期待しております。

さて、教員の負担軽減を目指し、公立中学校における週末の部活動の指導を外部の人材に委ねる 地域部活動について、国の方針では来年度から段階的に開始し、3年間で完全な移行を目指してお ります。国は、その先駆けとして全国各地に拠点校を置いて試行しており、埼玉県内では昨年から 白岡市の中学校4校で地域部活動を始めています。

そこで、お伺いします。 1、中学校部活動、これは運動部、文化部も含めまして、に所属している生徒の割合と大会における主な成績。

- 2、部活動の地域移行の概要とその課題。
- 3、本町における移行への取組について。教育長、または教育委員会事務局長に答弁をお願いします。

大きな3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送終了後の取組について。大河ドラマ「鎌倉殿の13人」 も今月18日の最終回まで、あと残すこと2回となりました。そこで、今後の取組について質問させ ていただきます。

- 1、本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の今後の計画等について。
- 2、比企氏を題材とした本町の宣伝PRや産業、観光振興等の地域活性化へつなげる取組は今後 も進めていくのか。
- 3、本町は比企氏ゆかりの地であり、大河ドラマで放映されたことを後世に知らしめるための記 念碑等検討できないか。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、新町長の町づくり構想を問うについてを大塚町長に、質問事項2、中学校部活動の地域移行についてのうち、1、中学校の部活動に所属している生徒の割合と大会における主な成績と2、部活動の地域移行の概要とその課題を澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、中学校部活動の地域移行についてのうち、3、本町における移行への取組を馬場教育長に、質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送終了後の取組についてのうち、1、魅力発信事業の今後の計画等についてと2、比企氏を題材とした本町の宣伝PRについてと3、記念碑等の検討についてを小柳総務政策課長に、質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送終了後の取組についてのうち、2、比企氏を題材とした産業、観光振興等の今後の取組についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、大塚町長、答弁お願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 町長、吉野議員の新町長が目指す政策の方針と喫緊の課題についての質問に答

弁いたします。

目指す政策の方針の基本的な考え方につきましては、所信表明でも申し上げましたが、行政というのは計画で成り立つ、いわゆる計画行政であると前任の吉田前町長にはよく指導されてまいりました。現在第5次総合振興計画は後期に入っておりますが、前期5年計画に私も担当として携わりましたが、当時自治法の改正で総合振興計画の作成は自由とされました。しかしながら、やはり吉田前町長は作成すべきとの判断を下し、議会にもしっかり報告をし作成、続いての後期計画も同様の考えから令和元年から準備し、令和3年3月には作成されております。やはり私も、総合振興計画は町の計画の上位計画であり、中心計画として行政を進め、毎年の事業評価の見直しによりスリム化をしたり太らせたりしながら全体計画を進め、町の将来像である住まいるタウンを目指し、随所にピカッと輝く考えを提案しながら行政を進めていきたいと考えております。

今急速にデジタル化が進む中で、略式英語やカタカナ用語はどんどん新しく出てまいります。一言で表すにはぴったりですが、私にはアレルギー反応が起こります。例として、持続可能な開発目標を表すSDGs、言葉は総合振興計画には間に合いましたが、デジタルトランスフォーメーション、いわゆSDX、 CO_2 削減関連の言葉、カーボンニュートラル、さらにはコンピューター関連のICT用語等が乱立し、計画策定に間に合わず計画に反映されていない部分もありますが、計画を総論的に判断しながらデジタル化にも順応し、対応したいと考えていきたいと思います。

次に、喫緊の課題については、形として分かりやすいのは公約でもあるスクールバスの導入だと思います。福祉施設やコミセン建て替えなどのハード施設も同様で、公約でもあり急ぎ実施したいところですが、やはり子どもの成長は待っていないことからも最優先順位として位置づけ、町民の皆様、保護者の皆様、そして子どもたちの期待に一日でも早く応えたいと考えます。既に教育委員会が、予算以外のことでは地道に、かつ丁寧に動いていただいております。さらに、今回の議会において提案している補正予算の承認をいただければ、早急に専門家による検討委員会等の会議を開き、今現在保護者や地域の皆さんの情報収集をしておりますので、それらを題材にして早急に検討をされることとなります。過去の経過や思いもありますので、とにかく丁寧にやってほしいと教育委員会には指示がしてあります。

そして、スクールバス予算については来年度予算にも盛り込み、予算成立後、早い時期で実施する予定で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。喫緊の課題とあおるわけではありませんが、心配しているのは今後の消防予算をはじめとした広域関連予算の伸びや、今後のごみ処理場問題には危惧をしております。

先日、小川町の島田町長と2人で寄居町のごみ処理施設オリックスのバイオマス工場、さらには 資源循環工場のゼロエミッション施設を見学しましたが、どちらも焼却灰やダイオキシンを出さず にごみを資源として循環させるすばらしい施設でしたが、まだまだごみの受入れが足りない情報で した。今の受益者負担で、このまま継続できるのかが心配であります。郡内の首長さんも若返って おり協調も取れますので、常に情報交換をしながら考え直していく必要があるのではと思います。

そしてもう一点は、アナログからデジタルへ、いわゆる自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)への過渡期です。いまだにマイナンバーカードが5割に満たない普及ですが、今後事務手続のオンライン化やICTを利用した災害対策など、急速に進んでいきます。私は個人的には、最近の行政へのAIロボットなどの普及も言われておりますが、やはり自治体の窓口は対人間、人と人とのつながりを常に主張する反アナログ派でもあります。しかしながら、AI化やオンライン化が進んで、行政手続の余った時間を住民サービスとして今以上に寄り添える、そのように進めていく、そう考えることは逆転の発想であり、私が元気な町をつくる、町民に寄り添う町をつくることにつながると最近は考えております。町としても、今後はデジタル推進の専門担当、あるいは推進室を設置する必要があるのではとも考えており、職員や近隣自治体と協議をしたいと考えております。

長くなりましたが、吉野議員質問の新町長が目指す政策の方針と喫緊の課題の答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2番、中学校の部活動の地域移行についての質問の1番、中学校部活動に所属している生徒の割合と大会における主な成績でございます。現在滑川中学校の部活動数は、運動部で10、文化部で2の合計12の部活動がございます。運動部に所属している生徒が377名、文化部に所属している生徒が154名となっています。全校生徒が582人となりますので、91.2%の生徒が何らかの部活動に所属しているといった状況でございます。

運動部ですが、野球部、サッカー、陸上競技、男子バスケ、女子バスケ、バレー、卓球、剣道、 男子ソフトテニス、女子ソフトテニスの10でございます。文化部については吹奏楽、美術部の2部 となっております。

次に、大会における主な成績でございますが、今年度の学校総合体育大会では、県大会に出場したのが野球、バレー、剣道男子団体、剣道男子個人、剣道女子団体、剣道女子個人、男子バスケット、卓球女子団体、男子テニス団体、陸上で8種目、水泳で3種目となっています。ここから関東大会に出場したのが、水泳男子200メートル平泳ぎとなっています。また、今年度の新人体育大会、先ほど教育長の行政報告の中にもありましたが、こちらの大会で県大会に出場したのが男子バスケ、バレー、男子テニス団体、男子テニス個人、女子テニス個人、卓球女子団体、卓球女子個人、剣道男子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団体、剣道女子団人、硬式テニス男子、陸上で5種目、水泳で1種目となっています。なお、新人戦では関東大会、全国大会等はございません。

また、喫緊の大会結果ですが、大塚町長、それから馬場教育長のほうからもご報告ありましたが、 埼玉県中学校駅伝競走大会に男女チーム共に出場し、女子チームが見事優勝、関東大会、全国大会 への出場を決めました。関東大会は東京八王子で12月4日に開催され、27位という成績でございま した。全国大会は12月18日、滋賀県野洲市を会場に開催される予定でございます。

次に、文化部です。吹奏楽部が埼玉県吹奏楽コンクールAの部の西部地区大会にて金賞を獲得、 県大会に出場しました。そこで銅賞を獲得しております。

また、美術部ですが、こちらは森林公園とのコラボレーションにより、公園西口の階段アートを 作成しております。公園の西口階段を見事に彩っており、この様子は埼玉新聞にも取り上げられて います。さらに、公園内のクリスマスツリー、こちらのオーナメントの作成を手がけており、現在 展示中となっています。

次に、質問の2、部活動の地域移行の概要とその課題でございます。現在の部活動の一般的な課題として、滑川町ではちょっと該当しない部分もあるのですが、深刻な少子化に伴う生徒数の減少により学校部活動の維持が困難となり、スポーツ、文化芸術活動を継続して親しむ機会の確保が困難になっているという状況があること、また休日出勤や平日の時間外労働における指導や経験のない教師が指導せざるを得ない状況、こういった教職員にとっての大きな業務負担となっていることなどが課題として挙げられています。

このような中、部活動における教育的意義を継承、発展させるとともに、その課題解消のためにも部活動の改革の必要に迫られたところでございます。そこで、今年度スポーツ庁の有識者会議の提言を経て、令和4年11月にスポーツ庁と文化庁の協働により、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)が改めて示され、部活動の地域移行についての国の考え方が見えてきたところでございます。ただし、まだこれは案の段階でございまして、現在パブリックコメント等を実施し、年度内にガイドラインが確定される見込みでございます。また、これを受けて県でも部活動の地域移行推進委員会、こちらを組織し、指針や手引きの作成に向けて取り組んでいるとのことで、同じく年度内の発出を目途に進めているということです。

このガイドラインの案では、1、学校部活動、2、新たな地域クラブ活動、3、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、4、大会等の在り方の見直し、この4つの観点から構成されたものとなっています。まずは、公立中学校の休日の運動部活動から段階的に地域移行することとし、移行先には地域の総合スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間企業などを想定しています。

先ほど吉野議員がおっしゃられたとおり、令和5年度から令和7年度、この3年間を改革集中期間と設定し、地域移行に向けた環境整備をそれぞれの地域の実情に合わせ、可能な限り早期な実現を目指すとされています。しかし、この地域移行については課題が山積しています。1つは、移行

先である団体や地域連携体制を選択した場合における部活動指導者の確保です。移行先には、国は総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体などを想定していますが、そういった移行先がない場合や、移行先があっても受入れ体制が整っていない場合が多く見受けられます。活動場所についても、グラウンドや運動施設、文化活動施設が少ないこともございます。また、様々な競技や文化芸術活動の指導者を確保することは容易ではございません。しかも、教師と同様に生徒の安全や心身の健康に配慮しながら適切な態度、言葉で指導するというのは、想像以上に難しいことであると考えます。

また、もう一つの大きな課題が費用負担です。これまでの部活動の多くは、顧問の教員が献身的に支えてきました。しかし、これを民間などの団体に委託する場合や指導者に指導のみを委託する場合は、当然費用が発生します。その際の委託料や報酬は、誰がどの程度どのように負担するのかといった問題が生じます。スポーツクラブや施設の使用料についても同様です。また、活動場所により送迎等も必要になってくることもございます。こうした費用が、全部もしくはたとえ一部であっても保護者負担となった場合、特に経済的に困窮する家庭への支援も必要になってくるかと考えます。

部活動は、学校教育の一環であり、教育課程外の活動ではあるものの、その関連が強く図られます。休日のみを切り離して段階的に移行するのは、課題が多いと考えます。また、部活動により培われる個性や意欲、能力の育成は、学校教育活動に大きく寄与していると考えます。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから安易に地域移行することは難しく、学校教育活動との関連において慎重に移行する必要があると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長(馬場敏男) 教育長、吉野議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

部活動改革をする大きな理由は、先ほど局長から述べさせていただきましたように少子化、もう一つは教師の長時間労働でございます。これらの問題を地域に移行し、解決しようとしているのですが、地域移行にも課題が山積しております。大きくは、委託する団体や指導者をどうするか、経済的、時間的な家庭の負担をどうするかなどでございます。本町といたしましても地域移行のやり方にとどまらず、部活動はどうあるべきかなどを本町としての広い視野で地域や学校ぐるみで見詰め直し、部活動を子どもたちにとってよりよいものにしていかなくてはならないと考えております。

これらの課題に対しまして、国はガイドラインを作成し、現在広く意見を聴取しております。また、国のガイドラインを受けまして、県の検討会議も始まるようでございます。これらの動向を注

視し、先行実施をしている市町村の事例を研究し、今後町の関係者とも協議をし、町の教育委員会としての基本的な考え、スケジュールを定めていき、部活動を子どもたちにとってよりよいものにするようにしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、吉野議員さんのご質問、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」 放送終了後の取組について答弁をさせていただきます。

大河ドラマの放送も終盤を迎えまして、世間では早くも来年度の話題が語られることが多くなりました。しかしながら、私たちにとって「鎌倉殿の13人」は、比企氏という歴史に埋もれてしまった人物に改めてスポットライトが当てられ、多くの皆様にその存在を知っていただく大きな契機になったと感じております。「鎌倉殿の13人」には多くの人物が登場しておりますが、比企尼や比企能員などが脚光を浴びたことにより、比企及び滑川町という名前を広くお知らせすることができたとともに、町民皆様にとっても新たな郷土の歴史を知る機会になったと感じております。その上で、ご質問をいただきました内容にそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、本町及び比企市町村推進協議会の事業の進捗状況と今後の計画についてでございます。 9月定例議会におけます吉野議員さんの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、令和4年 度町の事業といたしましては、観光協会を通じて町内における交通アクセスを憂慮し、コロナ禍に おける地域活性化事業の一つとして新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、電動の三輪 車によります誘客宣伝の取組を継続して実施しております。また、谷津田米のPR事業につきまし ても、引き続き町ホームページや各種のPRチラシを用いた宣伝活動を様々な機会を通じて、広く 町の内外に向けて実施をしているところでございます。

続きまして、比企市町村推進協議会の事業でございますが、推進協議会の今年度の事業に関しましては、ご承知のとおり講演会の開催でございました。この講演会につきましては、去る9月23日の祝日、フレサよしみを舞台に開催をいたしたところでございます。当日はコロナ禍ということもあり、十分な感染対策を講じての開催となりましたが、招待者も含めまして550名を超える皆様をお迎えすることができ、れきしクンこと長谷川ヨシテル氏の講演に始まり、本町が制作いたしました紙芝居「比企氏物語」の朗読上映、また大東文化大学の落合義明教授による武蔵武士に関する学術的な見識など、盛りだくさんの内容を詰め込んだ事業でございました。あわせて、推進協議会構成市町村それぞれがPRブースを開設し、滑川町においても谷津田米をはじめ、町の魅力発信に努めさせていただきました。

続いて、今後の計画についてでございます。本町においては、今後も引き続き町の魅力発信事業 及び谷津田米のPRをホームページ等を通じて継続して実施する予定でございます。特に今後は、 町の公式ユーチューブを活用し、若い世代へのPR事業を推進してまいりたいと考えております。 また、昨今山城が大変なブームとなっておりますので、この活用ができないか検討を進めてまいり たいと考えております。

比企市町村推進協議会に関しましては、こちらも9月定例議会における吉野議員さんの一般質問にお答えをさせていただきましたが、本協議会の所期の目的は達成されたと感じておりますので、 年内の解散に向け清算の事務を進めているところでございます。

続きまして、ご質問の2及び3に関しましては関連もございますので、一括して答弁をさせていただきます。比企氏を題材といたしました町のPR事業に関しましては、先ほども申し上げました町で制作しました紙芝居「比企氏物語」の動画再生が1万3,000件を超え、こうした種類の動画再生数としては非常に多くの方に閲覧をいただいておりますことは、ご承知のとおりと存じます。町といたしましては、この紙芝居動画を補完する目的で、解説を盛り込んだ動画が作成できないか検討を進めております。また、大河ドラマの放送により、比企氏に関連した内容の動画も数多く公開されておりますので、これらの活用に関しても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、比企氏を伝える記念碑についてでございます。こちらについては、現在のところそのような計画はございません。町といたしましては、記念碑の建立には町民多くの皆様からのご理解が必要であると考えております。今般、NHK大河ドラマに比企氏に関連する人物が登場し、埋もれた歴史に脚光が当てられる一助にはなりましたが、まだまだ町民皆様の心に深く築かれているとは言い難い状況でございます。

町といたしましては、今後も継続的に比企氏に関する情報を発信し、郷土滑川町に関する誇りと愛情を多くの町民の皆様が享受でき、その上で記念碑建立の機運が高まれば進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させ ていただきます。

質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送終了後の取組についてのうち、2の比企氏を題材とした産業、観光振興等の今後の取組についてのご質問に対してですが、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会については、先ほど総務政策課長のご答弁にあったように、今後清算予定と聞いております。協議会で行われてきた同様な大型イベント等に関しては、町の観光部門である産業振興課、または観光協会で同様に行うことはできないものと考えています。しかしながら、当町内にある観光の一つといった位置づけとなると考えております。協議会解散後に、観光の広報活動に必要な資料は貴重な資料でもあり、協議会から引き継ぐことで観光資源になるものと考えて

もおります。

以前の定例議会でもお話しさせていただいた内容と重複いたしますが、滑川町は比企尼ゆかりの地としてお問合せを観光協会にもいただいており、多くの観光客が滑川町を訪れております。今後観光マップである滑川町タウンガイドにも掲載しながら、歴史の1ページとして滑川町へお越しいただくための一助になれば幸いであると感じております。

大河ドラマを契機として、滑川町が国営武蔵丘陵森林公園だけの町だけではなく、鎌倉幕府設立 の一助となった歴史がある町であるところも観光資源の一つであるとアピールしてまいりたいと考 えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、再質問願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、遠距離通学の件です。遠距離通学の対策については、保護者アンケート、意見聴取会等により把握しているということです。そうした中で、町長の公約の中にも遠距離通学にはスクールバス、または区域外通学の導入ということも触れられております。今後スクールバス導入ありきなのか、それともその他の方法を考えているのか、伺いたいと思います。これは町長に伺いたいと思います。

○議長(瀬上邦久議員) 大塚町長、答弁お願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 町長、吉野議員さんの質問に答弁いたします。

遠距離通学の関係のスクールバス、それから区域外の通学については、私が町長選に立候補する 段階で、2つのテーマは重いテーマとして取り組んでまいりました。当初は、区域外通学をすることによって町の財政負担も軽減できるということで、今日傍聴席にもおりますけれども、後援会の原会長と東松山の市長とは事前にお話をさせていただきました。町長就任の暁には、再度区域外通学について話合いを持ってくれるということで話は進んだわけですけれども、やはり運動している中で、森林公園の南口から朝7時頃、子どもたちが汗びっしょりで歩く姿を見て、その子どもさんに「おじさん、ここからまだ4キロ歩かなきゃならないんだ」と言われたときにふと思ったことが、区域外通学で全て解消できるのか、もし区域外通学が駄目だった場合にはスクールバスを導入することを考えなければいけないのではないかと、その二者選択の考えに至りました。ずっと活動する中で、やはりスクールバスに頼るほうの意見のほうが多いということで、そちらを優先的に検討していくということで選挙公約とさせていただきました。ただし、区域外通学も選択肢の一つとして残すということで、これについてはまた話が進む中で、東松山市と交渉をさせていただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質問願います。

○13番(吉野正浩議員) ありがとうございます。

もう一点、ちょっと具体的な内容に踏み込んでしまうのですけれども、スクールバスについては メリットもありますけれども、デメリットも当然ある。保護者の中には、やはり自分たちも歩いた のだと、あそこを。夏は熱中症の問題とかあるので、確かに考えなくてはいけないというのはある のです。あと、それが低学年から全学年をやるのかとか、また福田地区なんかも、和泉も遠いとこ ろあります。そういったことも含めまして、やはりスクールバスだけでという対応になると、今後 いろいろな細かい問題を調整していかなくてはいけないと思われる事項が多いのです。

そうした中で、執行部としては私が言ったような、そういった全学年に行うのか、熱中症が危険なときだけやるのか、また福田地区はどうするのか、保護者の意見はどうなのかと、そうことも含めまして、これは教育委員会の事務局長に、いろいろ把握していると思うので、その辺をご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行につきましては、町長の公約を基にその指示を受け、今運行に向けての検討を始め、いろいろ活動しているところでございます。今は、スクールバスの運行について、まず広く、多くの方々から意見を伺い、課題の洗い出しを行い、その課題に基づきそれぞれ運行の計画を立てているところでございます。保護者のアンケート、住民の皆様を対象にした意見の聴取会、また専門家を含めた検討委員会を立ち上げ、そういった数々の機会をつくって多くの方々から様々な観点、視点から意見を伺う中で、バスの運行計画を策定しているところでございます。

先ほど吉野議員がおっしゃられたようなご意見、当然意見聴取会の中でもございました。そういった意見を参酌しながら、よりよいスクールバスの運行に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。現段階では、運行案まだ何も固まっておりませんので、それにつきましても全員協議会や議会、また予算の説明会等も2月にございます。そういった機会を活用しながら議員の皆様方にもご説明させていただき、また議員の皆様方からの意見をいただく中で、運行案を考えていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、ご質問願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございます。

それでは次に、町長のほうから喫緊の課題という中で、コミュニティーセンターの建て替えというお話がありました。この建て替えの必要性については、やはり多くの町民の方が必要性を感じてきたのではないかと私は思っています。老朽化に伴い修繕箇所が増え、予算でいつも補正をして費

用を賄ってきておりまして、もう本当に建て替えの時期だと思っております。

こういった町民唯一の生涯学習、地域活動の拠点でありまして、財政的に非常に厳しい中でありますけれども、町長が言われたとおり、任期中にできれば完成させたいのだというようなお話をいただきました。私もぜひ建設計画を早急に立てて、お願いしたいと思っていますが、町長に具体的に考えを一言お願いできればと思うのですが。

○議長(瀬上邦久議員) 大塚町長、答弁お願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 町長、吉野議員の質問に答弁いたします。

1番の滑川町で造った大きな施設としては、一番古い施設、コミュニティーセンターは昭和54年に完成しております。私も古い人間ですけれども、私が入庁したのが昭和54年ですから、それと同じ時間を歩んできたわけです。そこでは、いろんな文化交流や触れ合い事業が行われて、一つの町のシンボルでもあります。ですから、これはもう歴代の町長さんが、複合化しながら何とか建設をしたいという考えを持って今まで進んできたわけですけれども、やはり滑川町もいずれ高齢化、少子化の時代が来ると思います。そういった将来を考えると、大型複合施設が果たして必要なのかと、そういったことを冷静に考えてみて、今のコミュニティーセンター規模、もしくはほかの施設と複合化させて、そういった予算等が得られるのであれば、そういった施設建設に向かいたいと。それがなくても、町の財政の中から負担をしながら、また多少の借金はするかもしれませんけれども、これを任期中には必ず手がけたいという考えでおります。

この先のことの構想についてあまり今ここでしゃべってしまうと、なかなか用地交渉等もありますので、そこは控えますけれども、いずれにしても私はその4年間に実施すると、できないことは約束しないということで選挙を戦ってまいりましたので、必ずやこれを実現したいというふうに考えておりますので、議員の皆さんにも特段のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上、答弁とします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質問願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございます。今用地の関係もちらっと触れましたけれども、私はちょっとお願いがあります。場所の選定につきましては、公共施設のバランス的な配置というのは非常に必要だと思います。今後自然災害が起きたとしても、役場周辺だけの一極集中だけでは人口の多いところ、ああいったところの方が避難する場所、また役場機能が、やはり市野川南周辺等について前からそういったものが欲しいという住民からの要望がございます。ですから、そういったコミュニティー施設と限らず、複合的な施設も考えながら用地の選定を検討していただきたいと思います。それは私からの要望でございます。

部活動の地域移行の関係です。これは、先ほどから事務局のほうからお話もあるとおり、やはり 委託先とか人材、あと費用の面、非常にまだまだ大変なことがございます。そういった中で、これ は生徒とか保護者の意見というのは聞いているのか、それとも聞く場を今後設ける機会があるのか、 ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただ きます。

先ほど私、それから教育長の答弁の中にもございましたが、今国のほうがガイドラインのほうを 固めているところでございます。それに基づいて、県のほうも指針であったりガイドラインのほう を作成して、市町村のほうに発出していただく予定になっております。

そのガイドラインに基づきまして、町のほうでも部活動の在り方、また地域移行の在り方を検討して、よりよい部活ができるような、子どもたちが困ることのないように、保護者が困ることのないような形での部活動の地域移行ができるように検討して進めていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、ご質問願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございました。

私からの質問は以上とさせていただきます。丁寧なご説明大変ありがとうございました。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で吉野正浩議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時です。よろしくお願いします。

休 憩 (午前11時49分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◇ 小澤 実議員

○議長(瀬上邦久議員) 引き続き一般質問を行います。

通告順位2番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番(小澤 実議員) 8番、小澤実です。議長に発言のお許しをいただきましたので、通告順に 従い一般質問を行います。

大きな項目1、羽尾地区の将来の町づくりについて。1、羽尾地内の土地利用に関する住民意向調査について、令和3年1月18日から2月19日の約1か月間をかけて、調査対象区域がおよそ86へクタール、調査対象人員が608人で、回答件数が381件、63%でありました。この調査目的は、将来

の羽尾地区の土地利用について地権者の意向等を把握し、今後の都市計画や新しい町づくりの方向 性、整備方針等を検討するための基礎資料として活用することでありました。

アンケート結果によりますと、土地所有者の年齢は80代以上の方が12.1%、70代が全体の26.2% で最も多く、次いで60代が25.5%、50代が12.9%で、50代以上の占める割合が76.7%で全体の8割弱であります。また、地域別では、十三塚、新宿地区を合わせると35.7%になります。この2地区は、現在も民間事業者により開発が進む市街化調整区域であり、人口増加が著しい地域であります。次に、市街化区域である両家地区が10.2%で人口が増えています。そして、羽尾地区の新しい町づくりについては、自然環境を保全しつつある程度の市街化整備が必要が27.8%で最も多く、次いで生活環境の向上と市街化整備に重点を置くとを合わせると64.5%であり、今回のメインとなるアンケートで土地区画整理事業の必要性については、必要だと思うが38.6%が最も多く、多少は必要だと思うが32.3%、これを合わせると70.9%でありました。そこで、次の3点について質問をいたします。

- 1、アンケート結果を踏まえて所管課ではどの様な構図を描いているのか、現在の進捗状況について説明してください。
 - 2、今後地域住民に対しての説明会開催等の計画はありますか。
- 3、森林公園駅北口は滑川町の玄関口であり、羽尾地内であります。一日でも早く市街化された「ピカット」輝く町づくりが必要と考えますが、町長の今後の政策についてお聞かせください。

大きな項目2、AEDについて。1、このAED、自動体外式除細動器ですが、以前平成28年第202回定例会で吉田文夫議員が質問した経歴がありますが、再度質問をさせていただきます。AEDについては、現在滑川町のハザードマップには14か所表示されていますが、そのうち5か所が森林公園内であります。各地区の大勢の住民が集まる集会所に設置がないのは、第5次滑川町総合振興計画冊子の第3章、安全で安心な生活を守る仕組みづくりの救急体制の充実、(2)、救護意識の啓発で「災害時に、町民が最低限必要な救急救助活動ができるよう」と記載されています。それと、平成28年第202回定例会で総務政策課長が、今後地域のほうと検討しながら進めていくと答弁をしています。また、各地区の集会所ですが、平成27年4月に運営管理が町より各地区に委託されています。現在、血圧計と塩分濃度測定器は町より無償提供がされていますが、AEDも同様に考えられないでしょうか。町民同士の出会いと触れ合いの機会を生み出す場所は集会所であり、住民の命を救う器具は絶対に必要であります。安全安心な町づくりを進めるには、AEDの設置は必要不可欠です。

2、町内の公共施設に設置されているAEDは、当該建物が施錠されている場合には使用ができません。緊急時、119番してから救急車が到着するまでの平均時間は約8.9分です。救急隊や医師、建物関係者に連絡し、鍵を待っていては命を救えることはできません。そこで、以前私が勤務をしていた坂戸市では、24時間対応可能な体制の電源レス屋外型AED収納ボックスを設置しています。

ぜひとも町内の施錠されている公共施設には必要不可欠です。また、参考ですが、坂戸市では市内のコンビニ24か所にもAEDが設置され、24時間対応可能であります。そこで、次の3点について質問をいたします。

- 1、町内の集会所にAED設置予定はありますか。
- 2、24時間対応可能なAED使用体制の拡充は取れますか。
- 3、町内のAED普及啓発についてお伺いいたします。町内14か所にAEDが設置してありますが、管理、研修会などを実施しているのかお聞かせください。

以上です。

○議長(瀬上邦久議員) 順次答弁を求めたいと思います。

質問事項1、羽尾地区の将来の町づくりについてを稲村建設課長に、質問事項2、AEDを武井健康づくり課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長(稲村茂之) 建設課長、小澤議員の質問事項1、羽尾地区の将来の町づくりについて答 弁いたします。

現在の進捗状況でございます。初めに、ご質問のアンケート調査の実施地域は、大きく大字羽尾の両家、蟹山、十三塚、糠ヶ谷戸の一部地域になります。そこで、当該地域の今までの経緯を述べさせていただきます。この地域の中の両家、蟹山と現在のみなみ野の地域は、昭和45年に区域区分の決定により、市街化区域となりました。いわゆる線引き地域となります。翌46年に羽尾土地区画事業として都市計画決定され、用途としては住居地域となりました。昭和59年に埼玉県が暫定逆線引き制度を導入したことと、地域住民からの強い要望があったことから、昭和60年に蟹山地域においては市街化区域から市街化調整区域に編入する決定がされました。いわゆる暫定逆線引きと言われるものです。平成9年に森林公園駅南土地区画整理事業が完了し、みなみ野が誕生いたしました。その後、平成15年の暫定逆線引き制度の廃止に伴い、平成16年には蟹山地域の用途が廃止されました。現在の蟹山地域は、十三塚と同様の都市計画法34条11号の区域指定となっております。その他の両家地域は、羽尾土地区画事業として都市計画決定された市街化区域第一種住宅地域のままとなっております。

そこで、最近の社会経済状況の変化と当該地域の事業が長期未着手であることから、地権者の意向確認のための調査を令和3年に、羽尾地区の土地利用に関する意向調査として初めて実施したものです。都市計画決定されている両家地域をはじめ、蟹山、十三塚、糠ヶ谷戸の一部を含めた地域を中心に、将来の土地利用について地権者608名に対して381名から回答をいただきました。特に土地区画整理事業の必要性の設問には、小澤議員のご指摘どおり必要と思うが38.6%、多少は必要と思う32.3%の合計70.9%がおおむね必要との回答をいただきました。しかし、おおむね必要との回答をいただきました。しかし、おおむね必要との回答をいただきました。

答をいただいた中で、事業に自身の土地が事業区域に入ることには、全てについて賛同するが30.2% であるのに対し、賛同できないが21.8%、一部賛同できないが13.9%の合計35.7%となっております。このことから、羽尾地区の町づくり事業は必要であるが、自身の土地を含むことには消極的であるとの意向が分かりました。

土地区画整理事業は、道路、公園等の整備、改善、宅地の利用の増進を一体的に進めることにより健全な市街地の造成を図る事業の手法として、都市整備を行う上で最良な手法であると考えております。また、全国的に深刻な人口減少に歯止めをかけるためにも有効な手段でもあります。しかし、近年土地区画整理事業の実施では、これはあくまでも一般論になりますが、調査段階でおおむね9割以上の同意がないと事業完了は難しいと言われております。現在埼玉県では、各市町村別の都市計画基礎調査等の結果と整合を図り、区域区分の見直しを行っております。埼玉県の都市計画マスタープラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、令和7年の市街化区域内の収容可能人口を算出した結果、令和7年に必要となる住居系面積、収容可能人口フレームでは、県南地域を除く全ての地域がマイナスという結果となっております。市街化区域の拡大は、収容可能人口フレームを基に編入することとなるため、滑川町が位置する圏央道地域では住居系の収容可能人口フレームがマイナス評点であることから、市街化拡大の抑制が原則の地域となっております。また、土地区画整理事業が完了しているみなみ野地区、月の輪地区の建築可能な未利用地が存在している等の理由から、新たな市街化区域の編入は困難な状況にあります。町としても、現在埼玉県に対し、市街化区域拡大と区画整理事業の実施について継続的に要望を行っております。

また、町では一昨年、埼玉県都市整備部長との意見交換を行い、森林公園駅周辺の現状と将来的な区画整理事業を含めた開発要望、町の状況等について説明をいたしました。このとき都市整備部長より、区画整理を含めて新たな土地利用、開発手法の検討について、県と町の担当職員同士による勉強会の提案をいただき、今まで3回の勉強会を開催してきました。しかし、近年はコロナ禍の影響で開催を見合わせております。あわせて、建設課内でも情報共有の勉強会を開催しております。埼玉県との勉強会につきましても、コロナ感染拡大状況を見ながら今後も引き続き開催していきたいと希望しております。

当該地域は、第5次滑川町総合振興計画基本計画では、土地区画整理事業をはじめとした新しい町づくりの検討など、地域コミュニティーや人口安定に資する住宅系開発の検討を行うとともに、周辺に調和した良好な住環境の形成を図ることと位置づけております。埼玉県が示す収容可能人口フレームの関係から、現時点での区画整理事業の見通しにつきましては非常に困難な状況に変わりはありませんが、森林公園駅周辺の整備につきましては、町の重点施策でもあります。整備に当たっての新たな手法を含めて、県の指導も受けながら関係機関と十分調整を図り、今後の社会情勢や町の財政状況を踏まえた上で、効率的で効果的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上のような状況であることから、2つ目のご質問の説明会については、現時点で開催の予定は

ございません。今後計画の策定、事業の実施の方向性が示せるようになった時点で、地権者また地域住民の皆様には説明をさせていただきたいと考えております。

3つ目のご質問の市街化された輝く町づくりについては、小澤議員ご指摘のとおり森林公園駅は滑川町の玄関口であり、電車だけでなく路線バスや羽田、成田空港への高速バスの発着点、関越自動車道東松山インターチェンジに近いことから、交通の要の拠点となっております。この駅周辺の町づくりには、総合振興計画にも周辺と調和した良好な住環境の形成を図ることと位置づけられております。

先ほどの答弁とも重なりますが、現時点での市街化区域の編入は困難な状況にありますが、将来 に向けて土地区画整理事業をはじめとした町づくりの新たな手法を含めて、今後も引き続き関係機 関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、小澤議員の質問の2、AEDについてを答弁させていただきます。

AED (自動体外式除細動器) につきましては、2004年7月より一般の方でもAEDを使用して心肺停止状態の救命措置が行えるようになったため、駅、空港、また人の集まる場所、学校など公共施設に徐々に配備が広がりました。その設置については、国の外郭団体である一般財団法人日本救急医療財団がAEDの適正配置に関するガイドラインを作成し公表しております。一部をご紹介しますが、これによりますと設置が推奨される施設の具体例では、1、駅・空港・長距離バスターミナル・高速道路サービスエリア・道の駅、2、旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関、3、スポーツジム及びスポーツ関連施設、4、デパート・スーパーマーケット・飲食店などを含む大規模な商業施設、5、多数集客施設、6、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設、7、交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設、8、高齢者のための介護・福祉施設、9、学校、10、会社、工場、作業場、11、遊興施設、12、大規模なホテル・コンベンションセンター、13、その他として島嶼部や山間部など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所となっております。要約しますと、多くの人が集まる場所、スポーツなど一定程度身体リスクのある場所、医療提供に時間がかかる場所などとなっております。

次に、町内のAEDの設置場所についてご説明します。議員のご質問にありました町の地震ハザードマップには、公共施設のみ14か所掲載されておりますが、埼玉県がホームページ上で公開しているAEDマップというのがございます。これによりますと、医療機関やスーパー、ドラッグストアなど、町のハザードマップ以外に21か所、全部で35か所が掲載されております。また、住宅地図で有名な株式会社ゼンリンが運営しておりますウェブサイト、いつもNAVIというのがございま

すが、こちらには町、県の情報とダブりますが、全部で55か所の登録があり、お近くのAEDの設置場所を調べることが可能となっております。これを見ますと、医療機関をはじめ駅や大型スーパーなど人が集まるところや従業員の多い工場など、また事業所といった、先ほど申し上げたガイドラインに該当する場所には、既にほとんど設置されているのが分かります。ただし、24時間対応の施設は、24時間営業している施設、例を挙げますとホテルなどの宿泊施設、宿泊機能を持つ入浴施設などに限られております。

それでは、最初のご質問、町内の集会所にAED設置予定はありますかについてでございますが、AEDの使用の有効性につきましては、議員の説明にもございましたが、心肺停止からおおむね三、四分以内、それを過ぎますと救命率が1分で約10%下がると言われています。安全配慮義務の観点から、人が集まり活動する場所として集会所の設置は有用とは思いますが、集会所の使用率や夜間施錠されていること、さらに設置に係る導入経費や工事費、蓄電池、バッテリーの定期点検などの維持管理費など継続的な費用が発生し、その費用負担を地元にお願いするか、また町が負担するかなどの問題も予想されますので、集会所の常設設置ではなく、現在もスポーツ活動団体に対しては行っていますが、AEDを通常の活動やイベントごとの貸出方式を取らせていただき、今後住民の皆様には広報やホームページで周知を行いまして、需要によっては追加を検討させていただければと思っております。

次に、24時間対応可能なAED使用体制の拡充は取れますかについてございます。さきに挙げた AEDの適正配置に関するガイドラインでも、可能な限り24時間誰もが使用できることが望ましい とされております。現在24時間可能なAEDにつきましては、役場の警備員室で、夜間の場合は委託の警備員、祝祭日の場合は日中の場合は日直職員がおりますので、年間を通して24時間貸出し、使用することが可能となっております。これについても、今後は周知をしてまいりたいと思います。また、町内の宿泊施設にある設備においても24時間使用が可能ですが、先ほど申し上げたとおり他の施設については開所、営業時間内の対応となっているのが現状です。

議員のご紹介していただいたコンビニや他の公共施設などでの24時間対応ボックスの設置などに ついては、先ほどの坂戸市や既に運用している自治体の情報を収集し、滑川町に導入可能かどうか を調査させていただければと思います。

次に、町内のAEDの普及啓発についてでございます。AEDには、高圧電気を生成するための蓄電池が積まれている関係上、定期的に点検や消耗品の交換などが必要になります。役場などの公共施設、学校、幼稚園や学童保育など、町が設置しているAEDにつきましては、これはリース業者からの借り上げという形になってございますが、定期的な点検とメンテナンスをその業者にお願いして管理しております。

また、AEDをめぐる問題の一つに、設置してあっても、いざというときに使い方が分からない、 知っていても使用にちゅうちょしてしまうといった状況が想定されます。せっかくAEDが設置し てあっても、使用されずに救える貴い命が失われてしまっては、設置の意味がございません。使用が必要な状況判断や使用方法の習得は、必須と考えております。町では、AEDの使用方法の研修について定期的には実施しておりませんが、過去には町職員、学校職員、自治会役員、自主防災組織の方などにお声がけをして講習会を実施したことがございます。また、2年に1回開かれます防災訓練時などに、幾つかの地区では比企消防本部から職員を派遣していただいて、AEDの使用方法の説明をしたこともございます。また、町主催ではございませんが、比企広域消防本部ではAEDの使用方法を含む普通救命講習1という講習会を東松山の消防本部や、比企管内の各分署で年に数回開催しており、半日の講習で、比企管内にお住まいの方であれば一般の方でも参加が可能となっております。このほか、比企広域消防本部ではホームページにAEDの使用方法などを解説したページもございます。

今後、AEDの有用性や比企広域消防本部の取組などを町のホームページや広報で周知啓発を図るとともに、町内での講習会など、新型コロナウイルス感染症の動向にもよりますが、開催を検討させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 小澤議員、再質問願います。
- ○8番(小澤 実議員) ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、最初の羽尾地区の関係ですけれども、現在の森林公園北口方面の駐車場状況ですが、民間 企業に現在通勤をしている方々が現在のコロナ禍の影響で会社に行かず、自宅でリモート業務をし ている方々が多いそうです。その関係で、駐車場の空白が目立っているような状況でございます。

また、そのほかに駅北口周辺で広大な土地を所有している方々がたくさんおりますが、その方々が現在も数名亡くなっているような状況であり、相続等でその土地を民間企業に売り渡し、そこに 分譲住宅が現在できている状況であります。

今後建設課にお願いをしたいのは、開発行為申請等で民間事業者と打ち合わせ時には、その開発 場所だけではなく、周囲の道路状況等についても細部にわたり協議を進めていただき、適切な道路 環境等の整備をお願いしたいと思いますが、意見をお聞かせください。いかがでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長(稲村茂之) 建設課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

民間事業者による適正な開発というご質問でございます。現在滑川町では、例といたしますと十三塚地域が民間事業者による大きな開発が行われております。民間事業者によるまとまった土地の開発につきましては、開発条件としての非自己用住宅ということになります。面積要件でも1,000平米を超える開発につきましては、道路づけとして幅員6メートル、また消防水利の整備、排水先の確保、整備等を細かく規定をしております。今後につきましても、民間事業者の開発に当たっては

適正に指導してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 小澤議員、質問願います。
- ○8番(小澤 実議員) 大変ありがとうございました。ますます土地の利用方法等が少なくなって おりますので、今後の建設課等の、民間業者との対応をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、AEDの関係の再質問をいたします。課長の答弁の中で、現在当直室にAEDを保管し、 貸出しをするということでありましたが、この際そのAEDも個数が決まっていると思われます。 多数の住民の方々から、その使用借用申請が殺到し数量不足時に陥った場合には、どのような対応 をいたしますか。よろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

- ○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、小澤議員の再質問に答弁させていただきます。 現状その需要の数については、想定が今できていない状況ですが、基本的にはこの事業を開始と いうのが決まりましたら、複数個購入し準備したいとは考えております。現状、ちょっとまだそこ まで結論が至っておりませんので、準備期間をいただければと思いますので、よろしくお願いいた します。
- ○議長(瀬上邦久議員) 小澤議員、質問願います。
- ○8番(小澤 実議員) 分かりました。

次に、現在の状況を説明していただきたいのですが、現在役場職員さんの中で普通救命講習の受講者の、終わっている方は何人ぐらいいらっしゃいますか。お願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

- ○健康づくり課長(武井宏見) 小澤議員の再質問に答弁させていただきます。大変申し訳ございませんが、こちらは今データを持ってございませんので、後ほど調べまして回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(瀬上邦久議員) 小澤議員、質問願います。
- ○8番(小澤 実議員) 一人でも多くの方に普通救命講習を修了していただき、いつでも住民の命が救えるような、AEDの取扱いができるような方々を多数受講させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、最後になりますけれども、やはりAEDというのは24時間使用できなくてはなりません。 そこで、先ほど私が申し上げたとおり、電源レス型屋外AEDの収容ボックスなのですけれども、 今後このような対応をしてもらえるのかどうか、その点1点最後にお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

- ○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、小澤議員の再質問に答弁させていただきます。 先ほど申し上げたとおり、24時間対応できるのが望ましいとガイドラインにもなってございます ので、なるべく早くその辺を調査して、できるような形に向けて検討したいと思います。よろしく お願いいたします。
- ○議長(瀬上邦久議員) 小澤議員、質問願います。
- ○8番(小澤 実議員) 大変ありがとうございました。町民の安全安心な町づくりに向けて、一日でも早くAED等の配備等の計画をよろしくお願いいたしたいと思います。

これで私の質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で小澤実議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長(瀬上邦久議員) 明日の12月7日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長(瀬上邦久議員) 本日はこれにて延会いたします。

(午後 1時33分)

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第234回滑川町議会定例会

令和4年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

開議の宣告

1 一般質問

出席議員(14名)

1番	宮	島	_	夫	議員	2番	高	坂	清	$\stackrel{-}{=}$	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈 保	2 子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀		廣	議員
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員
14番	阳	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

田丁	長	大	塚	信	_
教 育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	小	柳	博	司
税 務 課	長	篠	﨑	仁	志
会計管理者会計課	兼長	高	坂	克	美
町民保険課	長	岩	附	利	昭
福 祉 課	長	木	村	晴	彦
高 齢 介 護 課	長	篠	﨑	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環 境 課	長	関	П	正	幸
産業振興課長 農業委員会事務局		服	部	進	也
建 設 課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局	長	澄	JII		淳
上下水道課	長	會	澤	孝	之

本会議に出席した事務局職員

 議会事務局長
 島
 田
 昌
 徳

 書
 記
 田
 島
 百
 華

 録
 音
 松
 本
 由紀夫

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長(瀬上邦久議員) 皆さん、おはようございます。議員各位には、第234回滑川町議会定例会 第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を 開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎発言の許可

○議長(瀬上邦久議員) ここで、昨日12月6日の小澤議員の一般質問に対して、武井健康づくり課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、議長のお許しをいただきましたので、昨日の小澤 実議員の一般質問について答弁させていただきます。

AEDに関するご質問の中で、役場職員で消防本部が開催する救命救急講習1の修了者の人数を とのご質問でしたが、昨日確認できました人数が39人でございました。ちなみに、現在の役場職員 は135人ですので、約29%の者が受講していることになります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎一般質問

- ○議長(瀬上邦久議員) 日程第1、第1日目に引き続きまして一般質問を行います。
 - 一般質問は通告順に行います。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長(瀬上邦久議員) 通告順位3番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番(内田敏雄議員) 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

- 1番、農業施策について。滑川町では圃場整備事業を推進して、大型圃場についてはほぼ整備ができて農業の集約化が進んでいます。しかし、一部で圃場整備直後のときは耕作されていた田畑で遊休地になっているところが見受けられます。また、養蚕が盛んだった頃の桑園跡地に放置されているところが散見されます。そのような中で、農業を取り巻く環境は、営農用の燃油や石油製品を原料とする生産資材などの相次ぐ値上げ、肥料や飼料の価格高騰の状況で生産コストは増える一方です。過去の一般質問の中で、町の新たな特産品の開発に力を入れ、ころ柿、ポロタンなどの生産や6次産業化にも注力していると聞いていますが、次の点について伺います。
- 1、ころ柿やポロタンの増産状況はいかがですか。また、果樹の苗木の補助事業の推進状況はいかがですか。
- 2、遊休農地の現状はどうなっていますか。感覚的には増えているように感じられますが、その 解消施策はどうなっていますか。
- 3、農地の集約化が進み、他方で土地持ち非農家が増えているようですが、それに伴い水利組合などの生産団体の弱体化が進んでいます。その対策についてどのように考えていますか。
- 4、道の駅は、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能という3つの要素を持っています。6 次産業化への推進施策として道の駅の設置の考えはありませんか。

大きな2番、不法投棄対策について。町内の至るところで不法投棄が目につきます。飲料水の容器を軽い気持ちでぽんと捨てるというケースから、テレビのような家電類などの悪質なケースまで内容は様々です。道路に面した農地の草刈りなどを行うと、缶やペットボトルが出てきます。ひどいケースでは、道路から見えない場所に入って不法投棄するようなケースまでありました。

廃棄物処理法では、第5条に「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」と定められているため、基本的には不法投棄されたごみは不法投棄した者を特定できない場合、土地の所有者が自費で処分しなければなりません。滑川町における不法投棄の現状と対策の概要と実績についてお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 順次答弁願います。

質問事項1、農業施策についてのうち、1、ころ柿やポロタンの増産状況と果樹の苗木の補助事業の進捗状況についてと2、遊休農地の現状と解消施策についてと3、土地持ち非農家の増加とそれに伴う生産団体の弱体化の対策についてを服部産業振興課長兼農業委員会事務局長に、質問事項1、農業施策のうち、4、道の駅の設置の考えを小柳総務政策課長に、質問事項2、不法投棄対策についてを関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、内田議員

さんの質問事項1、農業施策についてを答弁させていただきます。

最初に、1のころ柿やポロタンの増産状況と果樹の苗木補助事業の進捗状況についてですが、過去3年間の収穫状況をもって進捗状況とさせていただきたいと思います。まず、ころ柿についてですが、ぶんやまの里、菅田の里の2地区を主な生産場所としながら、個人農家に協力が得られた場合には買わせていただき、ころ柿の生産を行っております。

令和2年度の収穫数は、ぶんやまの里で1,116個、菅田の里で136個、個人農家で122個の合計1,374個を生産しました。令和3年度の収穫数は、ぶんやまの里で730個、菅田の里で608個の合計1,338個となっております。本年、令和4年度の収穫数は、ぶんやまの里で1,224個、菅田の里で515個、個人農家で256個の計1,995個を生産中となっております。

令和2年度と令和3年度を比較すると、マイナス36個と若干の減少ですけれども、令和3年度と 令和4年度を比較すると657個の増産となっております。天候に左右されるころ柿生産ですが、木 々も順調に大きくなっているため、令和4年度は令和2年度より621個、令和3年度より657個の増 収となっており、順調に増産されている状況となっております。

次に、ポロタンについてご説明させていただきます。菅田の里を主な生産場所としております。 収穫量は、令和2年度に約450キロ、令和3年度に約700キロ、令和4年度に約1,350キロというように、前年比で250キロ増、650キロ増というように、順調に増産が続いております。例年10月の土日で滑川農産物直売所において実施しているポロタンの焼き栗については、恒例イベントとして定着しつつあり、作れば作るだけ売れるという状況にあります。本年11月23日の雨模様の中でも、ポロタンの焼き栗を買い求める人によって行列ができたというように好評をいただいております。

次に、果樹の苗木の補助事業についての進捗状況についてお話しさせていただきます。新規推進導入作物として、栗、ミカン、柿の3種類、補助額は苗木の2分の1、上限は1本当たり700円となっております。令和2年度実績は、ミカン5本で3,500円、ポロタン10本となり5,000円、合計8,500円を補助しております。令和3年度実績は、ポロタンが14本で7,000円の補助となっております。本年はまだ支出のほうはございません。

次に、2の遊休農地の現状と解消施策についてですが、農業委員会において年に1度、町内の全 農地の現況調査を行って、利用状況を確認しております。令和2年度では89ヘクタール、令和3年 度では86ヘクタールが町内の遊休農地となっておりますが、その多くが耕作の難しい傾斜地や山林 に隣接した農地であり、現状では山林となった再生困難農地となっております。

調査終了後には、遊休農地化されている農地の所有者に対し、当該農地に対する今後の農地利用に関する意向を確認しております。農地に関する意向確認後は、産業振興課、東松山農林振興センター内の関係部局とも情報を共有し、実情に合わせた遊休農地解消に向けた内容を協議しております。また、農地の賃借を行っている農地中間管理機構と連携して、遊休農地解消に向けた農地の賃借支援も行っております。

次に、3の土地持ち非農家の増加についてと、それに伴う生産団体の弱体化の対策についてですが、各水利組合は当地域で古くから行われてきた米作りを行うために必要不可欠な任意団体となっております。水利組合の弱体化は、当地域農業の根幹が揺らぐ問題であり、谷津沼の維持管理がおろそかになることで堤体の決壊による災害が生じることや、防災関連事業に及ぶことが想定されております。滑川町で農業が行われてきた1,000年以上もの長きにわたり培われてきた水利組合という文化であり、地域の知恵は今後も存続すべきものであると考えております。

内田議員のおっしゃる弱体化についてはゆゆしき問題であり、産業振興課だけで考えるのではなく、地域の農家の方々、地域の代表である区長さん、農業委員会及び農地利用最適化推進委員、議会議員の皆様といった地域の方々と共に考える問題と考えております。産業振興課で行っている人・農地プランや各種説明会での討論内に、地域の実情に沿った協議を行っていきたいと考えております。このような説明会にはぜひともご意見を賜り、地域の皆様と共に問題を解消するための意見交換を行っていければ、この問題も実情に沿う形で解消できるのではないかと思っていますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、内田議員さんのご質問1、農業施策について、そのうち道の駅の考え方について答弁をさせていただきます。

道の駅は、ご承知のとおり平成5年に創設された制度で、現在全国では約1,200を数え、滑川町の近郊でも、めぬま、はなぞの、おがわ、よしみ、ひがしちちぶの5か所が道の駅として国土交通省に登録をされております。内田議員ご指摘のとおり、道の駅は休憩、情報発信、地域連携の3つの大きな機能を有し、その目的は道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供であり、地域の振興に寄与することとしております。

道の駅の登録に関し必要な要件といたしましては、24時間利用できる十分な容量を持った駐車場、トイレ、子育て応援施設とされており、道路や地域に関連する情報を提供する施設があること、また観光など地域振興施設があること、バリアフリーであること、これらも要件となっております。

道の駅の整備方法といたしましては、自治体と道路管理者がそれぞれの持分を整備する一体型と、 市町村単独で整備を行う単独型があり、その割合は全国的にはほぼ半々でございますが、設置主体 についてはほぼ全てが市町村となっております。国の各省庁には、道の駅整備に関する補助金のメ ニューもございますが、用地と建物に関しては、基本市町村によって整備する必要がございますの で、整備に係るコストも相応の額になると予想されます。また、道の駅の経営状況を見てみますと、 全国の約3割が赤字経営であると伝えられておりますので、開設後の運営に関してもコストの問題 に直面することが予想されます。 国土交通省では、2020年から2025年までを道の駅第3ステージ、地方創生・観光を加速する拠点への進化と位置づけて推進を図っておりますが、先ほど述べましたように市町村で整備を行う部分が多く多額の費用が生じるため、整備に当たっては明確な目標とビジョンを持って取り組まなければなりません。

また、滑川町は現在、今後既存の老朽化した公共施設の整備をどのように行うかといった大きな課題がございます。したがいまして、現時点では道の駅整備に関する具体的な計画はございません。 しかしながら、今後整備方法に関する新たな制度の創設も考えられますので、注意深く見守っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、内田議員さんからの質問、不法投棄対策について答弁をいたします。

まず初めに、内田議員さんのご指摘のとおり私有地における不法投棄については、不法投棄をした者を特定できない場合には、土地の所有者が自費で処分をしなければなりません。町道など公有地も同様に、不法投棄をした者を特定できない場合、町で処分をしております。

ご質問にあります滑川町における不法投棄の現状ですが、山間地や関越道の側道など通年見られ、町に情報が寄せられております。町では、不法投棄防止と不法投棄物の回収、ごみ集積所の維持清掃のためシルバー人材センターに委託し、週2回、火曜と金曜日に環境パトロールを実施しております。

令和3年度の実績は、可燃ごみ、空き缶や衣類等の一般ごみが1,387件、自転車、ストーブ、扇風機等の一般粗大ごみが77件、分解が必要なソファーや椅子など粗大ごみが21件、家電4品目と言われるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどが12件、そしてタイヤ、外壁材、消火器等の処理困難物が26件でございます。そのほか、環境課の生活環境担当が直接対応したものの不法投棄が29件でございます。処理困難物以外は、小川地区衛生組合に持ち込み処理をいたします。また、令和3年度の家電4品目とタイヤ等の処理困難物の処理費用は82万7,770円でございました。

令和4年度10月までの実績については、可燃ごみ、空き缶、衣類等の一般ごみは847件、自転車、ストーブ、扇風機等の一般粗大ごみは16件、ソファー、椅子等の分解等が必要な粗大ごみは3件、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電4品目は10件でございます。このほか、タイヤや外壁材、消火器等の処理困難物については21件、そのほか環境課生活環境担当が対応したものが10件ございます。

悪質な不法投棄については、警察に通報し原因者を特定いたします。実際に令和元年度に町内の 集会所に大量の粗大ごみが不法投棄され、東松山警察署に通報いたしました。その後、廃棄された ごみの中に個人を特定するものが発見されたとの連絡があり、町から比企郡内に所在する原因者に連絡を取り、引き取ってもらった経緯がございます。このとき、原因者からの話によりますと、業者からチラシが入り軽トラック1台分を低料金で片づけるという内容でございました。そこでお願いしたそうです。そのまま業者のほうは片づけず、そのまま滑川町内で不法投棄をしたということでございます。不法投棄をした業者は特定はできませんでした。

また、令和3年度8月に伊古、山田において、建築廃材、主に瓦でございますけれども、2トンほど不法投棄され、県環境管理事務所や警察にも連絡し、調査等実施いたしましたが、原因者は特定できませんでした。処理困難物として処理をし、費用は26万8,950円かかりました。

続いて、不法投棄対策でございますが、先ほど来何度も名前が出ております環境パトロールでご ざいますが、不法投棄防止のためのパトロールとして、不法投棄物の回収、それとごみ集積所周辺 の維持清掃を行うため、町シルバー人材センターに委託をしております。週2回、火曜日と金曜日 にパトロールを実施しております。

続いて、看板設置でございますが、道路や農地等、ポイ捨てが頻発する場所において看板設置を 行っております。

続いて、令和3年度から看板設置以上の効果的な対策として、移動式監視カメラの設置を行っています。設置に当たっては要綱を整備し、要望のあった2か所に設置を行いました。設置とともに監視カメラ設置中の看板を設置し、不法投棄の防止を図っております。現在監視カメラは2台準備をしてあり、主にごみ集積所近く、個人の土地への設置の実績はございません。

環境課といたしましても、住民要望に迅速に対応するため、今後監視カメラの台数を増やしてい く予定でございます。今後も不法投棄がされやすい町有地への設置を積極的に行い、不法投棄防止 に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、再質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) ありがとうございます。幾つかちょっと確認したいことがあるのですけれども、まず農業施策のほうで、圃場整備で農地を集約して規模を拡大するというのは常套な手段であると思うのですけれども、これには当然、例えば昔はその地域で30軒ぐらいの農家が一緒に農業をやっていたのを圃場整備して、集約化して3軒ぐらいになるというような形になるのだと思うのです。そうするとそれまで、昔は秋の収穫が終わると、ため池の水を落とした後の土手のため池の普請をやったりとか、あるいは水路、あるいは農道の普請をみんなで出てやるというようなことで、農業の必要な資産というのですか、そういうものを維持してきたのはあったと思うのです。それが集約化することによって、30軒ではそういうため池の普請、土手普請だとか道路の普請だとかということはできていたとしても、3軒になればやっぱり難しいのかなと。現状、今の土地の所有者の方というのは、子どもの頃にまだ自分の家の田んぼとか、そういうところで稲作をやっているのを

みんな見て育った世代ですので、やっぱり地主の方が自分が農業をやっていなくても、そういう普請に、掘りさらいをするとかというときにやっぱり協力してくれている、自分の土地を維持するのだから当たり前と言えば当たり前なのでしょうけれども。でも、そういうふうにして、今のところまだ何かボランティア的に協力をしてもらっていると。自分の土地の田んぼの維持のためにやるのだからボランティアというのもちょっとおかしいのでしょうけれども、だけれどもそれがもう次の世代になると、恐らく出てきてもらえなくなる。手伝ってもらえなくなる。そうすると、農業をやっている3軒でやらなければならない。現実に、水路の維持、ため池の維持を3軒で維持できるかというと、難しいのではないかなというふうに思います。

この間農水省のホームページを見ていたら、ある里山の地域のいろんな活動についての資料が載っていまして、10軒を割ると生産維持というか、生活維持の活動というのはほとんど機能しなくなる、10軒を割ったぐらいから急激に機能しなくなって活動としては止まってしまうというような資料があったのですけれども、多分生産団体のそういう活動も同じだと思うのです。

そういう上で、先ほど答弁の中で、自分の土地なのだから地域で考えて、地域が考えることを行政は応援しますよと、多分これは正論だと思うのです。だけれども、農業はやっぱりそれでは維持していけなくなるというのが今の現状ではないかなと思うのです。だから、少ない軒数でも維持できるような、そういう農業構造というものを考えていかなければならないというふうに思います。

そこで、やっぱり農業そのものというのは、食料の生産ということを考えれば安全保障にも関連してきますし、それから大雨が降ったときに田んぼに水が入ることによって、一遍に川に流れ込むのを防ぐという防災の効果もあるわけです。そういう意味で、農地はどんなに生産者が少なくなっても、やっぱり基幹産業として残していかなければならない産業であると。滑川町においても、緑豊かな田園風景というのはやっぱり財産であると思いますし、何とかして残していかなければいけないのだろうと。そういう中で、生産者にだけ負担をかけて緑を維持する、農業風景を維持するというのは、もう無理なところに来ているのではないかと。

そこで、農地を維持する方法として、産業を新しく興して農地を使うということを当然考えるのはやっぱりセオリーだと思うのですけれども、それだけでは今はもう維持できなくなるところまで来ている。そうすると、行政のほうでもやっぱりどういう形にしていくかというのを考えて、それを住民と相談しながらつくり上げていかなければならないかと。ただ、行政はあくまで地主のお手伝いですよということではなくて、スタンス的にもっと行政がここに入り込んでいかなければならないのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、内田議員 さんの再質問に答弁させていただきます。 先ほどのご質問の中で、水利組合がこうなるというお話もお伺いしました。そうした中、町内の 水利組合の私の感じている部分になってしまいますが、回答をさせていただきたいと思っておりま す。

水利組合、各種水利組合が幾つもございます。それは、谷津沼ごとにあるからでございます。そんな中、内田議員さんのおっしゃっているように、少なくなる水利組合もあると聞いております。しかしながら、ほかの水利組合、他地域を見ていただくとというふうになってしまうと思うのですけれども、地権者を基準とした水利組合、これが現実に存在しております。ちなみに、私の地域ではそういう形になっております。耕作者ではなく、地権者が全部出て行うと。それは、ため池の谷津沼ごとに、これは違うお約束という形になると思うのですけれども、そういった形でやっているところもございます。

ほかの地域も含めながら考えを、いろいろな情報を聞きながら水利組合をやっていっていただきたいと思っているのですけれども、そうした中、一方内田議員さんのおっしゃっているとおり、弱体化のお話もございます。そんな中、私ども産業振興課のほうで推進している多面的機能支払交付金、こちらのほうで地域の皆様と一体となって地域を守っていただきたいなという考えもございます。併せ持った水利組合、そして多面的機能支払交付金の制度を有効に利用しながら、そして先ほど私の答弁でございましたように、皆様とも協力して考えながら進んでいければというふうに考えております。一応その中で、ほかの地域との連携という形もできればいいかなというふうにも考えております。

今まで水利組合、これの会議はございません。そうした中で、改良区、水利組合持っているものもございますので、今後はそういった水利組合ごとのお話、またはまち・ひと・しごと、こちらの会議の中でそういった面もお話ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) 先ほどのため池の問題なのですけれども、ため池についても、かなり山に近いところにあるので、落ち葉が入ってしゅんせつ工事が必要なところはたくさんあるわけです。 現実にしゅんせつ工事をするにはお金もかかるわけで、補助金も100%というわけには当然いかないわけで、そうすると水利組合がお金を持っているところはいいのですけれども、お金を持っていないところはお金を集めなければならない。正直言って、土地持ち非農家でお金を出してまでため池を維持しようかって考えていらっしゃる人は少ないと思うのです。現実にため池の維持ができなくなると、滑川町の農業はため池に依存している部分が大きいところがかなりの面積を占めていますので、ため池が使えなくなるというか、ため池の機能が落ちてくると田んぼが使えなくなる、要はため池が生きているうちは田んぼは使えますけれども、ため池が死んだら田んぼも死んでしまう

ということになるわけです。だから、どうしてもため池の維持というのは必要だというのは、それは行政のほうでも十分認識されていると思うのですけれども、そのための農業予算の申請とか、そういうものにつながっていくのだろうというふうに思うのですけれども、しゅんせつ工事などは、もう緊急に必要な部分というのはあちこちで出てきている、そういう状態なので、その点を役場のほうでもやっぱりちょっと考えていただかないと、田んぼそのものが使えなくなってしまうという現状はあるということを認識していただきたい。その辺はいかがでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、内田議員 さんの再質問に答弁させていただきます。

各ため池のしゅんせつ等、こちらのほう行われていない部分も認識はしてございます。そうした中、私ども産業振興課の中で今後行っていく事業の中で、防災・減災事業という形でため池の改修を考えてございます。そうした中で、工事を実施するため池に関してになってしまいますが、全部のしゅんせつではありません。堤体を、工事を行う部分のときにしゅんせつができればいいなというふうに考えております。そういった指示もしてございますので、工事の中でできるところは行っていきたいと。そして、先ほど来もお話ししてございますが、ため池を維持するためには、やはり役場だけではなく、地域の皆様とお話をしていかないと維持はできないなというふうに考えておりますので、改めてそういったものも含めながら、会議等で協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) ため池については、多分圃場整備して使われなくなっているというか、遊休の田んぼになっているところは恐らく水が入りづらい、水が足らない、あるいは日照りが続くと水が足らなくなるというようなところ、水の入りづらいところがどうしても使われなくなってくる。だから、ため池の機能が落ちてきた分だけ、田んぼが使われなくなっていくということの表れだと思うのです。ぜひその点を考慮いただいて、ため池の維持に何とか全力で取り組んでいただきたいというお願いをしまして、ため池の問題はあれなのですけれども、そこで一旦終了したいと思います。

次に、道の駅の話なのですけれども、道の駅、確かにほかのところを見ても大体国道沿いで、恐らく自治体が多分主体になって設置するのだけれども、道路管理者と一緒になってやる、協力してやるという形でやる上で、国道沿いのほうが国の補助をいただきやすいというような現状があるのかなというふうに思うのですけれども、県道の場合は県のほうでの補助というのが出るのではないかなと想像できるのですけれども、やっぱり県道と国道ではそこに差が出るものなのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 道の駅設置に関します道路の要件でございますけれども、基本的には幹線道路といったような言 い方を国のほうではしております。基準となるものについては、実際明確に定まったものというの は、恐らく私が見た中では存在しなかったという状況です。ただ、現状やはり国道、県道に面した ものといったものが、道の駅設置の要件として重点的なものとして取り扱われているという状況で ございますので、道路種別によっては、国道、県道以外でも可能だといったような判断もできると いうことでございました。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) 分かりました。なぜ道の駅の話を持ち出したかというと、私は農業を維持 する上で、生産のほうもさることながら、やっぱり販売先、販売に力を入れるということが大切な のではないかなというふうに考えていまして、そうすると販売を強化する材料として道の駅みたい なものがあれば、農産物の販売にもなるし、あるいはまた観光の拠点としても使えるのかなという ようなことで道の駅という例を挙げたわけなのですけれども、農産物の販売については、例えば滑 川町には森林公園という大きな観光資源があるわけで、年間80万人もの人が来るというふうに言わ れています。この80万人をうまく活用できれば、農産物の販売にも結びつけられれば、農業の衰退 も防げるのではないかなというふうに考えまして、それには何が必要なのかなと。農産物を販売す るところが増えれば、農産物をそのまま販売したり、あるいは加工して売ったりというようなこと にもつながっていくのかなという、販売拠点の充実ということの一つの例として道の駅というのを 挙げたわけなのですけれども、例えば今農協の直売所で野菜を売っています。あれを農協の直売所 に、森林公園に来た方が帰りに寄るのかというと、何かあんまり寄っているような雰囲気にも見え ないのですけれども、例えば実際にそういうことができるのかどうか分からないのですけれども、 森林公園の南口なり中央口、西口に野菜の販売の屋台みたいなものが出せれば、地元野菜、例えば 都会の人にしてみると地元の露地ものと言われる野菜って、私なんかは地元で育っているので、昔 から露地ものの野菜で育っていまして、スーパーの野菜よりも露地ものの野菜のほうがくせが強い というか、トマトなんかも青くささがいっぱい残っているという、やっぱり露地ものの野菜の味と いうのは違う感じがするのです。これを東京の人なんかに話を聞くと、やっぱりそういう田舎に行 ったときに買ってきた露地ものの野菜がおいしかったという話を聞くので、私たちは普通にナスが 取れるときには、子どもの頃は朝から晩までナスを使ったおかず、そういうようなものが当たり前 で、そんなに珍しいものだとは思っていなかったのですけれども、でも東京の人にしてみると、そ ういう露地もののナスとかトマトとか、そういうものはおいしいと感じるらしくて、機会があれば

買いたいというような話を伺うことがあるのです。だったら、森林公園に来るようなお客さんに、そういう滑川の露地ものの野菜を販売するような機会が提供できれば、もうちょっと販売できるのかなと。そういうところで売れ始めれば、ふだん滑川町の土地持ち非農家と呼ばれるお宅でも、大体自分のところで食べるくらいの野菜は家庭で作っているわけで、それをちょっと増やすことで販売することは可能だと思うのです。私らにしてみれば珍しい野菜ではないから、そんなに売れるのかなという感じはするのですけれども、東京の人にしてみれば、そういうのも何か貴重な野菜のように、ましてその日に取れた野菜が買えるということになれば、あるいは森林公園で遊んだ帰りに買ってもらえるのではないかなと。そういう露地ものの野菜が買えるということが定着すれば、多分農直なんかも帰りに寄ってもらえるようにつながっていくのかなと。そういう意味で、農業のやっぱり生産の転換点ですか、農産物の生産の転換を進めることも多分必要なのですけれども、今作っている野菜をちょっと余分に作って販売していくという、そういう発想も必要なのではないかな。いわゆる農業だけで独立して採算を合わせるのが一番いいわけですけれども、でも現実にはそういう転換をするのはなかなか大変なエネルギーが必要なわけで、それをちょっと発想を変えることによって、何か生かせるのではないかなというふうに考えるのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長兼農業委員会事務局長、内田議員 さんの再質問に答弁させていただきます。

例として、森林公園のほうをお話ししていただいたのだと思います。森林公園に関して、ちょっと若干説明のほうをさせていただきたいと思います。実際何年か前に、野菜の直売という形で出たことがあります。そうした中、やはり森林公園で販売するのに当たっては、森林公園の販売に関する仕様がございます。例えば規格であったりとか販売者、個人で販売するに関しては、ちょっと森林公園はやめていただきたいという形でお話を伺っております。個人ではなく、例えば農協からの、直売所からの販売という形になるかと思います。そうした中で、出たときのお話をちょっとさせていただきます。やはり森林公園に来た方々も、滑川産の農産物ですよと快く買っていただく方もいらっしゃいました。ただ、そんな中どうしても森林公園の販売価格が、若干農協よりも高くなってしまう。さらに販売に関しても、それと通常森林公園に来られる方がスーパーとかで買われている農作物と、若干見た目とかの関係で敬遠されてきたというようなほうのお話を伺っております。

今後も森林公園と協議しながら、滑川町の農産物は見てくれではないよと、おいしいのだよというお話をできる形で、お話ができればというふうに考えております。実際森林公園の中で販売をするのに当たっては、どうするかというお話も多々しておりますので、今後JA農産物直売所、こちらと協議もしながら進めていきたいというふうに考えております。一歩一歩ですが、滑川町の農産

物を販売できるような努力は進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) ありがとうございます。野菜の見てくれとか、そういうのも販売する上では大切だと思うのですけれども、逆の発想もあるのかなと。あるとき私は、都会の親戚に野菜をあげるのに虫が食って穴だらけのものを持っていって、虫が食っているのだけれども食べると言ったら、虫が食べているということはそれだけ安全なのだからというふうな見方をしてくれます。社交辞令なのかどうか分からないのですけれども、そうやっておっしゃる方もいらっしゃるので、逆に栽培のときに農薬を使っていませんよということをアピールすれば、虫食いだらけのものは売れると。虫食いだらけのほうが、むしろ農薬を使っていないことをアピールできるみたいな部分もあるのかなと。その発想の転換という一つの例として、そんなのもあるのかなというふうに思うので、一度何かぜひアイデアをいろいろ考えてやっていただきたいなと思いますけれども。

続いて、不法投棄についてお伺いします。不法投棄で、監視カメラというお話がちょっと出たのですけれども、監視カメラは現在何か所ぐらいあるのでしょう。

○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、内田議員さんの再質問に答弁いたします。

監視カメラにつきましては、先ほどの答弁にあったように固定したものではなくて移動式ということで、現在はごみの集積所のほうで不法投棄が多いというところがございまして、そこの2か所に現在設置してありまして、一緒に先ほども答弁したように監視カメラ作動中という表示もしてあるのと、その後は一応地元の環境委員さんのほうからのお話によりますと、不法投棄のほうはその後はされていないと。でも、もうしばらくちょっと置いていただけないかということで、現在は町内2か所に監視カメラのほうは設置してございます。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員、質問願います。
- ○12番(内田敏雄議員) 不法投棄の問題は、先ほど最初に申し上げましたけれども、不法投棄した 人が誰だか分からないと、不法投棄された被害者がさらに被害を負うような、そういう問題なので す。だから、非常に何か私としては納得がいかない。確かに捨てた人が分からないのだから、そこ の土地を持っている人が処分するというのはしようがないのだろうと頭では分かるのですけれど も、被害を受けた人が、さらに自分でお金を出してその捨てられたごみを片づけるというのは、ど うも納得がいかない。だから、そういうのはぜひ取り締まってほしいなというのがありまして、ポイ捨て禁止条例というのが各自治体で制定されていると。私が調べたところでは、何か全国の自治体の7割ぐらいがポイ捨て禁止条例を設置していると。滑川町でも設置していまして、施行してい

まして、滑川町その辺にポイ捨てすると罰金2万円というふうになっているのです。

昔たばこの投げ捨てで、吸い殻の投げ捨てで千代田区が禁止条例をつくったときに、あそこは罰金ではなくて過料というやつで、行政の皆さんはその辺法律に詳しいからあれなのでしょうけれども、罰金と過料では、過料は交通違反の罰金と同じで前科がつかない。でも、ボイ捨て禁止条例の2万円の罰金というのは、刑事罰になって前科がつくと、非常に思い罪になるわけです。何か皮肉なもので、重い罪になるような条例を施行しているところは、ほとんど効果がないというようなことを聞いたことがありまして、過料で軽い罪にしたところは、千代田区なんかはたばこの投げ捨ては激減したというような話が、私が調べた中にそんな資料が載っていました。これは、その法律を適用するかどうかどうかということだと思うのです。罰則、刑事罰だとなかなか適用しづらい部分があって、だから滑川なんかも、恐らく刑事罰だとなかなか告発まではいかないのだろうと思うのです。だけれども、そういう条例があるのだから、そういう条例がありますよということをもっとアピールすることによって、少し効果が出せるのかなと。正直私が調べてみたら、やっぱりどこの自治体でも非常に頭を悩ませている問題みたいで、看板の設置だとか、いろんな工夫をされているところが多いのですけれども、その中で一番効果があると言われているのがやっぱり監視カメラのようなので、だから監視カメラについては、ぜひダミーのカメラも含めて設置できればいいのではないかなというふうに私は個人的には思っていますが、今後その辺どうなのですか。

不法投棄って、単に景観が悪くなるとかだけではなくて、治安に関係してくると思うのです。不 法投棄が多くなれば治安も荒れていきますので、そういう意味でも不法投棄はできるだけ減らして いきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、内田議員さんの再質問に答弁いたします。

内田議員さんがおっしゃるとおり、確かに不法投棄が多いところというのは治安がよくないような印象がありますし、町のほうも不法投棄の、特に私有地への不法投棄を防ぐには、やはり同じようなところに何度もされる場合が多いものでございますから、日頃から草刈りなどをしていただいて、清潔に見通しをよくしていただくと不法投棄がされづらいと。それと、あとは柵をしていただくとか、そういったことによって不法投棄がされづらくなると。また、看板等は町のほうに言っていただければ看板のほうは設置しますし、そういったことを含めて、環境課のほうも不法投棄には大変頭を悩ませてございますけれども、様々な点で不法投棄対策は今後も進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 内田議員。
- ○12番(内田敏雄議員) どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分です。よろしくお願いいたします。

休 憩 (午前10時53分)

再 開 (午前11時05分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◇上野葉月議員

○議長(瀬上邦久議員) 引き続き一般質問を行います。

通告順位4番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

[5番 上野葉月議員登壇]

○5番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問いたします。

まず1番、ゲノム編集トマト種子の小学校への配布について。ゲノム編集農作物の種子を扱う外資系企業等から、ゲノム編集トマト苗を全国の福祉施設、小学校へ配布する計画が発表されています。安全性が確立していない種子を、まず子どもが手にし口にすることを危惧します。同時に、市場に広く出回る前に福祉施設と小学校に配布することに違和感を持ちます。

- 1、滑川町へゲノム編集トマト苗を福祉施設及び小学校へ配布するという申出は来ているでしょうか。
- 2、仮に申出があった場合、どのような対応をしていますか。申出がない場合は、今後申出が来 た場合にどのような対応をする予定かをお知らせください。
- 2、新型コロナ対策の予算。11月7日に、財務省が「社会保障」というレポートを発表しました。そこに書かれていることを何点か要約し、抜粋します。このままでは国民負担の増加が免れない。一方で、コロナの中で少子化が加速して、人口減少が7年ほど前倒しされている状況である。オミクロン株への変異により感染者数は大きく増加したものの、重症者数は減少している。大阪府では、第7波の重症化率は60歳未満で0.01%、60歳以上で0.14%、致死率は60歳未満で0.004%、60歳以上で0.475%、季節性インフルエンザの重症化率は60歳未満で0.03%、60歳以上で0.79%、致死率は60歳未満で0.01%、60歳以上で0.55%となっており、いずれの値も新型コロナウイルス(COVID-19)は季節性インフルエンザより低い値である。諸外国に比べて、ブースター接種の対象範囲が広く回数も多い、接種の対象年齢が広い。1日当たり最大40万円を上回る病床確保料は、平時の診療収益に比べて2倍から12倍を医療機関へ支払っている計算である。ワクチン基礎単価2,070円以外に諸費用を加え、接種単価は最大1万円を超える場合もある。ワクチン数は8億8,200万回、2兆4,036億円を購入、キャンセル、海外供与分含め使用したのは約4億6,000万回程度、1兆4,209億円で使用量の倍のワクチンを契約済みであることから、効率的な調達に努めることが必要。これは

買い過ぎであるという指摘だと思います。

抗原定性検査キットの増産要請では、2.1億回、1.4億回と2回の要請を行っているにもかかわらず、民間出荷量は0.9億回分。仕組みが持続的ではない。要するに、無駄を出しているという指摘です。

現在の新型コロナウイルス (COVID-19) は、季節性インフルエンザ以下の感染症であることを財務省が指摘しています。このような数字を見て、2019年COVID-19発生時につくった今も続く体制を見直すべきだと感じませんか。厚生労働省では、過剰契約したワクチンをこの先も国民に打たせようとするでしょう。インフルエンザ以下となったコロナに対し、これからも役場職員を休日も動員し、緊急体制を続けるのでしょうか。

財務省はこの資料で、コロナ禍における少子化の加速を指摘しています。滑川町の婚姻数がコロナ前から3分の2に減少していることも考えると、少子化の加速は7年では収まらないかもしれません。コロナ予算は、令和2年度だけで総額77兆円、国民1人当たり61万円、東日本大震災の復興予算は10年余りの総額で約32兆円です。これは、将来世代が背負う借金です。現状を続けることは、若者世代を、そして子どもの資源を食い潰すことになります。この点をどうか認識してください。そこでお伺いします。1、接種券を対象者全員に送付するのではなく、まずお知らせのみを送り、希望者にだけ接種券を送る申請方式にしてください。

- 2、新型コロナワクチンを接種した方に、接種後の副反応の有無、感染経験や感染した場合の症状など、ワクチン接種の効果と現実を知るためのアンケートを行ってください。
- 3、学校内外でのマスクの着用、黙食の中止をはじめ、各種活動をコロナ前に戻す取組を積極的に行ってください。その際、コロナの弱毒化、治療法の確立など、見直すに至った理由も説明してください。

3番、宮前小学校プール建設計画について。令和3年3月発行の第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画には、宮前小学校プールについて「プール・体育館の移設等についてはそのあり方を検討し、ニーズに即した保育・教育が図れるよう整備を検討し」と84ページに書かれています。ここからは、宮小プールの建設計画は継続していると読み取れます。ほかの資料で、平成29年3月発行の滑川町公共施設等総合管理計画では、「宮前小学校プールについても老朽化が進んでおり改築の予定があります」と53ページにあり、令和3年3月発行の滑川町公共施設個別施設計画では、優先的整備が必要な対象施設、32ページから33ページに記されていますが、そのグループIに属し、「早期に大規模な修繕等を図る必要があると考えられます」とあります。以上の資料からも分かるとおり、宮前小学校プールは老朽化が進んでおり、改築の予定があるということが今まで各課、議会の共通認識であったと思っております。

一方で、予算には東松山市のスイミングスクールとの委託契約のための金額が計上されています。 以前議会で私が宮前小学校のプールについて質問し、民間委託をする方向で進めていることを回答 いただいたということは記憶しております。

さて、これらの資料から考えるべきことが、行政は何を基本に、何を優先して施策を決定し、根拠資料としているのかということです。5年経過する中での変更事項は生じるでしょうが、令和4年12月時点で既に計上している予算で、令和3年3月に作成した基本計画と大きな違いがあってはいけないと考えます。文書による変更をせずに、5年という長期で水泳授業の民間委託を進めることは、行政の仕組みとしてあってはならないと考えます。

- 1、上記に挙げた資料、特に第5次滑川町総合振興計画等の資料の中で上位に来るものは何でしょうか。
 - 2、宮前小学校のプール建設計画の現状はどうなっていますか。
- 3、宮前小学校の水泳授業民間委託の予算化は、どのような意思決定プロセスを経たのですか。 複数の課が関わったのですか。その際に、既存計画との整合性を考慮しなかったのですか。これは、 水泳授業の在り方ではなく、公共施設計画と町予算の意思決定についてお伺いします。
- 4、プール建設と民間委託する場合のそれぞれのコスト、コスト比較の根拠を教えてください。 ○議長(瀬上邦久議員) 順次答弁願います。

質問事項1、ゲノム編集トマト種子の小学校への配布についてのうち、小学校への配布についてと質問事項2、新型コロナ対策の予算のうち、③、学校内外でのマスクの着用についてと質問事項3、宮前小学校プール建設計画のうち、②、宮前小学校のプール建設計画の現状についてと④、プール建設と民間委託との場合、コスト及びコスト比較についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、ゲノム編集トマト種子の小学校への配布についてのうち、福祉施設への配布についてを木村福祉課長に、質問事項2、新型コロナ対策の予算のうち、①、接種券の送付方式についてと②、ワクチン接種後のアンケートについてを武井健康づくり課長に、質問事項3、宮前小学校プール建設計画のうち、①、計画資料の中で上位に来るものについてと③、計画と町予算の意思決定についてを小柳総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、大きな1番、ゲノム編集トマト種子の小学校への配布の質問1、滑川町へゲノム編集トマト苗を小学校へ配布する申出が来ているかのご質問ですが、ご質問の件はサナテックシード株式会社とパイオニアエコサイエンス社が発表したゲノム編集トマト苗を2022年から全国の福祉施設へ、2023年から全国の小学校へ配布する、この計画のことかと思います。現在滑川町にゲノム編集トマト苗の配布に関する申出は、教育委員会、それから各小学校にも来ていないというのが現状です。

続いて、質問の2番、申出が来ていない場合、今後来たときにはどのような対応をするかということですが、配布の申出が来た場合、無償配布であるということから安易に受けるのではなく、まずその意図を確認し、それを受ける必要性、教育効果などを検討し、申出を受けるかどうかの判断を改めてしていくということを考えております。

続いて、大きな質問の2番、新型コロナ対策予算の中で、学校内外でのマスク着用、黙食の中止をはじめ、各種活動をコロナ前に戻す取組を積極的に行ってください、こちらの質問について答弁をさせていただきます。現在滑川町では、文科省、厚生労働省、埼玉県教育委員会からの通知、通達に基づき、町教育委員会で定めたガイドラインや感染対策の方針を通知等により周知しながら、さらに町の感染状況なども踏まえ、様々な学校教育活動における感染対策を実施しています。

新型コロナウイルス感染症については、日々様々な情報やデータが更新されています。重症化や死亡の原因についての検証、年齢、肥満率、喫煙率、基礎疾患によるリスク、治療方法や治療薬についてなど、新しい情報が公開されています。また、厚労省のホームページには、「新型コロナウイルス感染症の"いま"に関する11の知識」等が公開されており、患者数や感染性、検査、治療に関する情報が随時更新をされています。国や県からの通知も、新たな情報、新たな感染対策、方針が出されるたびに、その都度発出されており、これに基づき町でも随時感染対策の見直しをしています。

このような対応の中、マスクの着用、黙食などの感染対策も同様に確認をし、対応をしています。マスク着用の考え方については、基本的な感染対策としてマスク着用の位置づけは変更しないとし、身体的距離が確保できる場合、確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はないとしています。また、県からのリーフレットにも、マスクについては着脱にはめり張りをつけるといった点と、マスクをつけていない人には様々な理由がある。一人一人の意思や考えを尊重し、思いやりのある行動をすることが大切である。マスクでの差別をしないこともコロナ対策の一つですと、こういった点もあります。こういった点も含めて、学校でも引き続き指導していきたいと思っております。

また、黙食についても11月29日の基本的対処方針の変更の中で、座席配置の工夫や適切な換気の確認などの措置を講じた上で、給食の時間において児童生徒などの間で会話を行うことも可能としています。文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、こちらの中で会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどが必要と記述をしています。そこで、今後は教室の広さや児童生徒の人数などから十分な机の間隔を確保したり、飛沫を飛ばさないようにしたりするなど、学校規模や発達段階に応じて会食についての対応をしていきたいと考えています。

今後も、今までと同様、国、県の動向や新たな通知、通達に留意しつつ、ガイドラインの更新や 情報収集を行う中で、町の感染状況を踏まえた新型コロナウイルス感染症の対策を行い、保護者の 皆様方のご理解をいただきながら、子どもたちの学びの継続を図っていきたいと考えています。

続いて、大きな3番、宮前小学校プール建設の質問の2、宮前小学校のプール建設計画の現状について答弁をさせていただきます。町の施設整備については、教育施設に限らず施設全般において長寿命化を踏まえた修繕等により既存施設の維持保全に努めるとともに、建て替えや新設については財政状況やその後の維持管理等を考慮し、原則抑制するといったことが町の方針として打ち出されているかと思います。

老朽化、劣化が進み、修繕では対応が困難になった宮前小学校のプールは、やむを得ず改築、建て替えの方向で計画をしました。その際、施設の集約化、学校運営上の効率化を図るため、校舎北側に用地を確保し事業を進めてまいりました。しかし、町の財政状況や議会での指摘を受け、町長部局と再考した結果、現状ではプールの新設をしないこととし、そのことを議会における答弁等の発言の機会にて表明をさせていただきました。プールの新設計画が停止となり、既存施設は老朽化がさらに進み水泳指導の実施が今後困難になると予想される中、子どもたちの水泳授業をどのように確保するかという点について、施設整備以外の有効な方策を検討することとなりました。第5次総合振興計画、公共施設個別施設計画の策定直後の見直しではありましたが、水泳指導を継続することの確認、水泳指導機会の確保の必要性、民間委託の選択といった経過を議会にて説明させていただき、事業を進めているところでございます。

現在、校舎北側にプールを整備する計画は中止となっています。水泳指導の民間委託を実施しながら、その効果や有効性などの検証を同時に進め、水泳指導の継続と充実に努めてまいります。検証を進める中で、プール整備が可能であり、そのほうが民間委託より有効であると判断され、財源確保などの調整が図られた際には、その方向で事業を進めてまいります。

質問の4、プール建設と民間委託をする場合のそれぞれのコスト、コスト比較の根拠について答弁をさせていただきます。プール整備の経費については、平成27年度に行った実施設計等により算出をしています。宮前小学校北側を建設地とし、同敷地内に体育館の移設も計画されたものであることが前提となっています。建設予定地は、山林で傾斜地ですので、伐採、伐根、のり面の整備を含む造成工事が必要です。あわせて、用地中央に町道があるため、その付け替えも必要となります。また、プールの建設工事に加え、既存のプールの解体処分工事も必要です。プールの附属棟については、更衣室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、器具庫等を将来建設予定の体育館と共用する計画で設計をしていますので、通常のプールのみで使用するプール附属棟と比較し、面積、設備等で大きな相違があるため、通常よりも高額なものとなっています。

これらのうち、解体処分費については、新設でも民間委託でも必要な経費となりますので、これを除いた金額が約3億2,300万円でございます。ただし、これは平成27年度当時の算定であり、現在の建築費、資材費、燃料費等の上昇に加え、最近のあらゆる物価の高騰を考慮すると、実際の建設の際には大幅な増額が想定をされています。そこは勘案せずに、プラスプールの耐用年数を仮に

30年とした場合の維持管理費、水道等を含めた光熱水費、修繕料を各小中学校の平均額から算出すると約1,560万円となり、プールを新設してからの30年間の合計で3億3,860万円となります。

一方、民間委託の場合ですが、近隣の民間スイミングスクールへの見積依頼、これについては1校500人規模、1グループ50人とし、1グループにつき5回は水泳授業を実施する、こういった内容での見積依頼、また県内の市町村による導入例から、およそ年額800万円という委託料を見込み、30年で2億4,000万円と算定しコスト比較をいたしました。実際に、プロポーザルにより決定した民間委託業者との契約額の上限が715万円となっておりますので、推計した金額よりも若干低額となっております。現在、学校、業者と協議を図りながら委託内容の調整を進めており、実際の契約額はもう少し低額になる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野葉月議員の質問に答弁を申し上げます。

質問事項1、ゲノム編集トマト種子の学校への配布のうち、福祉施設に関する部分につきまして答弁を申し上げます。ゲノム編集の技術を使って品種改良されたトマトが、昨年外資系企業等から販売をされたとの報道がございました。また、同社は上野議員ご指摘のとおり、そのトマトの苗を今年から福祉施設に無償提供する計画があるとの情報も確認したところでございます。

今回福祉課所管の障害福祉施設及び認可保育所、放課後児童クラブ等にゲノム編集トマト苗の配 布に関する申出の有無につきまして確認をさせていただきましたところ、照会をさせていただいた 施設全て申出等はないとのことでございました。

今後申出があった場合につきましては、それぞれの施設のご意向もあるかと思いますが、安全性が確保されていないものや、子どもたちや保護者に不安や疑念を抱かせるようなものはできるだけ受け入れるべきではないと基本的には考えておりますので、各福祉施設及び町教育委員会と連携を取りながら情報を共有し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち、2、新型コロナ対策予算の①、接種券を対象者全員に送付するのではなく、まずお知らせのみを送り希望者にだけ接種券を送る方式を取ってくださいと②、新型コロナワクチンを接種した人に、接種後の副反応の有無、感染経験や感染した場合の症状など、ワクチン接種の結果と現実を知るためのアンケートを行ってくださいの2点について答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、第7波と呼ばれる流行時、これは県発表

の数字となりますが、滑川町では8月がピークとなり、陽性者が1か月当たり859人でした。その後、9月は332人、10月は183人と徐々に落ち着いてきておりましたが、11月は393人と10月の倍以上、12月は昨日6日現在で既に131人と陽性者が増加しており第8波に入っており、引き続き感染拡大が続いているものと考えられます。なお、9月末に全数調査の見直しが行われ、医療機関から保健所への届出義務が、高齢者、要治療者、妊婦などに限定されたため、実際の感染者はさらに多いものと推察されます。

このような事態を受け、季節性インフルエンザとの同時流行の懸念などもあり、国も年内のワクチン接種を推奨しており、町では年末までの接種枠を増やして接種を進めております。なお、接種状況等の内容につきましては、明日の全員協議会のほうでご報告させていただきたいと思います。

それでは、ご質問の接種券の全員に送付しないでというところについてですが、まず接種券を対象者全員にお送りしていた理由ですが、ワクチン接種対象者数が当初1、2回目のときで約1万7,000人、4回目の時点で約4,500人と対象者数がおりましたので、感染が拡大する中で早急に接種を進める必要があり、申請方式ではその受付事務が膨大になりさらに時間もかかることなどから、対象者全員への接種券の送付を実施してまいりました。

現在町内に住民登録のある生後6か月以上の乳幼児以上の方は全て接種対象となっておりますが、このうち5歳以上の全ての方には、1回以上既に接種券をお届け済みとなっております。なお、生後6か月から4歳の乳児接種につきましては、接種希望者が少ないことが予想され、さらに印刷委託費等のコスト削減の観点からも、本年11月中旬に対象者全員にお知らせのみ送付し、接種希望者にのみ接種券を発行する形を取っております。

新型コロナワクチン接種については、特例接種の期間が現在のところ令和4年3月末までとなっており、実施中のオミクロン対応ワクチン接種など12歳以上の方対象の接種、それから5歳から11歳までの小児接種、また生後6か月から4歳までの乳幼児接種の後は新たな接種は予定されておりませんので、今のところ今後対象者全員に一斉に接種券をお送りする機会はないものと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチン接種の対応については、いまだ感染が続いております。感染状況に応じて、今後も変更等があるかと思いますので、その時点で適切な対応をさせていただければと思います。

次に、質問②、アンケートの実施についてですが、この3年にわたって継続中のコロナ禍、また最大5回まで実施しているワクチン接種事業につきましては、将来、また後の世代のためにも、何らかの検証が必要であるかと私も思います。今後新型コロナ感染症の拡大が沈静化していけば、国、県でも検証のためのデータ収集や解析などが行われると思いますので、それに協力してまいりたいと思います。なお、町単独でのアンケート調査は予定してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問、宮前小学校プール建設計画についてのうち、1の計画資料の中で上位に来るもの、3の計画と町予算の意思決定について答弁をさせていただきます。

初めに、計画資料の中で上位に来るものについてでございます。滑川町では、各課、局が所管する様々な事業に関して、主に法令等に基づきまして各種の計画を策定しております。具体的な件数に関しては把握はしておりませんが、全体では恐らく50ほどの計画があると思われます。

ご質問いただいております滑川町総合振興計画、滑川町公共施設等総合管理計画、滑川町公共施設個別施設計画の3つの計画の中で上位に来る計画につきましては、滑川町総合振興計画が最も上位の計画でございます。また、総合振興計画は今回のご質問に限らず、町が策定しております全ての分野において最上位に位置する計画でございます。

続きまして、計画と町予算の意思決定について答弁をさせていただきます。現在令和5年度当初予算の編成の真っただ中でございますので、予算編成の手順について、改めてご説明をさせていただきます。新年度予算の策定に当たりまして最初に行うものについては、新年度の予算編成方針の策定でございます。この編成方針は、各課、局が実施する主な継続事業のほか、新規に実施する事業に関して協議を行い、総合振興計画をはじめ、各計画の中での位置づけを確認し、法令等により事業実施が必要になるものについては優先事業としての位置づけを行います。また、町が新たに政策的に実施する事業に関しても、優先事業として予算編成に臨むことを確認いたします。この協議につきましては、総務政策課財政担当を中心に、町長、副町長及び総務政策課長で実施をいたします。

次に、策定いたしました予算編成方針について、管理職職員及び各担当職員への説明会を開催し、 意思決定を共有した後、個別の予算要求に移ります。各担当における予算要求が終了した後は、財 政担当によるヒアリングを各課、局で要求した全ての予算に対して実施し、本年度の予算編成方針 に合致するものか否か、政策の優先度は適正か、過度な要求になっていないかなどの一次査定を行 います。

次に、一次査定により新たに編成された予算を基に、二次査定として副町長及び総務政策課長による査定を実施し、この二次査定により編成した予算案について、最終的に町長への説明及び町長査定を実施し、新年度の予算編成が完了する流れとなっております。

ご質問いただきました計画と町予算の意思決定につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、町計画との整合性と町が政策的に実施するものの2点について、予算編成方針の中に重点事業としての位置づけを行い予算編成を行っております。なお、最終的な予算の決定につきましては、ご承知のとおり議会の承認によるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、再質問願います。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。まず、ゲノム編集トマトについて申出は来ていないというところで、仮に来た場合でも慎重に対応していただけるというところで、確認というかお願いなのですけれども、健康を害する可能性がある、意図しない異変を起こすおそれが指摘されているところ、だから食べた場合の体に関する影響に関する危惧、それから農作物ですので、種子がほかの畑などに行って交ざってしまう可能性があるというところも危惧する点であります。なので、この点も考慮しまして、申出が来た場合はなるべく受けないようにしていただけるとありがたいかなと思います。

次に、新型コロナ対策に関してなのですけれども、基本的に今の対応を継続するというご答弁だったのかなと思うのですけれども、資料に出した、11月に出た財務省からのレポートなのですけれども、これは財務省が、厚労省が今使っている多大な予算、令和2年度だけで総額77兆円を使ったという予算のお金の使い方に関してのブレーキサインを出したのではないかなというふうに思っています。このように、感染防止というところ一本だけを実現するためにいろいろ施策を実行している厚労省、それに対し予算、お金という意味からブレーキをかけている財務省という、国の中であっても異論を挟みたくなるような今やり方がなされているのではないかなと思います。

そして、ワクチンについてここにも書いたのですけれども、既に契約8億分していて、今現在消費できているのが海外供与分も含め4億です。半分しか使えていない。現在ご担当課は肌で分かっているかと思うのですけれども、接種率というのは当初1、2回目よりぐっと下がってきている。この中で買ってしまった、契約してしまった4億分を消費していくというのはなかなか大変というか、消費を促進しないと実現しないのかなというふうに思います。そして、買ってしまった以上、多分メンツもあると思いますので、消費していくという方向にやはり流れていくのかな。そのためには、やはりまだ感染症は恐ろしいもので、まだ危険であるというアナウンスがされていくのかなというふうに思います。でも、財務省のほうで出した資料でさえあるのですけれども、季節性インフルエンザの致死率が60歳未満0.01%、60歳以上0.55%というのが季節性インフルエンザの致死率で、第7波に至っては、大阪の資料なのですけれども、致死率はインフルエンザよりも低い感染症となっています。その辺の致死率30%ではないのかというふうに恐れられて始まった2020年当初とは、もう状況が変わってきておりますので、やはり対策も変えていくべきなのかなと思います。

マスクとワクチン、日本国民はかなりマスクも着用率高いですし、ワクチンの接種率も高いです。 その中で、現在感染者数は世界一という数字を誇っています。そう考えると、本当にマスクの効果、 ワクチンの効果というのは、この感染症を防ぐ防御策になっているのかなというふうに考えるとい うのは、当然の思考なのかなというふうに思います。なので国から、教育委員会であれば文科省、 厚労省からいろいろ指示があって、そこに従わざるを得ないというのは分かるのですけれども、や はりこういう資料も見ていただいて、この施策をずっと続けていいのかどうかという疑問、そして それを子どもに課していいのか、そして町民に課していいのかというところは、常に考えていただ きたいなと思います。

そして、12月になって感染が拡大しているという話もありましたが、課長もご存じのとおり、PCR検査による陽性反応率ということで、陽性者と感染者は違うというのはもうご存じのことかと思います。そして、PCRの確度は7割と言われています。その中での感染者数というものにどれくらいの信頼度を置くのかなというところも、数字の信頼性というのも考えてほしいなというふうに思います。

それから、接種券の送付方法について、乳児に関しては接種券を送る方法は取っていないというところは、そこはよかったかなと思っております。そして、これだけ費用をかけ、そして職員の方にも労力をかけ、役場の中でも力を入れて行ったワクチン接種であります。それが一体どれだけの効果があったのかというのを検証するというのは、やはり税金を使っている施策として、費用対効果がどうであったのかというのは検証は行うべきことだと思います。町独自で行う予定はないとのご答弁だったのですけれども、今なかなか国はこれデータを取っていない状況なので、何かしら効果が分かるようなもののアンケートが取れたらいいかなというふうに思っています。この辺は可能でしたら、どういうやり方でもいいので、やり方をご検討いただければというふうに思います。

学校内外でのマスクの着用と黙食等、学校の中での対応についてなのですけれども、外すというのは難しいところもあるとは思うのですけれども、例えば頭痛がする、それからマスクで耳が痛い、マスクで肌が荒れると、いろんな理由がある方もいると思います。そして、マスク自体やはり呼吸がしにくいものですので、着脱の自由を認める、この辺は以前からおっしゃっていただいていたと思うのですけれども、よりその辺を弾力化した運用をしていただくようにお願いいたします。

それから、マスクなのですけれども、医療関係者、お医者さん等は1時間で交換するそうです。 2時間を超えてマスクをしていると、仮にウイルスをその方が持っていた場合は、マスクでウイル スが止められて、湿度の高い状態が保たれるマスクというもので、逆にとどめ置いて拡散してしま うというような状況もあるようです。なので、2時間を超えて着用しているマスクは、逆に感染を 上げてしまうという研究もあります。なので、マスクというものが本当に効果的なのかどうかとい うところの疑問があるというところも念頭に置きながら、対策を考えてください。

そして、宮前小学校のプールについてお伺いします。現在、民間委託というところで契約が進んでいます。その選択を取るということは、宮前小学校のプール建設を中止にするのかなというふうに読むこともできます。現に吉見町で建設予定であった中部資源循環組合の話合いをしたときに、オリックスへの民間委託をする、そこの選択をした結果、小川町の焼却炉というのは、そこの存続の可否は別途議論することはないまま、小川町の焼却炉というのは廃炉の方向に話が進んでしまいました。私は、そのときに両方をきちんと議論した上で決定をするべきであったなというふうに反

省点として持っております。そういうところもあって、今回宮小プールについては何度かお聞きしております。

長く議論されていた割には、宮小のプール建設を、ではどうするのかというところがしっかり話し合われていないような感触を持っています。そして、私この議会に議員として出るようになってまだ4年少しなのですけれども、その中であったこと、費用をかけて取得したけれども、現在目的どおりに動いていないというところが何件かありました。それが、例えばというか、一つ両表地区の農村公園、こちらは土地取得費を4,800万円かけて、2013年から2021年まで計画があった状態で施策が動いていました。でも、4,800万円かけて取得したけれども、現在農村公園はできておらず、そしてこの土地も有効利用はされていません。これについても議会でもお話ししましたが、やはり担当課だけでの計画が進んでしまって、関わることになるであろう周辺の課を巻き込まずに話が進んでしまったがために、うまく実現に至らなかったのかなというふうに感じております。

そして、中部資源循環組合では焼却場ができないことになって、純粋な損失だけで3,790万円に上がっています。そして、役場の職員も本当は派遣していたと思いますので、人件費等を考えるとプラス1,000万円ぐらい考えていいのかなと思います。このような損失が、この4年の間だけで生じています。そして、さらに遡れば宮前小学校、南部小予定地という話もありまして、これについては購入費総額が13億5,600万円あったにもかかわらず、そして土地も取得しているにもかかわらず、現在有効利用されていません。そのような経緯があるものが何点かある中で、このプールの話というのを見ますと、同じような1つの課だけで、1つの課、1つの目的、そこに関しては確かに正しいのだけれども、では全体を見て、果たしてこの計画が今までの計画等考えて整合性が取れているのかなというふうなところの疑問を持つわけであります。

そこで質問です。今行われている、さっき小柳課長からご答弁をいただいて、予算編成の流れに ついてお聞きしたのですけれども、今進んでいる民間委託の契約が、今までの計画、特に総合計画 との整合性は取れているというふうにお考えなのですか。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

総合振興政策につきましては、進捗管理というのを毎年度行っております。これについては、当然事業の見直し等、あるいは修正等も含めた中での作業ということになっておりますので、その点をあらかじめお話をさせていただきます。今回ご質問いただきました総合振興計画の中での位置づけの変更に関してでございますけれども、上野議員さんの一般質問の言葉にもございましたとおり、総合振興計画の中では、こちらの宮小のプール施設、体育館も含めてですけれども、「プール・体育館の移設等についてはそのあり方を検討し、ニーズに即した保育・教育を図れるよう整備を検討

し、園児・児童が効率よく学習できる環境の充実を図ります」という表現の仕方でございます。

したがいまして、今回の委託に関しましては、こういった一致の流れの中で整備も検討しながら、 委託方式というのを採用したという流れであるというふうに考えておりますので、整合性は取れて いるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質問願います。
- ○5番(上野葉月議員) では、宮前小学校のプールの建設の検討というのは継続した上で、今もそ こは建設の中止にはなっていないという認識でいいのですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど澄川局長のほうから答弁があったというふうに思いますけれども、現在考えている委託については、5年間という期間でございます。また、その間も含めまして、その後の在り方というのは当然検討するべきであると考えております。もちろん整備も含めた中での検討ということでございますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質問願います。
- ○5番(上野葉月議員) では、その5年の間でどのようにするか。そして、今ご答弁でいただいた 平成27年の見積り額というのも、かなり条件が変わってきていると思いますので、そこももう一度 練り直した上でのもう一度の計画というのを、できれば議会も入れた上での計画というのをしてい ただくようにお願いします。

それから、総合計画への変更事項というのは、5年間ある中で当然生じてくると思うのですけれども、例えば議会の一般質問で行った、そこのところは記憶にある人と記憶にない人というのが当然出てきます。では、そこの資料に遡るのか、ここにあるよというところになかなかたどり着かないというのも出てくることかと思います。なので、課長、行政側でも議会側でも、例えばこの総合計画に明らかに変更を加えなければいけないようなやり取りがあった場合に、どこかに記録を積み重ねていくという方法を考えていただきたいと思うのです。例えば総合計画に、何年の追記という形で入れ込んでいくだとか、行政報告書にそういう関連したものを入れ込んでいくスペースをつくるだとか、そのように5年に1回のこれを見るだけではなく、変更事項を積み重ねていって、それを書く場所をつくってほしいと思うのですけれども、そのようなことはできますでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、今できている計画の広がりという意味では、変更等あった場合については、 それを共有するといったものについては、滑川町の行政組織、課、局も含めて必要であるというふ うに考えております。

また、新たに先ほど申し上げました新年度予算編成に当たっては、重点項目というのを設けて予算編成を行っておりますけれども、この町が政策的に行うものについては、現在の総合振興計画に記載のないものといったものもございます。そういったものも含めまして、どのような形で情報共有できるのか、やり方については今後担当と話合いを進めながら進めていきたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上でございます。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしくお願いいたします。

休 憩 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長(瀬上邦久議員) 引き続き一般質問を行います。

通告順位5番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。

まず、大きな項目で1番、学校給食は町独自での製造をということで、町の学校給食無償化は全国の自治体の先駆けとなり、全国で広がっております。しかし、給食の質の問題は、かねてから声が上がってまいりました。私たちが取り組んだアンケートでも、学校給食を各学校で作り提供して、四季を大切にした食材を、地産地消を目指してほしい、給食がまずい、無料だから文句言われないと思ったら大間違い、アンケートぐらい取ったらなどです。町は、現在の委託方式について検討段階に来ているのではありませんか。大量に製造することの弊害です。①、早い時間から作らなければならない。②、食材の確保も大量のため、町で作られたものにこだわれない。③、子どもたちや保護者の細かいニーズに応えられないなどです。

お米と併せて、町産の野菜などの食材を使った給食を子どもたちに提供できたら、町の子どもは

町が育てるという町の子育て政策にかなったものとなり、生産者も子どもたちにも大きな喜びになるのではないでしょうか。給食を町独自で製造することは、町の農業振興、経済振興にもつながります。町のお考えをお伺いします。

2として、給食の食べ残しは資源にということです。給食の食べ残しは委託業者が回収し、可燃ごみとして処理をしているということでした。これでは、町民には自然環境のために、燃やすごみの減量化のために生ごみ処理機の購入を補助金まで出していることと反するのではないでしょうか。給食の食べ残しは資源化し、堆肥として有効活用することはできないのでしょうか。給食の食品残渣は異物が入っていないため、それを取り除く手間がなく、そのまま堆肥化する機械へ投入することができる良質の堆肥の材料です。町の費用で作られている給食です。町の財産として最後まで町のために使われることは、子どもの環境教育にも役立つと考えます。食べ残しは町内で処理し、堆肥化し農業に利用する、食料の町内循環の実現に向けての施策について検討をお願いいたします。

3番目が、太陽光発電設備の設置に関する町の許可条件について。4月から、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行されました。現在福田地区で、条例初となる事業者による説明会が行われております。その中で、住民の中から様々な不安が出されております。主な声は、①、説明会に事業主体である責任者である事業者が出てこない。②、保育園の周辺の自然環境が台なしになり、自然保育の実践に影響を及ぼす。③、1か所にできれば、近隣に次から次へと太陽光開発が進み太陽光パネルだらけになる。④、施工や管理する事業者が、法令の脱法行為を行っている。⑤、太陽光パネルができてしまえば数十年もそのままになり、様々な問題が起きたとき困るのは地域の住民だ。⑥、事業者が転売してしまえば、後は野となれ山となれとならないのか。⑦、想定外の大雨への対応がない。⑧、農業遺産の認定に影響を及ぼすなどが出され、説明会は反対の声が圧倒しました。

本条例については、当初から取りあえずつくって、不十分な部分は改善していくとなっていたのだと認識しています。今回の説明会を通じて本条例の問題点を指摘し、改善を求めます。

本条例の目的は、「太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的とする」。基本理念として、「町の生活環境、ため池を含む里山景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」としております。事業者責任として、「災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保たなければならない」とあります。この崇高な前文に対して、事業者は説明会で事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないと、努力義務に下がってしまっています。事業計画を説明すれば、住民の反対の声があっても事業を進めることが可能のような文言になっております。

本条例が求めているのは、町、住民、土地の所有者、事業者が、①、町民の財産である町の自然環境は、その保全、活用が図られなければならない。または、事業者は災害防止と併せて生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、住民との良好な関係を保たなければならないということではないでしょうか。これらの条件を満たすことがない事業を町は許可できないのではないかと考えます。町が事業を許可しないとなる事例はどういう事例か伺います。少なくとも、次のような場合については許可できないのではないか、お伺いします。

- ①、多くの住民が明らかに反対を表明している場合。
- ②、事業者が、住民との信頼関係が築く意図が認められない場合。
- ③、事業者や施工管理者が、過去や現在、違法行為を行っていると認められる場合。

次の4番目、学校図書館に新聞を。政府は、学校図書館のガイドラインを定め、その望ましい在 り方を示しています。運営に関わる教職員として、校長、司書教諭、学校司書等が挙げられていま す。お互いに連携、協力し、組織的に取り組むことを求めています。当町での学校図書館では、ど のような運営が行われているかお伺いします。

また、選挙権年齢の引下げに伴い、新聞の活用、複数紙の配備が求められていますが、当町の実 態についてお伺いします。

5、図書館に政党機関紙を。また、日本図書館協会は、公立図書館の任務と目標、市区町村立図書館、図書館資料で、図書館は全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備えるとしています。現在新聞離れ、文字離れと、スマホなどインターネットからの情報の利用が多くなり、新聞の発行部数が減少しています。しかし、スマホやインターネットの情報は、その人の好みに合った情報ばかりが偏る傾向があります。選挙人の判断においても大きな役割を果たすと思われます。町立図書館に政党機関紙を配備することについて伺います。

6番目、平和行政について。前吉田町長は、平和なくして行政なしの理念の基に、非核平和都市 宣言など平和行政を進めてこられました。大塚町長の平和行政に関する方針と決意をお伺いします。 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 順次答弁願います。

質問事項1、学校給食は町独自で製造をと質問事項2、給食の食べ残しは資源にと質問事項4、 学校図書館に新聞をと質問事項5、図書館に政党機関紙をについて澄川教育委員会事務局長に、質 問事項3、太陽光発電設備の設置に関する町の許可条件についてを関口環境課長に、質問事項6、 平和行政についてを小柳総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問の1番、学校給食は町独自で製造をの答弁でございます。現在町の給食の調理方式については、全面委託方式を採用しており、県内では平成30年度の調査で、滑川町と八潮市、全面委託と直営方式の併用で実施しているのが東松山市と久喜市の2市です。ほかの市町村は、直営方式として単独調理方式、これは自校方式といいます。と共同調理方式、これはセンター方式ともいいます。を採用しています。委託方式の一般的なデメリットとして、ご質問の中で①から③の意見を上げられておりますが、これについては以前にも次のように答弁をさせていただいております。

最初に、早い時間から作らなければいけないという点でございますが、主食の米飯については、 県の小中学校の62.4%が委託方式となっており、委託炊飯先の加工工場の選定及び学校の割当ては、 埼玉県学校給食会が行っています。本町の委託先の炊飯工場は毛呂山町にあり、そこから運搬され るため早い時間の納品となっています。しかし、副食については委託先が滑川町に隣接した東松山 工業団地内にあるため、調理時間については問題ないと考えています。学校給食衛生管理基準にの っとり、調理時間についても当日調理をし、喫食までの時間を考慮したものとなっています。温か いものは直前まで温め、冷たいものは直前まで冷やして提供しています。適温提供の面では、共同 調理方式と同様のメリットを受けられています。

続いて、②の食材の確保も町で作られたものにこだわれない。米飯については、谷津田米生産組合やJA、埼玉学校給食会、町産業振興課のご協力の下、この11月29日より町のブランド米である谷津田米を今後全ての米飯で提供できるようになりました。しかし、以前より100%滑川町産のお米を提供はできておりました。ただし、その他の食材については、献立上の制限や供給量に課題があり、滑川町産の農産物を使うことが困難な状況です。年に数回ですが、滑川町だけの給食提供日には、地場産の食材を使用するなどの対応にとどまっており、地産地消という点については、阿部議員のご指摘のとおり課題が大きいのが現状です。

続いて③、子どもたちや保護者の細かいニーズに応えられないという点ですが、給食の献立については受託業者が東松山市の学校給食も受託しているため、共通の献立以外の対応ができず、町の小中学校の給食の献立は東松山市と共通のものとなっており、その内容についての変更はほとんどできないのが現状です。しかし、定例で開催している給食部会を通して意見交換等を行い、町独自でデザートを追加、変更したり、量の調整、野菜や果物のカット方法など、出された要望について可能な範囲で対応をしています。また、先ほどお話しした町だけの給食提供日については、町独自の献立により給食を提供しています。

現行の全面委託方式では、阿部議員のご指摘のとおり献立の自由度、地産地消の推進、食育への 取組といった点に課題があります。しかし、直営方式、これ自校方式もしくは共同調理方式、どち らも同じですが、こちらの直営方式に切り替える場合は、初期投資としてのまず用地の確保、施設 整備、運搬手段の確保などの経費に加え、事業の継続経費として施設、設備の維持管理費、学校給 食衛生管理基準に基づく衛生管理経費、調理、運搬に係る人件費、光熱水費が必要となり、臨時的、 経常的に大きな財政負担が生じます。また、調理業務に加え食材の調達の流通経路の確保、食品衛生上のリスク管理業務、物資運搬業務、学校給食特別会計等の経理事務など専門分野での業務が必須となり、これらを実施する体制を構築し、そこでの人材確保と業務遂行のノウハウなども必要となります。これらを全て勘案し、全面委託方式と直営方式のメリット、デメリットを比較検討する中で、何を重視し、何を選択していくかを総合的に考える必要があります。現在の委託先の立地条件や直営方式に切り替える際の課題を考慮すると、早期の切り替えは困難であり、当面の間、全面委託方式を継続していきたいと考えています。しかし、四季を大切にした食材や地産地消、給食の味や量については、今後も学校等の意見に耳を傾けながら、可能な範囲で改善するよう努めてまいります。

続いて、大きな質問の2、給食の食べ残しは資源にに答弁をさせていただきます。これも同じく 平成30年度のデータですが、県が発行している「埼玉の学校給食」によると、残渣処理について自 校方式の場合、小学校で85.8%、中学校で92.2%が可燃ごみとして処理をしています。堆肥化して いるのは小学校で2.4%、中学校で2.3%となっています。共同調理方式でも、小学校で13.2%、中 学校で10.1%となっており、堆肥化の割合はまだ低い水準にあると言えます。

県内で実際に堆肥化している自治体で確認をすると、食品残渣の堆肥化には、食品残渣をまず加水粉砕して液状化、その後脱水して固体、液体を分離、固形物のみを抽出、処理施設へ運搬、堆肥化といった工程が行われております。堆肥化のためには、このような処理施設へ搬入できる形に食品残渣を処理する設備が必要となります。

現在食品残渣については、県内の多くの自治体と同様に、受託業者が契約している資源収集業者が可燃ごみとして処分をしています。堆肥化処理施設へ搬入する形にするための設備や、自社内に堆肥化する設備を持たない現在の受託業者に、食品残渣の処理方法まで指定することは難しいと考えます。また、受託業者は滑川町以外の自治体や私立学校の給食も受託しているので、食品残渣を滑川町分のみ分別することも難しい状況です。さらに、町内には給食規模の食品残渣を堆肥化できる業者や施設がないと伺っておりますので、現状では町内循環の実現も困難であると考えます。

また、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律、こちらでは事業者に食品リサイクルを義務づけ、その目標値を2024年までに食品製造業者では95%、卸売業者では75%、小売業者では60%、外食産業者では50%としています。この点についても、現在の受託業者に今後の取組を確認するとともに、町内循環を含め食品資源循環の意識を高めていくよう努めてまいりたいと思います。

続いて、大きな4番、学校図書館に新聞をの答弁をさせていただきます。学校では、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて教職員の連携の下、計画的、組織的に学校運営がなされており、学校図書館の運営についても同様に取り組んでいます。司書教諭、図書主任が中心となって学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めています。図書委員会等の児童生徒も、学校図書館の運営に主体的に携わっています。各校とも特色ある

環境づくりを実施しており、子どもたちによる自主的なポスター作り、読書クイズ、お勧めの本の紹介、読み聞かせ等のイベントを継続して実施をしております。また、定期的な読み聞かせ、本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくりなど、保護者や地域ボランティアと連携した取組も有効に機能をしています。

今後とも、町内の他の学校図書館、公立図書館とより一層密接に連携を図るとともに、滑川町子 ども読書活動推進計画に基づき、児童生徒の読書推進に寄与するよう図書資料の充実に努め、学校 図書館の運営を活性化していきます。

次に、学校図書館における新聞の活用ですが、学習指導要領では新聞を教材として活用することは位置づけられており、こうした学習環境を整えるため、全ての学校に新聞の配備を推進してきたところでございます。また、選挙権年齢や成人年齢の引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質、能力を身につける上で、発達段階に応じて複数紙の配備を必要としています。

具体的な新聞の配備ですが、宮前小学校では、定期購読が朝日小学生新聞、埼玉新聞、無償配布が読売KODOMO新聞、朝日新聞、毎日新聞。福田小学校では、定期購読が埼玉新聞、無償配布が読売新聞。月の輪小学校では、定期購読が埼玉新聞、無償配布は受けておりません。滑川中学校では、定期購読が読売中高生新聞、無償配布が読売新聞となっています。それぞれ小学校、中学校の発達段階に応じた活用を図っており、今後も児童生徒が新聞に触れる機会を確保していきたいと考えています。

大きな5番、図書館に政党機関紙をの質問に答弁をさせていただきます。図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準などには、政党機関紙に関する規定はございません。しかし、法的基準ではございませんが、阿部議員のご質問にもありますとおり公立図書館の任務と目標、こちらには政党機関紙に関する記述がございます。そこには、図書資料に関する項目の一文で、「図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える」とございます。また、「住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではない」ともあります。そのため、政党機関紙を配備するには、各政党の主張や活動内容を図書館利用者が平等に知ることができるように、各政党の機関紙をそろえる必要があると考えます。

これにより、政党機関紙についても公共図書館として整備する社会科学分野での情報の一つとして捉えることができますが、現在の図書資料の予算状況等を考慮すると、様々な分野において新たな情報をそれぞれ入手し、幅広い利用者に提供する必要があり、そのためには一つ一つの分野に集中して専門資料を収集することは、大変困難であると考えます。全国紙や地方紙を複数紙備えることにより、政治や政党の考え方の情報を利用者に提供できればと考えています。また、郡内では政党機関紙を備えている市町村はございませんが、閲覧希望がある場合には、県立熊谷図書館で政党

機関紙を7紙所蔵しております。こちらの県内図書館の相互協力事業の一環として、県立熊谷図書館をご案内する等の対応をしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁をいたします。

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例については、ご案内のとおり令和3年度中、何度か全員協議会で説明を行い、その上修正を加え本年1月にパブリックコメントを実施し、令和4年3月議会において議決され、本年4月1日より施行されております。

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味するカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。このカーボンニュートラルを達成するために、太陽光発電をはじめ再生可能エネルギーの活用が不可欠であります。本条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理及び撤去について定めるものであり、決して太陽光発電設備の設置を禁止するための条例ではございません。本条例にのっとり正しく設置し、しっかり管理をしていただくためのものでございます。

ご質問のうち、町が太陽光発電設備の設置を許可しない場合はとございますが、まず太陽光発電 設備の設置に関する条例は、申請によって、法令による一般的な禁止を解除するような許可案件で はございません。行政に対し、一定の事項の通知をする行為である届出でございます。現状で考えられます受理できない届出についてでございますけれども、まず最初に計画に問題があり、関係法令等の整理ができていないもの、また2つ目に、役場の関係各課との事前協議が終了していないものでございます。

次に、多くの住民が明らかに反対を表明しているものについて受理できないのではないかというご質問でございますけれども、地域住民を対象とした説明会は、事業者の計画を確認し、各課の所管する法令に照らし合わせるなどした事前協議が終了した計画でございます。地元住民への説明ということで位置づけており、主に計画の概要、周辺への影響、管理体制、有事の対応や技術的な部分での意見交換や質問の受付、事業者は可能な限り意見等を受け入れて届出に移ります。ただ、説明会での反対意見が、太陽光発電設備の設置に関し技術的な問題ではなく、一部感情論を含んだ抽象的な反対意見的な部分では、事業者との歩み寄りというのは大変難しくなっていると考えております。また、これら説明会の開催については、説明会の内容については町ホームページで公表をしております。

続いて、事業者が住民との信頼関係を築く意思が認められない場合はというご質問ですけれども、 こちらは事業主、施主が説明会に出席しないで、管理会社や施工業者が説明していることを指して いるものとして答弁をさせていただきます。やはり説明会に事業者が出席しないと、一体どんな会 社が太陽光設備を設置するのか不安があると思われます。技術的な内容は施工業者が説明するにしても、今後は町からも事業者へ説明会に出席するよう管理会社を通じて申入れをしていきたいと思っております。

次に、事業者や施工管理者が、過去や現在違法行為を行っていると認められる場合についてでございますが、滑川町に太陽光発電設備を設置しようとする事業者は、経済産業省の固定価格買取制度、いわゆるFIT制度を利用しています。これは、再生可能エネルギーからつくられた電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保障する制度でございます。法令違反を行った場合、経済産業省の認定を受けることができません。現状において、関連法令を守り条例や規則にのっとった形で届出が提出されたものであれば、受理をするということでございます。町との協定の中で改めて法令遵守を求め、また設置後に不適切な案件が見られ違反した場合には経済産業省に通報し、買取りを中止してもらう等手続を取りたいと考えております。

また、ご指摘にあるように太陽光条例については、今後問題点があれば改正をしながら、より完成度の高いものにしていきたいと考えております。その際には、また議員の皆様にも様々なご意見をいただいて進めていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長(瀬上邦久議員) 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問6、平和行政について答弁をさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻、また北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射実験など、世界を 取り巻く情勢は日に日に緊張感を増しております。日本においても、防衛費増大の議論が盛んに行 われており、現状は世界を巻き込んだ紛争、戦争への足音が、ここ数十年のうちではかつてないほ ど高まっている状況であると考えております。

滑川町における平和に関する行政施策は、本年10月3日をもって勇退された吉田町長の政策の大きな柱の一つとして、この間継続して取り組んでまいりました。阿部議員のご質問にもございましたように、まさに平和なくして行政なしであり、あらゆる政策の基盤として平和行政を推進してきたわけでございます。

自治体行政の基本は継続でございます。大塚町長は、吉田町長が取り組みました各政策の力強い理解者として、平和行政に関しても一貫して推進してまいりました。したがいまして、大塚町長におかれましても、昨日の所信表明にもございましたように、平和を行政施策の礎とし、町政に尽力することを確信されたことと存じます。議員の皆様におかれましては、今後も町が取り組みます平和に関する各種政策に関し、引き続いてのご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、再質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) ありがとうございます。まず、太陽光問題なのですけれども、前提の問題で、この条例をつくった前提が、この間この町に、様々な大きな太陽光も含めて造られてきたわけです。多くの町民の皆さんは、これ以上造ってほしくないというのが、この条例をつくってほしいという願いの基本にあったのではないかなというふうに思うのです。そういったような前提条件を、今の関口課長さんの話だと少し揺らいでいるようなのですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

町のほうで太陽光の条例をつくった経緯というのは、皆さんのほうにも何度も説明しておりますけれども、やはり無秩序な形の太陽光の発電があって、それと大雨等が降って、それで周りに土砂等が流れる、そういったことがあるということがありましたので、その以前はガイドラインという形で制御しておりましたけれども、そのままではまだ弱いということで、その上で条例という形でしっかりとしていくという形で、もうワンランク上で条例という形を取りました。

その中で、先ほど阿部議員さんからありましたけれども、その条例をつくったときの意識が揺らいでいるのではないか、それは全くありませんで、まず第一に条例をつくるのは、正しく造っていただいて、しっかりと管理をしていただくということが前提でございましたので、今まで過去のガイドラインの状態ですと、それがしっかりと管理されていないというようなこともありましたので、その辺をやっていただくということで、特に考え方に変更はございません。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) それでは、この条例や規則に基づいた、きちんとした計画でなければ進めてはいけないということになっているという前提でよろしいですね。いいですね。その点でちょっとお聞きしたいのですけれども、施行規則の第4条にこういうふうにあります。住宅地等に近隣する場合、圧迫感、騒音、熱や光に配慮し、敷地境界から発電施設を後退させ、植栽を設けて遮蔽すると。もう一つが、その続きにあるのですけれども、防災上の観点から通行する車両に支障がないなど、境界から後退させるなどの措置を講じ、植栽を設けて遮蔽するというふうにあるのです。あと、とにかく景観への配慮というのがあります。それについて、隣地境界の立木は極力残し、発電施設を外部から直接見えにくくするというふうに定めています。今回のこの福田の計画は、そういうふうになっていますか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

福田地区の今回の計画についても、一応そのように配慮するように町のほうでは話をしてございます。それと緑化については、通常太陽光発電の設置してあるところ以外のところは、そのまま裸地のような状況でございますけれども、そのままですとやはり見栄えがよくないということで、緑化ということで芝を張るなり何か張って緑化をしてほしいと、それは入っております。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質問願います。
- ○14番 (阿部弘明議員) この前の説明会でも、事業者は見えなくすることはできないと言っている のです。そういうような事業者が、何で届出が出れば許可というか、受け付けるというふうになる のですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

その内容については、町のほうで決めております条例規則等について、それが守れないというのはもともと問題があることなので、それについては十分話をして説明をしていって、それはどのような個別の細かい内容については、どの部分に木を残すとかという部分についてはちょっとはっきり分かりませんけれども、規則の中でうたっている部分については、しっかり守るように話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) この町の太陽光、FITの認定事業者数なのですけれども、現在のところ 認定設備件数168あるのです。このうち、まだ未稼働というのが60件残っているのです。60か所の 太陽光発電が、これからどんどん、どんどん申請が来て、届出が来て、説明会をやってという話に なるのですけれども、町の判断だと、要するに説明会を、住民との合意を得るように努めなければ ならないというのは努力義務だということでいいのですか。努めなければならないという、そういったような文言にしかなっていないというところなのですけれども、要するに合意を得なければならないということではないということになっているわけだけれども、これは条例つくるときにも私 指摘したのですけれども、やっぱり努力義務だったのかなというふうに思うのですけれども、どう なのですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

条例については、先ほど言ったように規則、文言のとおり、何々しなければならないということではなくて、一応捉え方とすれば努力義務。ただ、説明会においても、その内容はどういった内容、

技術的な問題であるとか、そういった問題で対応できるような問題でのご意見で、また事業者にとっても、別に事業者のほうの肩を持つわけではありませんけれども、お互いに改善できる、ちょうど妥協できるような部分というのは、しっかりと話合いをしていただいて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 先ほどの答弁で合意という、要するに反対意見の中に感情的な部分もあるというようなお話もされました。そうではないのです。皆さん具体的な理由があって反対するのです。景観が悪いというのも具体的な理由なわけでしょう。だから、ここにも景観に配慮するというふうに書かれているわけでしょう。だから、そういったような一つ一つ住民の要望に沿わないものができてしまうということに、みんな懸念をしているのではないですか。そこを町が、事業者と一緒に説明して合意を得る努力があったから、例えば説明会を2回、3回やれば、もう努力をしたということになるということを町は言うわけだけれども、そうではないのではないですか。基本的に町の姿勢としては、町民の皆さんの利益のためにやっぱり考えなければいけないのではないですか。事業者は、さっき法令違反のことを私述べましたけれども、いろんな事業者みんなそうなのです。ほとんど投資のために山や農地を買って、それを売ってもうけるための事業としてやっているのです。太陽光で地球環境を守ろうなんていう事業者はいないのです。そこを理解していただきたいのです。よろしいですか。

その合意の点について、要するに反対の意見についてそういった答弁なさったことについて、今 どう考えますか。

○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

この条例の中で、事業主のほうが地元と合意をしなければならないと確かになってございません。 先ほども言ったように努力義務というような形なのですけれども、そうすると合意という形を、で は一人でも反対があった場合には全ての計画は、滑川町内で行われる太陽光発電については、合意 が得られないということで全て進められることができないのかという、そこまでの踏み込んだ条例 をつくるというのはなかなか難しいと思います。

先ほど冒頭でも話ししていましたように、確かに再生可能エネルギーというのは大変必要だということもございますし、それとまたこの条例自体が、滑川町内において全ての太陽光発電をやめさせるためにつくったものではなくて、正しく造っていただき、正しく管理をしていただくというのが第一だということを申したとおりに、そのような形なので、一人でも反対があった場合にはその計画は全て白紙に戻すと、なかなかそういったものの条例をつくるのは難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、ご質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 町が止められないということなわけですね、そうすると。要するにいろんな条件が、とにかく届出に必要な条件というのがありますけれども、それが正しく、これまであんまり汚かったりいろいろあったものをきれいにして、ちゃんとやってくださいよというだけの条例だということになると、本当に止まらないのです、これ。事業者みんなそれをクリアしてきますから。そういうようなことで、太陽光がどんどん、どんどんこれから60個も造られるということなのです。

それで、この町の自然環境を守ろうと、この前文にあるような、この財産を子どもや孫たちにも残していきたいという前文があるにもかかわらず、それをやらなければならないのは町民であり、事業者であり、地主さんもそうなのです。みんなそうなのだということを規定しているのです。それを何でそこまで下げてしまうのかというふうに思うのです。要するに住民との合意が得られないと、合意を得る努力がまだ足りないということであれば、何回でも説明会やるしかないのです。それは町で指導できないのですか。

○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

説明会の回数につきましても、私は直接は参加していないのですけれども、担当者のほうは毎回参加しまして、その報告のほうは毎回受けておりまして、またその説明会についても、地元の区長さん等も出席していただきまして、またその区長さんとも相談していただいて、実際にこの進行状況等を考えて、今回まででいいのかとか、あと一回ぐらいしたほうがいいのかということも十分に相談しながら進めておりまして、町のほうで今回でおしまいだとか、あと一回でおしまいとかということを特に決めておるわけではなくて、区長さん等を含めて地元にいらっしゃいます皆さんにお話をしまして、主に区長さんのほうとご相談をしながら進めていっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質問願います。
- ○14番(阿部弘明議員) もう時間ありませんけれども、町民と住民との合意というのは、区長さんとの合意で構わないわけなのですか。区長さんもそうですけれども、大体町の担当者の方が行って、事前協議はここまでやってもうクリアされていますよと、要するに町としては何の問題もないというふうに思っていると。あとは、この説明会がやられれば、そしてその説明会の模様について事業者が報告書を町に上げれば、あとはもう進んでしまうのです。そういうような認識で区長さんはいらっしゃるのです。もう止められないのだなというふうに思っていらっしゃるのです。それを、要するに町がそういう説明するからそういうふうになるのですけれども、そうではないのでしょうと。

要するに、説明会でいろんな意見が出て合意に至らなければ、これは止まる可能性もあるし、どんどん延びる可能性もあるという話になるわけではないですか。そういう説明はなさらないのですか。

○議長(瀬上邦久議員) 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

町の立場としては、もちろん担当者のほうは説明会にも出ていますけれども、中立な立場でございます。事業者寄りではございませんし、反対する方のほう寄りでもない、中立な立場で出席をしておりまして、その中で状況を見て、あとは区長さんというのは地元の代表でございますから、その方とももちろん相談しながら、区長さんがいるからいいと言っているわけではないのですけれども、もちろんご相談をしながら、その地域の問題でございますから、その中で特にそのような、もうここまで終わっているのだから、あとは合意するだけですよというような内容で説明することはございません。中立な立場でやっております。以上でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員。
- ○14番(阿部弘明議員) 中立というのはどういうことですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 時間です。
- ○14番(阿部弘明議員) 町民の立場に立っていただけないのですか。そのことだけ言っておきます。
- ○議長(瀬上邦久議員) では、それだけ。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長(関口正幸) 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

町の立場とすれば、事業者寄りではないということで、事業者がやるわけではなく、また反対する方もいらっしゃいますから、その間ということで中立と、両方の意見をしっかり聞くということで、中立ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長(瀬上邦久議員) 明日8日は、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長(瀬上邦久議員) 本日は、これにて散会いたします。

(午後 1時52分)

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第234回滑川町議会定例会

令和4年12月9日(金曜日)

議事日程(第3号)

開議の宣告

- 1 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第 3号))
- 2 議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 3 議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について
- 6 議案第73号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第74号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定について
- 9 議案第76号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 10 議案第77号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 11 議案第78号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 12 議案第79号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 13 議案第80号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 14 議案第81号 町道路線の廃止について
- 15 議案第82号 町道路線の認定について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

日程の追加

17 発議第 4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

出席議員(14名)

1番	宮	島	_	夫	議員	2番	高	坂	清	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈 倪	录 子	議員	7番	紫	藤		明	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	北	堀	_	廣	議員
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員
14番	阳	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	_
教 育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	小	柳	博	司
税 務 課	長	篠	﨑	仁	志
会計管理者会計課	兼 長	高	坂	克	美
町民保険課	長	岩	附	利	昭
福祉課	長	木	村	晴	彦
高齢介護課	長	篠	﨑	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環 境 課	長	関		正	幸
産業振興課長 農業委員会事務局	兼 }長	服	部	進	也
建 設 課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局	長	澄	JII		淳
上下水道課	長	會	澤	孝	之

本会議に出席した事務局職員

 議会事務局長
 島田
 目徳

 書記
 田島
 百華

 録
 毎毎日
 毎毎日

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長(瀬上邦久議員) 皆さん、おはようございます。議員各位には、第234回滑川町議会定例会 第4日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を 開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第1、議案第68号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) おはようございます。総務政策課長、議案第68号 専決処分の承認を 求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号))についてご説明申し上げま す。

提案理由でございますが、令和4年10月12日に令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号)を 専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものでございます。

今回の専決処分の内容でございますが、国において実施する電気、ガス、食料品等価格高騰に対応する住民税非課税世帯等への低所得者に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給するため必要となる予算を補正したものでございます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

専決第4号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号)。

令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,967万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億5,591万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日専決

滑川町長 大塚信一

お手元の資料6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉総務費国庫補助金に、事業費、事務費合わせまして6,967万7,000円の増額補正でございます。

次に、7ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、節1職員手当等から節12委託料までが事務費でございまして、事務費の合計は217万7,000円でございます。節19扶助費の6,750万円が給付費の総額で、対象となる世帯数を1,350世帯と見込んでおります。

なお、財源につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり全額国庫補助金によるものでご ざいます。

以上が議案第68号 専決処分の承認を求めることについてのご説明でございます。ご審議のほど よろしくお願いを申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、 または一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問させていただきます。

コロナ禍になって、このような緊急的にお金を給付するという事業が何回かあるように思うのですけれども、事務費について伺います。全体の給付金が6,750万円、これに対して217万円、3%程度の事務費が入ってきていると思うのですけれども、それぞれについて少し見させていただきたいのですが、まず時間外勤務手当76万円というふうに入っています。このような事業が国から入ってきて、そして町の職員の方が対応していくと思うのですが、この時間外勤務手当、時間外ということですが、こういう事業によって職員の方はどれくらい通常業務が圧迫されたりとか、時間外が具体的には何時間発生したりしているかとか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回事務費で要求をさせていただいた内容につきましては、まず時間外勤務手当が全体で76万1,000円となっております。主に業務的には、今回手続的にはプッシュ式で給付をするということですが、まず該当する方に確認書を送付させていただきます。そちらに書いてあります口座等間違いなければ、返信をしていただいた内容が役場に返ってまいりますので、その書類の審査を職員が手分けをして、給付の対象になるかどうか、口座が変更になっていないかどうか、変更がある場合については支払いの手続について伝票の処理を、伝票起票するという内容の業務が増えております。

主に業務に当たる職員を3名とさせていただきまして、3名の単価の合計が7,323円で、これが104時間、5時間を20週、それと1時間を4週ということで算出基礎とさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) それから次に、緊急支援給付金給付事業システム改修業務委託料というと ころで、システム改修がこの事業によって入っているのですが、具体的にはコストとして50万円、 どのようなことをするのでしょうか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

緊急支援給付金給付事業システム改修業務委託でございますが、こちらについては今回全国的に 給付する事業ということで、滑川町については、町村会で導入しておりますTKCさんのシステム を運用してございます。

一括で見積りをいただいて、一番メインの作業となると、対象となる方の抽出になると思います。 住基情報から該当する非課税世帯の抽出作業、これを住基と連携しながら抽出をするシステム改修 という内容がメインの内容となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) システムを改修するというよりは、入っているデータを処理するための業務というふうに捉えていいのかなというふうに、ちょっとお聞きして思いました。ありがとうございます。

このような事業が度々ある中で、急にあることが多いと思うので、事務作業の負担というのも結構あるのではないかなと思ってお聞きしました。今これ217万円なのですけれども、このような対象世帯を選び、そして一定額を給付していくという作業をする場合、大体事務費というのはこのくらい、今1,350世帯対象で220万円という額が出ているのですが、このくらいの額になってくるというのは通常の範囲内なのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

事務費については、補助金の申請をするときに対象世帯数に応じて給付金が決まるわけですが、 それに応じた事務費の割合というのが国のほうから内示がされます。その範囲内で、各自治体が必 要な経費を積算し申請することになっておりますので、おおむね国から指示された率での事務費を 申請しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) では、比較のためにお聞きしたいのですけれども、この事業と並行して住 民税均等割のみの課税世帯に町独自での給付を行うと思います。こちらに関しても同じような事務 作業が発生すると思うのですが、こちらについての事務費というのは大体幾らぐらいになっていま すか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

住民税均等割課税世帯を対象とした給付金については、本日ご提案申し上げます補正予算で計上させていただいているところでございます。こちらの財源につきましては、新型コロナウイルス感染対策の給付金で財源を賄っていただけるということで、一括で総務課のほうの財政担当のほうから補助金を給付金に充てるということになってございますので、補正予算のときに説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。経済的に困窮している世帯に、緊急支援金というのが出るのはいいことではあると思うのですが、果たしてその形というのが本当に効率的なのかどうかというのは、繰り返しこういうことがあると、ちょっと考えるところがありましてお聞きしました。例えば通常で給付している金額の中に折り込んで、その金額を大きくするというようなやり方をしたほうが、事務的には楽なのではないかなとか思ったので、お聞きしました。

質問は以上です。

○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度滑川町一般会計補正予算(第3号))を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第2、議案第69号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、滑川町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるため、滑川町認可地縁団体印鑑条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

本条例については新たな条例の整備でございますが、地縁団体とは、地方自治法に規定されております市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体と規定されております。

制度の趣旨といたしましては、主に不動産登記上、自治会共有の資産は登記名義が複数による共有名義となっており、そのため自治会名での不動産登記は行えず、転居や死亡などによる名義変更等で問題が生じておりました。この手続を団体名義で行えるように創設された制度でございます。このため、滑川町においても地縁団体の印鑑登録等に関して、条例による規定を整備するものでございます。

条例の内容でございますが、本条例は全16条から成り、第1条には本条例の趣旨を規定しております。第2条には登録の資格を規定し、第3条の登録申請から第7条の登録事項の修正にかけては、申請から印鑑に関する登録、廃止、修正などに関する規定を整備しております。第9条及び第10条に関しては証明書に関する規定を、また第11条から第15条にかけては代理人申請、証明手数料、町の調査事項などに関する規定を整備いたしました。第16条に関しては委任でございます。

今般の条例の整備に関しては、町内の特定の地域にある団体様から登記事項の相談に法務局を訪れた際、手続の手法として法務局より示されたもので、町においても条例による整備が必要と判断したものでございます。

なお、施行は公布の日からでございます。

以上が議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第69号 滑川町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第3、議案第70号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

〇総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付の人事院勧告を踏まえ、町長等の期末手当を改正するため、滑川町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元にございます新旧対照表をお開きください。人事院勧告により、本年度の期末手当の総支給月数が4.30月から4.40月に改定されました。新旧対照表の第1条は、本年

度の支給に関してでございますが、期末手当の支給月数を定めました第6条に関し、6月は支給済みでございますので、12月支給に0.10月を上乗せし、100分の225月とするものでございます。

第2条に関しましては、令和5年度からの支給の関係でございます。年間4.40月の支給月数を6月、12月の支給割合を平準化するため、それぞれ100分の220の支給とするものでございます。

なお、文言の整備も併せて行わせていただきました。

施行は公布の日からでございますが、第2条に関しましては令和5年4月1日からでございます。 以上が議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての ご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第4、議案第71号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付の人事院勧告を踏まえ、一般職職員の勤勉手当を 改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自 治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表の5ページをお開きください。本年度の改正に係ります第1条関係でございますが、一般職職員及び再任用職員に関する勤勉手当の支給月数を定めました条例第14条の5第2項でございますが、第1号では一般職職員の勤勉手当の支給に関し、人事院勧告により支給月数が年間1.90月から2.00月に改正されましたので、本年度の支給に関しまして6月は支給済みでございますので、12月支給に0.10月を上乗せし、100分の95から100分の105に改定するものでございます。

また、その下の第2号に関しましては、再任用職員に関する勤勉手当の支給でございます。人事院勧告により、本年度の支給月数が年間0.90月から0.95月に改定されました。こちらも6月は支給済みでございますので、12月支給に0.05月を上乗せし、100分の45から100分の50に改定するものでございます。

その下の別表第1に関しましては、人事院勧告により、20歳半ばの職員を中心に、初任給を含め30代半ばまでの職員について給与改定が行われましたので、国の俸給表に準拠した改定を行ったものでございます。

続いて、新旧対照表の12ページを御覧ください。第2条関係でございます。こちらは、令和5年 度以降の勤勉手当の支給に関して整備をするもので、一般職職員の年間2.00月、再任用職員の年間 0.95月を6月支給、12月支給で平準化するための、それぞれ改定でございます。

なお、改正に合わせまして、各条文の文言の整理も行わせていただきました。

施行は公布の日からでございますが、第2条に関しましては令和5年4月1日からでございます。 以上が議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

- ○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。
 - 一般職の給与、勤勉手当の改定についてということですが、勤勉手当という、その趣旨というか、 何なのかというのをちょっと教えていただけますか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 勤勉手当の趣旨というご質問でよろしいかと存じますけれども、勤勉手当につきましては、通常 私たちが日頃8時半から5時15分までしっかり働いております。こういったものに関する手当と、 お疲れさまというところの手当であるというふうに解釈はしております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) ちょっとよく分からないのですけれども、いわゆる給与があるわけですから、それとはまた別に出すわけでしょう、そこを教えてください。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

- ○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 勤勉手当につきましては、例えばですけれども、欠勤によってその期間、職員のほうが勤務がで きないといった場合については、当然こういった勤勉手当については減額の対象になる、そういう 手当でございます。したがいまして、通常一般のとおり勤労に励んでいる職員に関しては、この金 額、この月数が支給されるといった内容のものでございますので、ご了承いただければと存じます。 以上でございます。
- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 休みなく一生懸命働いたということなのでしょうか。分かりました。 それで、この勤勉、一生懸命働いたという手当を支給するというのは結構なことだと思うのです けれども、いわゆる非常勤職員については特にそういったものは設けていないというふうに思うの ですけれども、そこはどう違うのか教えてください。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 期末勤勉手当あるいは一般職の給料も含めまして、滑川町においては人事院勧告、国の国家公務 員に対する勧告を準拠した内容ということで、この間進めてまいりました。

ご質問にありました非常勤職員に関しましては、国のほうで制度づけができていれば、滑川町としても支給する根拠をしっかり持てるというものでございます。現在この件に関しては、国のほうで本年度、また遅くても来年中にはある程度の方針を出すといったような流れであるというふうに聞いておりますので、その段階をもって国と同様な扱いということで、改めて制度として導入していきたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) いわゆる国でも地方でも、非正規の非常勤職員の待遇改善については、国のほうも進めなければいけないというふうに感じているというか、人事院勧告の中でもそういう方針を出しておりますけれども、こういったところから改善していく努力というか、やはり同じ考え

だと思うのです。職員の人も一生懸命やっていれば勤勉手当がもらえるというのと、非常勤の方も 同様だというふうに思いますので、その辺については引き続き検討していただければというふうに 思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第5、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

ご説明の前に、大変恐縮ですけれども、1点記載漏れがございましたので、この場でお話をさせていただきます。お手元の新旧対照表の5ページになります。5ページの下段、附則があるわけですけれども、附則の3のところ、令和5年で、月が抜けております。こちらを令和5年4月1日ということで追記のほうをお願いいたします。

なお、これに関しましては改正条例の本文には全て記載となっておりますので、ご報告をさせて いただきます。

それでは、これよりご説明を申し上げます。提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改

正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関して所定の整備を図るため、地方公務員 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したく、地方自治法第 96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の定年延長が令和5年度から導入されます。これにより関係する各条例の整備が必要 となりますが、本条例により一括して関係条例の整備を行うものでございます。

今回の改正を行います条例は全部で8条例、また廃止が1件ございます。改正に当たっては、国から例文が発出されており、これに準拠した改正を行っております。また、埼玉県で整備済みの条例につきましても、参考資料として使用させていただいております。

それでは、お手元の新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の上段に関係する条例名がございますので、それぞれご説明させていただきます。初めに、新旧対照表1ページから19ページにかけましてが、滑川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正に当たっては、条例を章立てとし、条文を整理させていただきました。今般の定年延長に関しましては、大きく4点の改正がございますので、それぞれ条文によりご説明いたします。

1点目は、定年の年齢でございます。新旧対照表の1ページ、改正後の第2章、定年制度にありますように、第3条、今回の改正の根拠となる職員の定年に関しましては、従来60歳としていたものを65歳とするものでございます。この定年延長に関しましては、新旧対照表の5ページ、6ページの附則に記載のとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる制度で、制度の完成は令和13年度となる予定でございます。

次に、2点目として、管理監督職勤務上限年齢制の導入でございます。新旧対照表の2ページを御覧ください。第3章にありますが、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定といたしまして、第6条から新旧対照表4ページに記載の条例第11条にかけて整備をいたしました。この規定は、定年延長に係ります組織の新陳代謝を確保し、組織の活力を維持するため導入するもので、現在管理職手当の支給を受けている職員が60歳を迎えた後に、管理職からの降任、降給を行うものでございます。なお、滑川町におけるこの制度の運用に関しては、60歳を迎えた最初の3月31日に行う予定でございます。

次に、3点目として、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。新旧対照表の4ページ、5ページに記載の第4章、定年前再任用短時間勤務制において、条例第12条、13条に整備をいたしましたが、こちらは定年の引上げにより65歳までフルタイム勤務を原則とする中、60歳以後に退職した職員を本人の意向により短時間勤務の職で再任用することができる制度の導入でございます。

4点目は、情報提供及び意思確認制度でございます。こちらは、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報をお知らせすること及び60歳以後の勤務の意向を確認する制度で、新旧対照表6ページ、附則に規定をいたしました。

続いて、2つ目の改正条例でございます。2つ目の改正は、滑川町一般職職員の給与に関する条

例で、新旧対照表では7ページから19ページにございます。今般の改正では、主な要点が2点ございます。

1点目が60歳以降の昇給に関してで、新旧対照表7ページ、第4条第8項のとおり、原則昇給しないとするものでございます。

2点目が60歳に到達した以後の最初の4月1日からの給与に関してでございますが、11ページ、 附則にございますとおり、当分の間は100分の70を支給する規定でございます。なお、この7割の 給与水準に関しましては、地方公務員法第24条、均衡の原則に基づきまして、国家公務員における 取扱いを準拠した措置でございます。

その他の条文につきましては、文言の整備を併せて行わせていただきました。

続いて、3つ目の条例改正でございます。滑川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。新旧対照表の20ページをお開きください。こちらでは、附則に降給に関する経過措置を設け、60歳以後の意に反する降給を定めております。

続いて、4点目の条例改正は、滑川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。新旧対照表の21ページをお開きください。第4条、減給の効果について、懲戒処分等により給与減額を行う場合の上限を給料額の10分の1相当額とする規定でございます。

続いて、5つ目の条例改正は、滑川町職員の育児休業等に関する条例でございます。新旧対照表の22ページから25ページでございますが、主な改正につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と改正する名称の変更でございます。

続いて、6つ目の条例改正は、滑川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。 新旧対照表の26ページから27ページでございますが、主な改正につきましては、先ほどと同様の文 言の修正でございます。

続いて、7つ目の条例改正は、滑川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。 新旧対照表の28ページでございますが、改正内容は、引用する法律が改正されたことに伴う条文の 改正でございます。

続いて、8つ目の条例改正は、滑川町公益的法人等への職員の派遣に関する条例でございます。 新旧対照表の29ページでございますが、改正内容は、第2条、職員の派遣に、派遣を除く職員とし て異動期間を延長された管理監督職を占める職員を新たに追加したものでございます。

続きまして、廃止条例の1件につきましては、滑川町職員の再任用に関する条例でございまして、現行の再任用制度は廃止し、定年の段階的な引上げ期間中は、暫定再任用職員、暫定再任用短時間 勤務職員とするものでございます。

以上が議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番 (阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

そもそもこの定年制の延長というのは、年金の支給年齢が引き上がったというか、下がったというか、遅れることによってこういうふうになったというふうに思うのですけれども、今60歳で、これから65まで引き上がっていくわけですけれども、その間に再雇用をした人も、定年延長されれば定年延長されるというふうになるのですか、どういうふうになるのか、皆さんのことなのでちょっとよく分からないのですけれども、教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

- ○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 今般の定年延長につきましては、定年の年齢そのものが延長となるというものでございます。既 に定年をしている職員につきましては、この期間が延長されたからといって定年延長の該当になる というものではございません。一旦退職をしておりますので、再任用職員ということになります。 以上、答弁とさせていただきます。
- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番 (阿部弘明議員) 役職にある管理監督の職員ということで、この管理監督の職員というのは 皆さんのことだと思うのですけれども、そのまま定年、例えば60歳過ぎても管理監督としてずっと いるわけではないのですか、これちょっと教えてください。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 先ほどの改正条例の中でもお話をさせていただきましたけれども、管理職の職員につきましては、 その当該年度、退職する年度の3月31日をもって降任、降給を行います。つまり、管理監督職の地 位を離れるということになります。その離れた後、4月1日から定年延長ということで、職員とし て引き続き勤務をいただくという内容でございます。これに関しましては、先ほど申し上げました ようにやはり組織の新陳代謝というものが必要でございます。若手職員が昇給する機会が奪われて しまうというものもありますので、こういった制度が導入されております。

なお、昨日の全員協議会でのお話もありましたとおり、国においては、特定の職種においては管理監督職のまま、当分の間60歳以降も置くという制度がございますが、滑川町においては現在そのような運用を行う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 管理監督職の定年は60なわけなのです。要するに、職は変わるけれども、 65歳までは職員としているということなのだと思うのですけれども、昨日の全協での説明もあった のですけれども、管理監督職の方の給料についてはあまり下がらないというか、そういうような感 じになるような感じなのですけれども、そこはどうなのですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 今回の定年延長に係ります60歳以降の賃金につきましては、先ほどお話ししたおり7割水準とい うものが国のほうで示されておりますので、これを利用させていただくということです。

これについては、管理監督職の職員以外の職員につきましても同様でございます。管理監督職、いわゆる先ほど申し上げましたように、管理職手当が出ていない職員が60歳で定年退職を迎えた場合についても、60歳時点でいただいていた給料の7割については定年延長の段階で確保できるといった内容でございますので、全ての職員が7割水準ということでご理解をいただければと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 7割になってしまうという、それで仕事は大して変わらないというような感じになるのかなというふうに思うのですけれども、確かに皆さんの仕事は責任もあるし、大変な仕事だなというふうに思うのですけれども、後任を育てなければいけないしというのもあるのでしょうが、やはり定年が延長されて皆さんがずっといることによって、確かに新陳代謝というのは起こりにくくなるのかなという感じはします。でも、年金問題からこういう問題になってしまっているという問題が一番大きいのかなというふうに思うのですけれども、しかし、そうなった以上、こういうことにせざるを得ないのかなというふうに思います。

この定年制延長になったことによって、今後の新規採用とかの問題、また要するに町で働いている方が、いろんな方がいらっしゃるというか、正規職員をはじめとして非正規だとか、そういった再任用だとか、延長だとか、延長の中でも短期の短時間とか、非常にいろんな型の中で業務を行うような形になるのだというふうに思うのですが、その辺でやはり本当にこの町の全体を一致してやっていくことについてどういうような思いというか、方針というか、皆さんお持ちなのか、その辺はお聞きしておきたいと思います。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 今般の定年延長に関しまして退職をされない方につきましては、段階的に65歳まで正規の職員と してカウントされるということになります。したがいまして、町が現在行っております定員管理等に関しましても影響が出てくるものでございます。これに関しましては、順次定員管理計画のほう見直しを図りながら、新規の職員採用も含めて検討を進めてまいりたいというふうな考えでございます。

また、新規採用職員に関しましては、今回の定年延長とはやはり別枠に考え、毎年度ある程度の 人数を採用していくのが、職員採用をする側、またそれを受ける側にとって平等な雇用の機会だと 感じておりますので、そういったところについては堅持をしていきたいという考えでございます。

各種の働き方が、この定年延長に関して入ってまいります。町といたしましては、近隣の状況あるいは国の状況等も勘案しながら、しっかり計画のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 分かりました。よろしくお願いいたします。
- ○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分とさせていただきます。よろしくお願いします。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時05分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第6、議案第73号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

[上下水道課長 會澤孝之登壇]

〇上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第73号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため関係する条文の改正を行いたく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

内容については、お手元の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。地方公務員法の一部改正 により、第2条第16条に引用しております条項に条ずれが生じたために改めました。

その他については、主に滑川町一般職職員の給与に関する条例との整合性を図るため、文言の表記を加筆、修正するとともに、第10条の2に日直手当、第19条に給与の種類及び基準に関する規定の準用について追加させていただきました。

施行については、令和5年4月1日からでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第73号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第7、議案第74号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第74号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、町の下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業に、地方公営企業 法の規定を適用するため、滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定した く、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

詳細については、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。最初に、1行目の条例の名称についてですが、これまで町にあった水道事業と、新たに公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の3事業をまとめて公営企業とする下水道事業の2つの公営企業の設置について定めるため、条例の名称を滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例と改めさせていただきます。

条文については、第1条以下、水道事業に関しては文言の整理を行うほかは従前の内容に変更はなく、主に下水道事業についての内容を追記したものとなっております。第1条第2項は下水道事業の設置について、第1条の2は法の全部適用について、それぞれ追加しております。

第2条については、第2項に水道事業の規模について、第3項に公共下水道事業の排水区域について、第4項に農業集落排水事業の名称、処理区域等について、第5項に浄化槽事業の処理区域について、それぞれの事業種別ごとに分けて整理いたしました。

なお、第4項の別表第1については、新旧対照表の最後に記載しております。現在の施設名称、 位置、区域に変更はございません。

施行については、令和5年4月1日からでございます。

また、本条例の施行に伴い、滑川町下水道事業特別会計条例、滑川町農業集落排水事業特別会計 条例及び滑川町浄化槽事業特別会計条例については廃止とさせていただきます。

以上、概略ではありますが、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

[5番 上野葉月議員登壇]

○5番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問いたします。

上水道、下水道、それから農業集落排水、浄化槽事業というものが1本になっていくということ

なのかなと思うのですけれども、この条例改正によって具体的な業務、それから先ほどおっしゃった特別会計がなくなるであるとか、そういうところも含めて具体的に変わっていくことというのをもう少し教えていただけますか。

○議長(瀬上邦久議員) 上下水道課長、答弁願います。

[上下水道課長 會澤孝之登壇]

〇上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

今般の下水道事業に関する改正については、法の適用を主眼としたものでございまして、適用される法が変わりますと。そういうことで、法的にはこれまで特別会計として扱っていたものが、企業会計になりますということです。

仕事の業務の内容について、特段大きく変わるところはございません。今後、例えば大きく去年から上下水道課として一つのくくりの中で仕事をしています。また、上下水道課ということで、下水道事業ということで3つを1つにしてごちゃごちゃになるということではなくて、それぞれの事業はそれぞれの事業の区分のまま、今までどおりの事業を行っていきます。その中で、さらに住民の方に対してよりよい事業が行えるものであれば、それはそれに主眼を置いて中身は変えていくつもりではありますが、今現在のものが何かこれによって大きく変わるというようなものではございませんので、その辺ご了解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。
- ○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番(吉野正浩議員) 13番、吉野正浩です。よろしくお願いいたします。

給水人口、以前から私、これの関係いろいろどういうふうに設定するのかなとか、水房地区の上市野川橋に前、このままでは市野川の南側のほうに水が配給できないということで配水管を造ったりしたということは記憶あるのですけれども、この2万1,200というのは、まずその定義ということと、今後これが人口が増えても、現在の管でどうにか維持できるのか、南側のほうが極端に多くて北側は減るかもしれないのですけれども、そういった関係をちょっと教えていただきたいと思っているのですけれども。

○議長(瀬上邦久議員) 上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。 こちらの中の給水人口については、昨年度まで設定が1万8,000人でした。これについて、今現 在滑川町の人口が伸びているということで、内容の修正ということで県のほうに申請させていただきまして、2万1,200人に増加させていただきました。これについては将来を見て、既に人口が今の計画人口を超えているということで、これからの人口計画、総振や何かで設定されている人口を見比べまして、それに見合った人口に変えております。

また、配水の管路、それから今現在のご心配されている人口の増加に伴って、今ので間に合うのかというご質問ですが、それについても実証して、今のままであれば十分間に合うという結論が出ております。

今後、さらに人口がこの計画に沿って増えてきたときに、地域、地域によっては配水管の太さ、 あるいは本数等で足りない部分については、随時今現在行っている老朽管の入替えとともに並行し て、その辺を検証しながら対応していきたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございました。
- ○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第74号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第8、議案第75号を議題とします。 事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)。

令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,020万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,612万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

続いて、2ページをお開きください。初めに、歳入予算の概要についてご説明を申し上げます。 歳入予算につきましては、款1町税では、今年度の収入実績等に基づきまして、項1町税を5,000万 円増額させていただいたほか、款15国庫支出金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金や、保育所保育委託事業、障害福祉サービス給付費事業をはじめとした民生費を中心 に、歳出予算の増額計上に伴う国庫支出金を見込み、合計9,970万6,000円を増額させていただきま した。

同様に、款16県支出金につきましても、4,816万9,000円を増額しております。

次に、4ページをお開きください。歳出予算の概要についてご説明申し上げます。先ほど歳入予算で申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施に伴い、歳出予算の増額補正をさせていただいたほか、事業の詳細につきましては、この後歳出予算の説明にてご説明を申し上げます。

その他、款3民生費においては合計2億2,813万3,000円の増額となっており、こちらにつきましては項1社会福祉費、項2児童福祉費を中心に大きく増額しております。障害福祉サービス給付事業や保育所保育委託事業、また放課後児童対策事業等が主な補正内容でございます。

また、款10教育費につきましては、合計2,452万3,000円の増額補正となっております。

5ページに移ります。項3中学校費におきましては、新たに滑川中学校校舎屋上塗膜防水改修工事として700万円を計上しております。

次に、6ページを御覧ください。債務負担補正でございますが、廃止を1件お願いしたいものでございます。内容につきましては、本年度補正予算第1号で設定させていただきました公用車借上料(令和5年度分)につきまして、こちらは幼稚園バスの入替えにより、令和5年度から発生する車両リース料でございましたが、コロナの影響によりまして、予定していた車両の納車が困難となり、来年度は再リースにより対応したいため、債務負担行為を廃止したいものでございます。

次に、7ページをお開きください。地方債補正につきましては、追加を1件、変更を3件お願いいたします。追加につきましては、滑川中学校校舎屋上塗膜防水改修工事に伴う起債といたしまして、学校教育施設等整備事業債を限度額520万円にて新たに発行したいものでございます。起債の方法、利率、償還につきましては御覧のとおりでございます。

変更につきましては3件ございますが、それぞれ各事業債の事業費の減額に伴いまして、限度額 を減額したものでございます。

それでは、これより少々お時間いただきますが、歳入の詳細からご説明を申し上げます。10ページをお開きください。初めに、款1町税でございますが、項1町民税、目2法人につきましては、節1現年課税分として法人税割5,000万円の増額でございます。本年度の収入見込額が、当初予算額と比較し増額となるため、補正をさせていただきました。

また、款2地方譲与税から、11ページになりますが、款8ゴルフ場利用税交付金につきましても、本年度の収入実績に基づき当初予算額と比較し、増額が見込まれる予算項目について、増額補正をしております。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金のうち、減収補てん特例交付金 (住宅ローン減税分)につきましては、地方税の減収に対して補填される交付金でございますが、 交付額が確定したため828万2,000円の増額補正でございます。

次に、款15国庫支出金でございます。項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございますが、 今回の補正内容といたしましては、歳出予算の増額補正に伴う国庫負担金の増額となっております。 節2障害福祉費国庫負担金につきましては、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に 2,112万1,000円の増額、その下の節3児童福祉総務費国庫負担金につきましては、子どものための 教育・保育給付交付金に745万6,000円の増額補正でございます。

12ページ中段を御覧ください。項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金のうち、節6企画費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,880万1,000円の増額でございます。こちらは、今般の物価高騰等に伴い日常生活に密接なエネルギー価格や食料品等の価格の上昇が続いていることから、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して必要な支援を図るため、今回新たに電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が創設されました。本町においても、今回の補正予算において新たに本交付金を活用した事業を実施したいため、歳出予算において補正予算を計上させていただきました。歳出の内容につきましては、改め

てご説明を申し上げます。

次に、目2民生費国庫補助金ですが、節3児童福祉総務費国庫補助金に合計で924万6,000円の増額補正でございます。内容ですが、保育対策総合支援事業補助金に110万6,000円の増額、子ども・子育て支援事業費補助金に814万円の増額でございます。また、節5老人福祉総務費国庫補助金でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に773万円を新たに計上させていただきました。

次に、目3衛生費国庫補助金ですが、節2予防費国庫補助金のうち、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金99万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、款16県支出金でございます。県支出金につきましても、歳出予算の増額補正に伴う 歳入予算の増額が主なものとなっております。

初めに、項1県負担金、目2民生費県負担金ですが、節2障害福祉費県負担金のうち、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に1,056万円の増額補正でございます。また、節3児童福祉総務費県負担金でございますが、子どものための教育・保育給付交付金に1,239万3,000円の増額、また障害児通所支援給付費負担金に395万3,000円の増額でございます。

13ページをお開きください。項2県補助金でございます。目2民生費県補助金のうち主なものといたしましては、放課後児童対策事業費補助金に503万5,000円の増額、乳幼児医療費支給事業補助金に202万2,000円の増額、これら等により合計1,043万1,000円の増額でございます。

また、新たな予算科目といたしましては、下の2つ、埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金を50万8,000円、埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金に10万8,000円でございまして、こちらは埼玉県が実施する物価高騰対策事業費に係る県補助金分でございます。

次に、目4農林水産業費県補助金でございますが、節2農業振興費県補助金といたしまして、新たに省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費負担金を813万7,000円を計上させていただきました。こちらは、埼玉県の事業として実施する燃料費削減に取り組む加温施設園芸農家のための補助金でございます。

次に、項3県委託金になりますが、目1総務費県委託金につきましては、本年7月の参議院議員 選挙の実施による県委託金でございまして、増額見込みとなることから115万7,000円を補正したも のでございます。

次に、14ページを御覧ください。款18寄附金でございますが、項1寄附金、目10教育費寄附金のうち、節1教育振興費寄附金として10万円を計上しております。こちらにつきましては、この後歳出予算でもご説明させていただきますが、滑川中学校駅伝チームの全国大会出場に伴いまして寄附金が見込まれることから、歳入予算を計上しております。

次に、款22町債についてご説明をいたします。先ほど地方債補正でご説明をさせていただきましたが、主に事業費の減額に伴う町債の減額補正が主なものでございます。

初めに、項1町債、目6土木債でございますが、地方道路等整備事業債につきましては2,160万円の減額でございます。こちらは、町道102号線ほか測量設計等委託料の減額に伴うものでございます。また、公共施設等適正管理推進事業債につきましては990万円の減額でございます。こちらは、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事の減額に伴うものでございます。

次に、目8教育費でございますが、学校施設環境改善交付金事業債につきましては380万円の減額でございます。こちらにつきましては、小中学校の施設LED化工事の減額に伴うものでございます。また、新たに計上したものといたしましては、学校教育施設等整備事業債520万円でございます。こちらにつきましては、先ほど来申し上げております滑川中学校校舎屋上塗膜防水改修工事の起債となります。なお、本起債は充当率75%、交付税措置なしの起債でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、各款にわたり一般職、会計年度任用職員等の人件費の補正がございますが、こちらにつきましては人事院勧告に伴う給与改定が主なものでございますので、説明については省略をさせていただきます。

それでは、16ページの中段から御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費でございます。節10需用費のうち、印刷製本費に84万7,000円を増額補正させていただきました。これは、毎月発行しております「広報なめがわ」について1部当たりのページ数を増加したいため、不足額を増額補正するものでございます。

次に、目5財産管理費でございますが、節10需用費のうち、光熱水費に288万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、役場庁舎における光熱水費について、今後の不足額の増額補正となっております。なお、こちらの予算に限りませんが、本補正予算においては、町内各公共施設においてエネルギー価格等の高騰に伴う光熱水費の増額補正が多くなっている状況でございます。

次に、17ページをお開きください。目6企画費でございます。節12委託料のうち、電算機保守等 委託料に250万円を増額補正させていただきました。こちらは、インターネット系パソコンについ て、埼玉県と市町村が共同運用しているセキュリティークラウドの利用が5年を経過し、事業者の 変更が生じるための委託料でございます。

次に、目10コミュニティセンター費でございますが、節12委託料のうち、コミュニティセンター運営管理委託料117万7,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、コミュニティセンターの指定管理者であります滑川町シルバー人材センターへの指定管理委託料となっておりますが、先ほどの光熱水費と同様、今般の燃料費高騰に伴いまして、コミュニティセンター内での燃料費及び光熱水費が増加傾向であることから、今後の不足額を増額補正させていただいたものでございます。

次に、18ページの下段を御覧ください。項3戸籍住民基本台帳費でございます。目1戸籍住民基本台帳費でございますが、節12委託料に電算機保守等委託料444万6,000円の増額補正でございます。 こちらは、全額国庫補助の事業となっておりますが、戸籍法の一部改正をする法律に基づきまして、 戸籍事務内連携のための機能の整備に係るシステム改修費でございます。具体的には、令和5年度 から本籍地以外の市町村窓口においても戸籍謄本等の取得が可能となる予定であり、そのためのシ ステム改修費でございます。

次に、19ページ、項4選挙費を御覧ください。目5参議院議員選挙費から、20ページの目8町議会議員補欠選挙費までにつきましては、選挙終了に伴いまして各予算の不用額を減額補正するものでございます。補正額につきましては、目5参議院議員選挙費は合計155万1,000円、目6町長選挙費は209万9,000円、目8町議会議員補欠選挙費は151万8,000円のそれぞれ減額でございます。

次に、21ページを御覧ください。款3民生費についてご説明申し上げます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、会計年度任用職員に係る人件費の補正のほか、節10需用費の燃料費の増額補正につきましては、デマンド交通事業に伴うものでございます。令和5年1月よりデマンド交通の運行日数を現在の週3日から週5日とする予定であることから、これに伴い会計年度任用職員に係る人件費及びデマンド交通車両の燃料費について増額補正をさせていただきました。

次に、歳入予算でご説明をさせていただきました臨時交付金事業に係る事業の補正予算でございます。節19扶助費を御覧ください。臨時交付金に係る新たな事業といたしまして、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付事業を実施したいものでございます。事業内容は、住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するものでございます。事業費といたしましては、500世帯を見込み合計2,500万円の給付金と、事業実施に伴う事務費といたしまして、上の節10需用費の消耗品費に20万1,000円、節11役務費の通信運搬費に12万6,000円等それぞれ計上しております。

次に、目3障害福祉費を御覧ください。節18負担金、補助及び交付金でございますが、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費につきましては、4,224万2,000円を増額補正させていただきました。増額の理由につきましては、サービス利用者及び利用回数がともに増加しているためでございます。

その下、節19扶助費でございますが、合計575万7,000円の増額補正となっております。主な補正 内容につきましては、日常生活用具給付等事業給付金230万4,000円、重度心身障害者医療費助成 285万8,000円等でございます。こちらの増額理由につきましては、先ほどと同様、対象者の増加に 伴い予算額に不足が生じることから、増額補正をするものでございます。

続いて、22ページをお開きください。項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費でございますが、節12委託料、合計で8,332万2,000円の増額補正でございます。放課後児童対策実施委託料については1,460万9,000円の増額補正、こちらは学童クラブの運営に係る委託料ですが、各学童クラブにおける事業メニューの見直しや、放課後児童支援員等の処遇改善に伴う追加がございましたので、増額補正となっております。

その下の保育所保育実施委託料につきましては、6,871万3,000円の増額補正でございます。保育

所等の運営に係る委託料でございますが、本年度の委託料の支払額から今後の支払額を推計し、不 足分を増額補正させていただいたのと併せて、学童クラブの事業でも計上されておりますが、保育 園の保育士に係る処遇改善事業の追加に伴い、増額補正をさせていただくものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金でございますが、補正額は合計で2,713万6,000円でございます。主な補正でございますが、地域子育て支援拠点事業費補助金に280万5,000円の増額補正をさせていただきました。こちらは、地域子育て支援事業に関して、わくわく太郎の出張広場の実施により増額補正をするものでございます。また、障害児通所支援事業給付費負担金でございますが、1,581万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、当初の見込みに対しサービスの利用者が多かったため予算額が不足することから、増額補正するものでございます。

次に、22ページから23ページにかけまして、新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金に173万4,000円の増額補正でございます。こちらは、物価高騰対策事業の実施によるものでございまして、内訳といたしましては、町内の学童クラブや保育所、認定こども園等に対し、電力、ガス、食料品等の物価高騰対策として児童1人当たりの補助額に応じ給付金を支給するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、学童クラブの休所及び利用自粛に対する利用者返還に関する助成事業が50万円でございます。

なお、いずれの事業に関しましても、町負担分につきましては臨時交付金を活用する予定でございます。

次に、節19扶助費でございますが、こども医療費に1,926万5,000円の増額でございます。支給件数、支給金額の増加に伴いまして、今後の不足額について増額補正をさせていただきました。

次に、節22償還金、利子及び割引料でございますが、国庫児童福祉費補助金返還金に1,379万円の増額補正でございます。こちらは、令和3年度に実施いたしました低所得の子育て世帯に対する特別給付金事業の国庫補助金について、実績額が確定したことに伴う超過交付分の返還でございます。

次に、目2児童福祉施設費でございます。節12工事請負費でございますが、子育て支援センター 改修工事について275万円の増額でございます。令和5年4月より、第7学童クラブについては滑 川幼稚園内のプレハブを利用する予定であることから、既存のトイレを改修したいため増額補正を するものでございます。

次に、項3老人福祉費でございます。24ページの中段を御覧ください。目1老人福祉総務費ですが、節18負担金、補助及び交付金について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に773万円の増額補正でございます。本事業は、全額国庫補助によるものとなっておりますが、認知症高齢者グループホームふれあい大笑庵において、非常用自家発電設備の設置をするための事業費となっております。

次に、26ページを御覧ください。款4衛生費についてでございます。項1保健衛生費、目2予防

費でございます。こちらの目においては、主に新型コロナワクチン接種事業の実施に当たり、集団接種や接種業務の準備等で必要となる人件費として、節3職員手当等のうち、時間外勤務手当に90万7,000円の増額、また管理職職員特別勤務手当に5万5,000円の増額補正をしております。なお、ワクチン接種業務につきましては、全額国庫補助金事業でございます。

次に、節12委託料でございますが、予防接種委託料を1,993万6,000円減額補正させていただきました。こちらにつきましては、本年度より子宮頸がんのワクチン接種の積極的接種勧奨が始まりましたが、接種率が当初の見込みよりも低いことから、不用額が発生することに伴い減額補正をするものでございます。

次に、27ページを御覧ください。目4水道事業費でございます。節18負担金、補助及び交付金でございますが、水道料金減免事業補助金に1,040万8,000円を増額補正させていただきました。本事業は、臨時交付金を活用し、新たに水道料金の基本料金2か月分の減免事業を追加で実施したいため、水道事業会計への補助金でございます。本年度につきましては、既に臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金合計4か月分の減免を実施させていただいておりますが、今回追加でさらに2か月分の基本料減免事業に取り組みたいため、本予算を計上するものでございます。

次に、28ページの中段を御覧ください。款6農林水産業費でございます。項1農業費、目3農業振興費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に、新たに省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金813万7,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては埼玉県の補助事業でございますが、燃料費の削減に取り組みます加温施設園芸農家を支援するために、省エネ型施設への転換を図る事業者に対して支援をする事業でございます。本補助金については、町内3事業者に対して改修費等の補助をする予定でございます。

次に、29ページをお開きください。款8土木費についてでございます。初めに、項2道路橋梁費、目2道路維持費でございますが、節10需用費のうち、光熱水費に159万7,000円の増額でございます。 こちらは、主に町内の防犯灯に係る電気代の増額補正でございます。

その下、節12委託料の路面性状調査等業務委託料394万円の減額については、契約額の確定に伴う不用額の減額でございます。

またその下、節14工事請負費のうち、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事の1,103万円の減額でございますが、こちらにつきましても契約額の確定に伴う不用額の減額となっております。

次に、30ページをお開きください。目3道路新設改良費でございますが、節12委託料のうち、町道102号線ほか測量設計等委託料の2,400万円の減額補正でございますが、こちらも契約額の確定に伴う減額となっております。

続いて、31ページをお開きください。項5都市計画費、目6公園費でございます。こちらにつきましては、補正額合計65万円となっておりますが、主に公園等の維持管理作業の実施に伴い、節11役務費の雑草刈払い等作業員手数料40万円をはじめ、所要の予算を計上しております。

続きまして、款10教育費についてご説明いたします。教育費につきましては、契約額の確定に伴います不用額の減額補正が多くございますが、この場においては増額補正を中心にご説明させていただきます。

初めに、項1教育総務費、目3教育振興費でございます。32ページの下段を御覧ください。節13使用料及び賃借料でございますが、AED借上料に1万7,000円の増額補正をさせていただきました。こちらは、新たに総合運動公園管理棟にAEDを追加で1台配備するための借上料となっております。

次に、節17備品購入費でございますが、公立学校情報機器(タブレットPC等)購入費に463万4,000円の増額補正でございます。令和5年度に小学校児童数が増加することに伴い、不足するタブレットPCを購入したいためのものでございます。

次に、33ページを御覧ください。項2小学校費でございます。目1学校管理費でございますが、 節10需用費を御覧ください。各小学校における需用費をそれぞれ計上しておりますが、特にエネル ギー価格高騰に伴い電気代である光熱水費を中心に、今後の予算額に不足が想定されるため増額補 正をさせていただきました。

次に、34ページの下段を御覧ください。節17備品購入費でございますが、こちらにつきましては各小学校における学校管理の備品等を購入するための予算でございます。特に宮前小学校及び月の輪小学校においては、来年度クラス数が増加することに伴い、必要となる備品の購入を中心に補正予算をしております。

次に、目2教育振興費でございます。35ページの上段を御覧ください。節19扶助費でございますが、各小学校における要保護・準要保護児童援助費をそれぞれ増額補正させていただきました。こちらにつきましては、就学援助費のうち、新入学用品分については制度改正により入学前に支給することとしたため、来年度入学予定の新入学児童に係る用品の購入を本年度に行うため、本年度中に支給する必要があることから、各小学校において所要額を計上しております。

次に、項3中学校費を御覧ください。目1学校管理費でございますが、節10需用費については小学校費と同様、光熱水費や燃料費等の価格の高騰に伴い、今後の不足額を増額補正しております。また、修繕料の104万5,000円でございますが、内訳といたしましては、楽器の修繕に83万6,000円、サッカーゴールの修繕に20万9,000円でございます。

次に、36ページをお開きください。節14工事請負費でございますが、滑川中学校校舎屋上塗膜防水改修工事に700万円を計上しております。こちらは、滑川中学校の校舎の屋上が一部破損していることから雨漏りが発生し、緊急に防水工事を実施するための予算でございます。なお、財源につきましては、町債といたしまして学校教育施設等整備事業債520万円を見込み、事業を実施させていただきたく計上しております。

次に、目2教育振興費でございます。節18負担金、補助及び交付金でございますが、中学校部活

動等振興補助金に174万2,000円を新たに計上させていただきました。こちらにつきましては、11月に開催されました第90回埼玉県駅伝競争大会中学校の部において、滑川中学校女子駅伝チームが見事優勝したことに伴い、12月に東京都で行われます関東大会及び滋賀県で行われます全国大会への出場が決定いたしました。今回の上位大会への出場につきましては、町としても大変喜ばしいことでございますので、滑川町立中学校部活動等振興費補助金交付要綱に基づきまして、選手の大会出場に要する経費に対して補助金を交付したいものでございます。

また、その下の節19扶助費の要保護・準要保護生徒援助費120万円につきましては、先ほどの小学校費でご説明したものと同様の内容でございます。

次に、項4幼稚園費についてご説明申し上げます。目1幼稚園費でございますが、節10需用費に合計120万3,000円の増額補正をしております。こちらも、物価等の価格高騰に伴う燃料費や光熱水費を中心とした補正でございます。

次に、37ページをお開きください。項 5 社会教育費でございます。目 2 文化財保護費でございますが、節 1 報酬及び節 8 旅費につきましては、寺谷廃寺の調査の終了に伴いまして文化財保護委員会の開催を行いたいため、委員報酬を 6 万5,000円、費用弁償を 2 万円それぞれ計上しております。

また、節7報酬費でございますが、寺谷廃寺調査指導謝礼に4万円を計上しております。今回の 寺谷廃寺調査に関し、学識経験者の指導者2名に対して追加で謝礼をお支払いしたいため、増額補 正をするものでございます。

次に、節10需用費でございますが、合計83万1,000円の予算を計上しております。こちらにつきましても、エコミュージアムセンター内の電気代や施設の修繕費を中心に、所要額を増額したものでございます。

次に、38ページを御覧ください。節14工事請負費でございますが、合計242万円の増額補正をさせていただきました。主な内容といたしましては、保護繁殖室鉄製棚等塗装工事に95万5,000円、セミナーハウス改修工事に95万円等でございます。

次に、目4図書館費でございますが、こちらにつきましても節10需用費に、光熱水費74万6,000円 を増額補正させていただいております。こちらも光熱水費の価格高騰によるものでございます。

次に、項6保健体育費でございます。節3学校給食費のうち、節10需用費の消耗品費を299万8,000円増額補正させていただきました。こちらは、主に来年度に小学校のクラス数が増加することに伴いまして、不足する給食用食器を購入するためでございます。

次に、39ページをお開きください。款12公債費についてでございます。項1公債費、目1元金及び目2利子の補正につきましては、それぞれ減額補正をさせていただきました。こちらにつきましては、借入金の利率の一部見直しに伴い償還額が確定したため、それぞれ減額するものでございます。

次に、40ページをお開きください。款14予備費でございます。今回の補正予算につきましては、

歳入予算の超過分3,655万3,000円を、予備費を充当することにより対応したいためでございます。

以上、雑駁なご説明でございましたが、議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑あるようでございますが、休憩後とさせていただきます。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

これより議案第75号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、11ページなのですけれども、11ページの5教育費負担金のところで、預かり保育保護者負担金がマイナス10万8,000円となっているのですけれども、これは見込みより利用が少なかったということでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員おっしゃるとおり、当初の見込みよりも預かりの人数が少なかったことによる減額の補 正でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) では具体的に、もともと予算をつくるところ、またスタッフの配置計画等で何人ぐらいで何日間、そして何人ぐらいの利用があるかというところで計画を立てられていると思うのですけれども、この10万8,000円というのは何人の利用がなかったか、その見込みとのずれの詳細を教えていただけますか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただ

きます。

今現在預かり保育については、平日大体1日15人から25人ぐらいの預かり保育のほうを行っております。この中で、今回減額補正をさせていただいたのは、夏休み中の予定が見込みよりも少なかったことによる減額補正でございます。

当初、2号認定のお子さんを9人で19日、それ以外の1号認定のお子さんは4人で19日預かるという形で夏休み中は見込んでおりました。これが実績として、2号認定その他のほうを合わせて人数が大幅に少なくなりまして、予算のところで考えていたのが14万5,350円、実際の実績が、日数も延べ日数で16日と少なかったのですが、2号認定その他の1号認定の人数はちょっと出ていないのですが、延べ人数で80ということで、実際の収入が3万7,350円でございました。そのため、夏休み中の見込額から実績額を引いた10万8,000円、こちらを減額補正ということで今回計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) では、夏休み、長期休みの利用が見込みと大幅にずれたというところからの補正で、通常の、いわゆる学校や幼稚園がある日の平日の預かり保育の利用というのは、大体見通しと同じ程度ということでしょうか。そこのところ、平日の預かり保育については順調に利用者が増えて、そのまま継続しているのかというのを教えてください。
- ○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話ししたとおり、平日については15人から25人という見込みで年間の計画を立てております。これは、昨年度の実績、また去年1年間の伸びから考えて、今年度の予算を立てたところでございますが、預かりの人数としては見込みどおりという形にはなってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。午後預かりの要望は、かなりあったところを開始 した事業だと思います。そこで利用が順調に伸びて、継続しているというところはよかったなと思 います。

それで、幼稚園の全体の利用者の人数というのが、去年応募の時点の数しか覚えていないのですけれども、50人を初めて切ってしまったというところ、そして今年は、今の時点では新規の入園者数が35人というところで、かつては80人を超え抽せんをしていたような時代とは、かなり様子が変わってきているかなというふうに思います。そして、そうするとクラス数や担任、教諭の数という

ところも変わってくるでしょうし、そして新規に預かり保育を始めたというところで、そこはそこで別のスタッフがいると思うのですけれども、幼稚園全体のところとして必要な人員の変化というのは、預かり保育も含め、そして利用者が減ってきているというところの全体も含め、どのように預かり保育の人員も含めて予定を立てているのかというところを教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員おっしゃるとおり、一時学年で100人以上いた幼稚園が、今は50人前後となっています。 来年度の新規の入園見込み、今内定したのも35名ということで、これから二次募集を行いますが、 やはり多くても50名前後になるかなというふうに想定をされています。その中、各学年2クラス並 行で幼稚園のほうは今後運営していく形になるかと思っています。ただ、その中で各クラスに担任 を配置、また預かり保育を始めることで、預かり保育についても有資格者が必要になります。そち らについても職員を配置するということになりますと、幼稚園の資格を持った正規の職員並びに今 会計年度任用職員のほうを配置させていただいておりますが、そちらの体制もある程度維持しなが ら、2クラス並行の幼稚園並びに預かり保育、それからぴよぴよといって就学前の支援も行ってお りますので、そちらの事業のほうも続けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。先ほど審議にも上がっていたのですけれども、21ページ、中段で扶助費の ところ、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金2,500万円なのですけれども、ここの ところで事務費というのはどれくらいの分を占めていくのかというところを教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の給付金に対します事業費については、内訳は2項目となってございます。消耗品、主に封筒代ですが、20万1,000円、それから役務費、これは手数料とか切手代になるのですが、12万6,000円、合計32万7,000円となってございます。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) では、住民税非課税世帯のところであったよりは、ずっと少ない事務費な のかなというふうに思うのですけれども、例えば時間外の職員手当等、そういうものは発生せず、

本当に最低限の必要経費のみという印象を受けたのですけれども、2,500万円に対し占める割合は、時間外手当等も含め32万円というところでいいでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回の事務費については、時間外手当は今回は計上してございません。件数も、先ほどの非課税世帯の給付金に比べまして約500件ということで少ない予定をしておりますし、それからシステム改修委託についても税務課のご協力をいただいて、抽出作業を手伝ってもらって直営でさせていただいたところでございます。ですので、今回の事務費については、消耗品と役務費の2項目のみという計上をお願いするところでございます。

以上です。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。23ページの下段、児童福祉施設費のところで工事請負費なのですけれども、子育て支援センター改修工事275万円、先ほどご説明で滑川幼稚園のトイレ改修をして、学童クラブとして使うというご説明でした。少し前にした質問と重なる部分もあるのですけれども、滑川幼稚園の利用者が減っていくというところで、滑川幼稚園のスペースを学童クラブとして使っていくのかなという印象なのですけれども、子育て支援センターというのが具体的には何を指すのかというところと、それから滑川幼稚園のどのくらいの広さのスペースを学童クラブとして、いつから転用していくのかというところを教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回お願いしております工事費につきましては、第7学童わくわくクラブのトイレの改修をお願いするものでございます。第7学童クラブについては、非常に宮前小学校の利用者が多いということで、令和5年4月から幼稚園のプレハブを利用して開始することを予定してございます。現在の幼稚園児のトイレについては、小学生が利用するサイズではちょっと使用しづらいということがありましたので、さらに男女を分けたトイレにも改修が必要ということで、今回の増額の予算をお願いするところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 幼稚園のプレハブ部分というところでは、3教室分になるのかなと思うのですが、そこを学童クラブ、何人見込みで改修するのかというところと、今お話を聞いた感じだと、

トイレの改修もかなりしっかりするのかなという印象を受けたのですが、長期的に、幼稚園ではなくて学童としてその部分を使っていく計画なのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

現在宮前小学校区のわくわくクラブの学童利用者でございますが、宮小の下にあります第1わくわくクラブについては、定員が60名のところ63名、現在6年生までで利用してございます。第7わくわくクラブにつきましては、22名の定員のところ21名というところで、来年度の利用の申込みも10月頃から始まっておりまして、宮小利用者が増える見込みでございます。ですので、現在幼稚園で利用しております体育館の西側にありますプレハブ3部屋をお借りする予定となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。滑川幼稚園と宮前小学校、隣接しておりますので、こういう世の中の流れ、利用者の増減によって施設を流用というか、用途を変更していくというのは、公共施設の利用の仕方として効率的な方法なのかなというふうには思います。ただ、どのくらいの展望というか、計画をもってこの改修を行うのかなというところでお聞きしました。

現時点では、滑川幼稚園のプレハブ部分を例えば10年、20年という単位で小学校の学童として使おうとか、そういう長期的な計画みたいなものは、トイレ改修を計画したところで、暫定でもいいし、予測でもいいのですが、取りあえず来年はとかというのではなく、10年、20年というところでの計画というのはお持ちなのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

宮前小学校区については、引き続き生徒数の増えることが予想されることから、同時に学童の利用者も増えるということを見込んでございます。ですので、将来的に別のハード的な建設計画は今のところはございませんが、今回トイレを改修させていただきまして、幼稚園のプレハブをある程度長期的に利用させていきながら、児童数の人数を見ていきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。26ページの中段、予防費なのですけれども、予防接種委託料のところでマイナスの1,993万円と出ております。これについての主なところが、子宮頸がんワクチンという説

明が出ていたように思うのですが、もう一度この大きな減額の理由、中身というのを教えていただけますでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、上野葉月議員の質問に答弁させていただきます。 子宮頸がんワクチンの接種につきましては、令和3年の途中から積極的勧奨という形が復活いた しまして、こちらについて当初予算では対象者の8割ほどの予算を計上したところでございます。 ただ、実際のところそれほど接種者数がいなかったというところで、実績的には当初予算3,322万 8,000円取っておったのですが、実質的には1,330万円程度の支出で済むのではないかということで、 今回減額させていただきました。

人数的にはおおむね240人、この子宮頸がんワクチンの接種につきましては3回の接種が必要になりまして、1回当たり約2万円かかりますので、1人当たり6万円の支出が必要です。そういう形の中で、実際には1,330万円程度の支出の見込みであるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。子宮頸がんワクチンについて、対象者の中で打つ人が少ないというところは、やはり接種が中止になったところでの副作用の方、しかもかなり重篤な副作用が出た方のニュース等が、皆さんの記憶に残っているのかなとも思います。ここをリスクが高いと判断して打たないという選択は、私は妥当な判断だと思っています。そう判断する方が多かったのかなというふうに推測もするのですけれども、でも一方で、国が子宮頸がんワクチンの接種を再開し、そして推奨していくということは、接種率を高めるように、もっと普及活動をするような話がもしかしたらあるかもしれないのですけれども、これはリスクをある程度調べて知った上での町民の判断というふうにも読み取れると私は思いたいので、例えば子宮頸がんワクチンを積極的に推進していくような教育活動であるとか、パンフレットの配布であるとか、あるいは本当に中学校の生徒に対して講師を呼んでの授業のこまを持つであるとか、そういうようなことはなるべくしないでいっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。28ページなのですけれども、新しく入ったものということで、省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金813万円についてです。こちらについて、具体的な対象施設や対象者というのは見込んでいるのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 産業振興課長、答弁願います。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

想定というよりも、県のほうから、個人の業者さんが申請をして既に内定をいただいているところの業者さん3社でございます。3社ございますので、お答えさせていただきます。基本的には、滑川町に事業所のあるビニールハウス経営を行っている業者さんでございます。1社目がらぱん、2社目が谷津の里、これはイチゴのほうです。それからクレオと、3社となっております。

そして、そのそれぞれがビニールハウスの暖房の効率化という形で、ビニールハウス内の暖気を逃がさないカーテンとかそのようなものと、あとは内循環をさせるサーキュレーターのようなものですけれども、そちらのようなものを買うという形でなっております。そして、合計で813万7,000円という形になっておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) ちょっとどういったものなのか内容が分からなかったのですけれども、ご 答弁いただいたことで分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。33ページ、学校管理費のところなのですが、消耗品費、宮小1万1,000円とあります。消耗品費について、以前小学校、中学校のトイレに生理用品を置いてほしいという意見を出したし、出ていると思うのですけれども、この点は今現状どうなっていますでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

学校に生理用品を配置することにつきましては、今現在中学校を対象に施行を検討中でございます。養護の先生と話合いをしながら、どんな形で配備をするのか、どういう形でそれを補給していくのかというのを今ちょうど協議をしていて、消耗品等を買いそろえているところでございます。 今年度中には中学校のほうで試行という形でやっていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。話が進んでいるようで、とてもよかったと思います。なるべく早く実現するようにお願いするとともに、今中学校だけということだったのですけれども、小学校の高学年の子にもその範囲を広げるよう、そこも積極的に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。ページ戻って、32ページなのですけれども、中段の下のほう、AED借上料1万7,000円とあります。これは追加で1台ということだったのですけれども、追加の理由と、それから町でAED管理していると思うのですが、ここ1年、あるいはここ数年でもいいのですけれども、記憶でも構わないのですけれども、実際に利用したことというのはあるのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回教育振興費の中にのせているAED借上料でございますが、これは管理棟に配置するためのAEDでございます。今現在1台、AED配置しておりますが、これは管理棟に置いておくと、管理棟に人がいないときには使えませんので、今実際は役場庁舎の宿直室のところに置いてあって、24時間使えるような体制となっています。それとは別に、グラウンド等日中イベントを行うときですとか、そういったときに使えるようにということで、もう一台追加ということで今回予算計上させていただき、配置をする予定でございます。

学校施設においてAEDを実際に使ったというのが、何年か前ですが、月の輪小学校の体育館で 社会体育の時間の利用のときに、そこを利用されていた方がAEDを使ったということがあったと いうふうに記憶をしています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。37ページの中段なのですが、文化財保護委員報酬や寺谷廃寺調査指導謝礼 というものがあります。寺谷廃寺について今年度調査等を行ったということなのですけれども、こ れについての結果というか、成果があったのかというところをお聞きします。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

寺谷廃寺の調査でございますが、今年度も国、県の補助金を活用しながら調査のほうを進めさせていただきました。以前その寺谷廃寺の調査の段階で、建物を建てた後の地盤改良などがあったということでご報告をさせていただいたかと思います。そちらの調査について、今年度も継続して行っておりました。今年度で調査が終了する予定でございましたが、今週、大学の先生2名、それから県の文化資源課の方立会いの下、現地のほうで確認をしたところ、もう少し詳細な調査が必要だろうということで結論が出ました。それに基づき、至急国のほう、県のほうと協議をしながら、来年度ももう一年、寺谷廃寺については引き続き調査のほうをさせていただきたいというふうに考えています。そちらのほう直近のお話だったのですが、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野議員、質疑願います。手短にお願いします。
- ○5番(上野葉月議員) ありがとうございます。来年引き続きの調査というのは、滑川町が単独で

行うのですか、それともほかから補助や費用等出るのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

来年度の調査につきましても、国、県の補助金を充当しながらの調査となります。なお、建物の 地盤改良の跡については、当時言われていた飛鳥時代のものではなく、もう少し後の時代のもので あろうということで今のところ推測をされています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 上野葉月議員。
- ○5番(上野葉月議員) 分かりました。ありがとうございます。 質問は以上です。
- ○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ありますか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番(吉野正浩議員) 13番、吉野正浩です。よろしくお願いします。

まず最初に、歳入、10ページです。町税、項町民税、目法人、節が法人税割の関係なのですけれ ども、総務政策課長から法人税割が上がりましたということであったのですが、金額が相当大きい ものですから、この5,000万円について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長(瀬上邦久議員) 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠﨑仁志登壇〕

○税務課長(篠崎仁志) 税務課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

法人なのですけれども、確定申告により法人税額が増額になりました。これに伴いまして、収入 実績により5,000万円の増額補正といたしました。主に、工業用ゴム製品製造業とか鉄道業のほう が大幅に伸びたため、このような5,000万円の増額補正といたしました。

以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 何号法人とかありますよね、資本金によって。何号法人が何社でとか、こういう業種が、この増収のあれだというだけではなく、何号法人の何社がどのくらい上がったとか、 分かればお願いしたいと思っているのですけれども。
- ○議長(瀬上邦久議員) 税務課長、答弁願います。

〔稅務課長 篠﨑仁志登壇〕

○税務課長(篠﨑仁志) 税務課長、吉野議員のご質問に答弁いたします。

先ほどの工業用ゴム製品製造業につきましては6号法人、鉄道業につきましては9号法人でございます。企業の数につきましては、それぞれ1社ずつということで把握をしております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ありがとうございました。

続きまして、11ページなのですけれども、ゴルフ場利用税の関係です。これは、まずゴルフ場の 課税客体は何ゴルフ場ぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

ゴルフ場の利用税の関係でございますけれども、滑川町においては高根カントリー倶楽部、おおむらさきですか、今名前がちょっと変わっているかもわからないですけれども。の2社だというふうに思います。場合によっては川越カントリー入っているかもしれないのですけれども、ちょっとその辺のところは今確認できませんので、2社もしくは3社ということでご了解いただければと存じます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 何かその事務所というのですか、その所在地なのか、滑川町に少しでも面積があれば少しでももらえるのか、その辺がちょっと私もよく分からないのですけれども、そうすると川越カントリーとか、ああいうところも敷地であればあるわけですものね、その辺は後でも結構なのですけれども。それで、これは利用税の単価がアップしたのか、それとも利用者が増えたのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 ゴルフ場利用税の今回の補正予算に関しましては、財政担当のほうで令和4年度の3月までの歳 入見込みを今回改めて計算をさせていただきました。その結果、歳入見込みと現計予算の差が生じ たということで、今回増額補正ということになっております。

利用者が増えた、減ったということについては、当方のほうではちょっと把握はできておりませんので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) ゴルフ場利用税については、先般から利用者については税金かけるなとか、 反対に自治体でゴルフ場を持っているところは国に継続してくれということで、そういう経過で来

ているわけですけれども、そういった中で、群馬県は65歳以上についても半額、2分の1の免除をしているのです。70歳以上は全額免除ということでやっています。埼玉県の場合は65歳以上の2分の1の減免はなくて、70から初めて全額減免となっているのですけれども、これは県の意向に沿ってやっているのだと思うのですけれども、そういった減免にしようとか、65歳になったら2分の1しようとか、そういったものは各自治体にはお話があってのことなのかどうか、お伺いしたいのですけれども。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、吉野議員さんの質問に答弁をさせていただきます。 高齢者の減免につきまして、具体的に私が任期中、現在の職域のところですけれども、県から相 談等あったという記憶はございません。

答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 次に、歳出なのですが、26ページです。目が予防費の7、報酬費の関係なのです。ここで、初めて予防接種健康被害調査委員会報酬というのが予算化されたわけですけれども、これは予算措置をしたというのは、住民からの健康被害の訴えとかそういうのをひしひしと感じて、これはこういう委員会をつくっておかなくては、報酬も用意しなくてはまずいのかなということの予算措置なのかどうか、お聞きしたかったのですけれども。
- ○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

予防接種健康被害調査委員会につきましては、コロナ以前からあったのですけれども、実際に会議が開かれた実績はございませんでした。ただ、今回のコロナ禍において、新型コロナワクチンの接種において令和3年度に1件、それから本年度はまだ開催してございませんが、申請が1件、相談が1件という形で、既に健康被害に関する相談等が来ております。につきまして、もう開催を迫られているというか、しなくてはいけない状況ですので、今回予算化させていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 以前から委員会というのがあるというのは分かっていましたけれども、あ えてここでどういうメンバーなのか、できれば教えていただきたいと思っているのですけれども。
- ○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらのメンバーにつきましては、町内の内科医、こちらが2名、それから県の東松山保健所長、 それからメンバーは5人以内となっているのですが、現在4人で、最後僣越ながら私がメンバーの 一人という形で、4人で委員となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 続きまして、先ほど上野議員からもお話があった12の委託料の関係なのです。この予防接種、子宮頸がんワクチンにつきましては健康被害が多く出まして、一時中止になっておりました。ここで、積極的勧奨ということである以上は、ワクチンのエビデンスによりまして安全性が改善されたということでの再開かどうかというのを確認したいのです。
- ○議長(瀬上邦久議員) 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長(武井宏見) 健康づくり課長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

このHPVワクチンの再開につきましては、昨年の夏頃、国の審議会のほうで協議が始まりまして、11月に勧奨再開という形になりました。実際には、もう平成26年から定期接種には入っていたわけなのですが、積極的勧奨を差し控えるという状況があったのですが、昨年度国の審議会のほうで話された内容では、ワクチンが改善されたということではなく、ある程度の事例のデータが収集されて、あと各県に副反応が起きたときの処置を行う医療施設がおおむねそろったというところで、接種再開が可能であろうというふうになったというふうに私は審議会の報告の中で読んだ覚えがあります。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 吉野議員、質疑願います。
- ○13番(吉野正浩議員) 今聞いたところ、あれだけ健康被害があったのだけれども、ワクチンの内容はあまり変わっていないということで非常にがっかりしているのですけれども、こういう内容ですと、こういった予算要求しても、やっぱり受ける方が少なくて当然だと思うのです。ですから、先ほど上野葉月議員がおっしゃったとおり、やっぱりあんまり勧奨しないほうが私も個人的にはいいと思います。

私もこういった健康被害の方に直面したことがありまして、非常に重篤な方でしたけれども、必ず若い女の子に起こるわけですから、本当かわいそうなのです、中学生から打っていいという話になっていましたから。そうすると、そういう方を見ると二度とこういうものは、ワクチンがエビデンスで非常に安全性が確認されない限り、町であまり勧奨しないほうがいいと自分的には思っています。

個人的なことも言ってしまって申し訳ないですけれども、以上です。

○議長(瀬上邦久議員) ほかにありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、教育のところで、全体的にそうなのですけれども、施設の電気代の高騰により補正ということになっているわけですけれども、陳情との関係でちょっとお聞きしたかったのですが、空気清浄機みたいなのも各学校で教室には入っているわけですね。そういったようなことも含めて、電気代がかさんでいるのかなという感じもするのです。今回陳情が出されていまして、マスクの着用等々で非常に健康というか、子どもの権利が侵害されているのではないかというようなことで、3点についての陳情がされていますが、これについては、要するに学校側としては既に黙食はもう解除したり、またマスクについても一定程度条件がそろえば外してもいいよということになっているということでよろしいのですか。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

マスクや黙食については前回の、おとといですか、一般質問のほうでご答弁させていただいたとおり、国や県の通知に基づき、町の感染状況を勘案しながら対応しています。マスクについてはめり張りのある着脱ということで、屋内であれば距離が保てる場合ですとか、また距離が保てなくても会話がない場合については、マスクを外しても大丈夫ということで指導のほうはさせていただいております。

黙食についても、答弁で答えさせていただいたとおり、教室の広さ、人数、また机の向き等を勘 案しながら、黙食についても今後指導していくということで対応させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) こういったようなコロナが長く続いてきたわけですけれども、これによる 健康上の問題、または精神的な問題、そういったようなことで学校への訴えだとか問合せだとか、 そういったようなことはあったのでしょうか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長(馬場敏男) 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今現在学校では、マスクに限らず、いろんな諸活動に対しての学校の対応についてもいろんなご 意見をいただいています。当然こういう場合は常にマスクをさせろという人もいますし、逆に外し てもいいのではないかということで、様々対応をさせていただいています。 先ほど局長のほうで申し上げたとおり、学校は教育委員会も含めて今のように、例えばしゃべらなければいいよといっても、小さい子どもたちにとってはなかなか難しい場面もありますので、その発達段階ですとか学習内容に応じてそれぞれの判断をさせていただいて、対応させていただいております。ですので、学校のほうには多様な意見はいただいております。

以上、答弁させていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 健康等の被害についての訴えというのは特にないということでよろしいのですか、ないですか。はい、分かりました。

それでは、まずコミュニティセンターの運営管理委託料ということで補正されていますが、コミュニティセンターの事務の方の委託だと思うのですが、要するに指定管理でシルバー人材センターへ委託をするというようなことだということだと思うのですが、この方式をちょっと教えていただきたいのです。町の職員は、ここには全く配置されていないのかどうか教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 コミュニティセンターに町の職員の配置でございますけれども、ご存じのとおりコミュニティセ ンターについては、2つの課が所管をしております。コミュニティセンターといたしましては総務 政策課のほうが所管でございますが、公民館としては教育委員会のほうが所管をしております。あ わせてご答弁させていただきますけれども、町の職員が常駐で、コミュニティセンター、公民館に は現在は勤務はしておりません。

以上でございます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) そうすると指示系統は、例えば町がこういうことをやってほしいということを言う場合は、どういう指示系統で職員に伝わるということになるですか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 コミュニティセンターで行う事業につきましては、先ほども申し上げましたように総務政策課で 所管するものと教育委員会で所管するもの、また合同で行うものといったもの、様々な形式がござ います。それぞれの課、局で企画したものにつきましては、まずは施設が利用できる状態であるか どうかというのを指定管理を担っておりますシルバー人材センター、コミュニティセンターで管理 をしているところに確認をしながら、予約等を行い事業を実施しているという状況でございます。

先ほど言いましたように、内容につきましては総務政策課所管のもの、教育委員会所管のもの、

また合同でやるものということで、それぞれ単独ではございますけれども、おのおの調整を図りながら事業をしているという実態でございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) この指定管理に、受付業務も含めてふさわしいのかなという感じを持っているのです。あくまでも指定管理ですから、委託ですから、どうしても町直接に、この職員に指導はできないのですよね、そういうことになっていると思うのです。ですから、例えば会計年度任用職員とかいうような形で業務を行っていれば、町の直接の指示ができるというふうになるだろうというふうに思うのですけれども、その辺利用させてもらっている人間としては非常にまどろっこしいような、なかなか話がどこに言ったらいいのか分からないみたいなような、どこに言ったらいいかって、今のお話だとシルバー人材センターに行かなければいけないみたいなことになりかねないので、ちょっとその辺を改善する余地はないのでしょうか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。 コミュニティセンターの施設の管理といった部分につきましては、総務政策課のほうで全て管理 をしております。ご質問いただきました町の職員の配置でございますけれども、ご存じのとおりか つては町職員、主に教育委員会また総務政策課、それぞれの担当から職員のほうをコミュニティセ ンターへ配置し、各種の事業をやっていたという歴史もございます。

今回ご質問いただきました指定管理でございますけれども、町としてはあらかじめ指定管理ありきという考えではございません。あくまでも方法の一つとして、ご承知のとおり滑川町においては職員数が非常に少ない中、なかなか職員の配置ができないといったようなのが現状でございます。そうした中での今回の指定管理という制度でございますので、今後職員の採用等も含めた中では、再考していく余地は十分にあるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 一つの方法として、今採用しているということのお話ですけれども、何で こうなったのかなというのはちょっとよく分からないのですが、ぜひ検討していただきたいという ふうに思います。

続きまして、教育委員会にもう一度戻るのですが、扶助費のところで要保護・準要保護児童の援助費について補正されていますけれども、これはいわゆる就学援助ということなのでしょうか、その見直しがされた経過を教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回補正予算で計上させてもらいました小学校並びに中学校の要保護・準要保護児童援助費の補 正でございますが、以前阿部議員からご指摘いただきました就学援助費の入学前支給、こちらにつ いての対応分でございます。

今年度、補助要綱のほうを改正させていただきまして、来年度新入学する児童生徒に対して入学 前支給が可能となるような形で改正した後、その見込み分について予算措置したものでございます。 それぞれ単価については、国それから町の単価をそのまま使っており、他市町村とほぼ同額の単価 で、支給要件についても同等となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) この金額、人数に応じた金額だと思うのですが、どういう計算なのか。 それともう一つ、中学へ入学するわけですけれども、その場合については、今までの実績という か、経過も踏まえた形で人数のほうを算出されているのでしょうか。
- ○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

小学校につきましては、単価が5万4,060円で、人数なのですが、今年度の実績の人数プラスそれぞれ新規で要望されるのではないかという方の人数を計上しています。宮前小学校では13人、福田小学校では5人、月の輪小学校では10人を見込んで予算のほうを計上しています。

中学校につきましては、現在小学6年生で就学援助を受けている方、この方々の人数プラス新規の見込みということで20人、単価については6万円、これで算定をして予算計上をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 申請方法についてもう少し教えていただけますか。申請が必要なのかどうかも含めて。
- ○議長(瀬上邦久議員) 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

小学校につきましては新入学児ということになりますので、申請が必要になります。ただ、中学校については、小学6年生のときに既に就学援助を受けているということで、申請については不要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) ありがとうございます。

続きまして、30ページの土木費、この委託料、町道102号のマイナス2,400万円減というのは、ちょっと理由を教えてください。

○議長(瀬上邦久議員) 建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長(稲村茂之) 建設課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

町道102号外(月輪大堀)測量設計等委託料のマイナス2,400万円になります。こちらにつきましては、現在契約している金額が1,375万円、そして今後予定されているのが225万円の変更を予定しております。その差額が2,400万円になりますが、この2,400万円が減額になった理由でございますが、こちらにつきましては102号線の月輪のミニストップがある交差点のところの測量になります。こちらにつきましては交差点が関係する関係で、警察またその他の関係機関と調整を行ってきました。その結果によりまして、フジミ工研の工場用地にこの測量が該当しなくなったということで、今回この金額の減額をさせていただきました。今回の測量につきましては用地測量ということがありましたので、用地の対象が大きく変わったということで減額になりました。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) 分かりました。

それでは、21ページなのですけれども、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金ということですけれども、これもそうですが、国からの均等割非課税世帯に対する給付金もそうなのですけれども、社協で生活の福祉資金の貸付けをこの間ずっと行っていて、国で言えば全体で1兆4,000億円だとかという金額になっているそうなのです。これを、貸付けですから全部返せと基本的にはなるわけなのですが、非課税世帯については、それは返さなくてもいいような話にもなっております。この均等割のみ課税世帯に対しては、これは返済する必要のある世帯になるのでしょうか。

○議長(瀬上邦久議員) 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の事業につきましては給付金事業となってございますので、返済の必要はございません。

以上、答弁といたします。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、質疑願います。
- ○14番(阿部弘明議員) ありがとうございます。では、返さなくても大丈夫だよということで安心、 みんな給付金もらって、それ一生懸命返そうとする人もいらっしゃるのです。そういったことはな いようにしたいなというふうに思うのですけれども、ぜひその辺の周知もお願いできればなという ふうに思います。

では、私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第4号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時20分とします。よろしくお願いします。

休 憩 (午後 2時05分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第9、議案第76号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

〇町民保険課長(岩附利昭) 町民保険課長、議案第76号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計

補正予算(第2号)の議定についてご説明を申し上げます。

初めに、1ページをお願い申し上げます。

令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

今回の補正につきましては、本年度予算額に対し歳出の執行見込額に不足が生じるものに、それ ぞれ増額補正を行うものでございます。なお、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に 変更はございません。

歳入補正はございませんので、歳出につきましてご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、款2保険給付費、項6傷病手当諸費、目1傷病手当諸費ですが、傷病手当金に補正額13万9,000円を追加し、計91万4,000円とするものでございます。傷病手当金につきましては、給付対象期間が今月、12月末までとありましたが、期間を延長いたしまして令和5年3月末日まで延長をしたいと思います。そのための支給額の増額となります。まだまだコロナ感染症のために仕事を休まざるを得ない方に対しまして、支援を続けてまいります。

次に、款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費の人間ドック補助 金に補正額80万円を増額いたします。こちらは、人間ドックの受診者が増加しており、支給額に不 足が見込まれるため増額をさせていただきます。

続きまして、その下段、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金ですが、目5保険給付費等交付金償還金として1,460万8,000円を追加いたします。こちらは、平成30年度から令和3年度までの医療費実績確定に伴い、医療給付費の精算払いとして埼玉県へ返還するための補正でございます。

最後に、7ページ、款10予備費でございますが、補正額1,554万7,000円を減額し、計2,766万5,000円とするものでございます。こちらは、今回の補正予算額に係る増額補正分を予備費から充当いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番 (阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

この傷病手当の13万9,000円って随分少ないのですけれども、何人の方の見込みというか、そういったの分かりますか。

○議長(瀬上邦久議員) 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長(岩附利昭) 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁したいと思います。 傷病手当金につきましては、現在4年度の実績といたしまして、10月の申請分が53万3,119円と なってございます。そちらから1月当たりの申請額を求めまして、年間の見込額を算定いたしまし た。それに伴うものを既定の予算額から除きまして、今回の補正額とさせていただきました。 説明は以上でございます。

[「人数分かりません」と言う人あり]

○町民保険課長(岩附利昭) 追加で答弁させていただきたいと思います。

令和4年度中の傷病手当金の支給の状況なのですけれども、現在10名の方が申請をさせていただいております。この後も申請が見込まれますので、補正をさせていただいたことでございます。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員。
- ○14番(阿部弘明議員) ありがとうございました。 以上です。
- ○議長(瀬上邦久議員) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第76号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第10、議案第77号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第77号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補 正予算(第3号)の議定についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

次ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正より、歳入については補正はなく、予算額 に変更はございません。

3ページをお願いします。歳出です。款1総務費を80万8,000円の増額とし、款5予備費を80万8,000円の減額といたしました。歳出全体の予算額に変更はありません。

詳細について、事項別明細書にてご説明申し上げます。6ページを御覧願います。歳入には変更ございませんので、歳出についてご説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、節12委託料は下水道使用料徴収事務等委託料を54万6,000円の増額を計上いたしました。決算の実績により、再計算して生じた不足分となります。人口の増加による調定件数の伸びなどが主な原因と思われます。その他は、人件費に係る増額分となっております。

次に、款 1 総務費、項 2 維持管理費、目 1 管渠維持管理費、節 10 需用費は、光熱水費について今年度の使用実績から案分し、後半の支払いに不足が生じると思われる分について、12万円の増額補正を計上させていただきました。

款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、80万8,000円を減額補正し、予算額合計1,316万9,000円といたしました。歳出の増加分との差額を調整した額となります。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第77号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について 採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第11、議案第78号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第78号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第3号)の議定についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

次ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正より、歳入については補正がなく、予算額 に変更はありません。

3ページを御覧願います。歳出になります。款1施設費を83万2,000円の増額、款2農業集落排水事業費を1万8,000円の減額とし、款5予備費を81万4,000円の減額といたしました。歳出全体の予算額に変更はございません。

詳細について、事項別明細書にてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳出 についてご説明いたします。款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費ですが、節10需用費は、 光熱水費について今年度の使用実績から案分し、後半の支払いに不足が生じると思われる分について、50万円の増額補正を計上させていただきました。

節12委託料は、農業集落排水使用料徴収事務等委託料を3万2,000円の増額を計上させていただきました。決算の実績により、再計算して生じた不足分となります。人口の増加による調定件数の伸びなどが主な原因となっております。

節26公課費は、消費税納付金として30万円の増額を計上させていただきました。本年の確定申告により消費税の納付が進みましたが、予算の残額から、この後3月の中間納付の見込額に不足が生じると思われるため、補正をお願いするものです。

款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1総務費ですが、人件費の増減に係る補 正額となっております。

次ページをおめくり願います。款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、81万4,000円を減額補正し、予算額合計248万9,000円といたしました。歳出の増加分との差額を調整した額となります。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第78号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第12、議案第79号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

[上下水道課長 會澤孝之登壇]

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第79号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補 正予算(第2号)の議定についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

次ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正より、歳入については補正はなく、予算額 に変更はございません。

3ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費を 8 万4,000円の増額、款 2 施設管理費を21 万7,000円の増額といたしました。款 5 予備費は30 万1,000円の減額とさせていただきました。歳出全体の予算額に変更はございません。

詳細について、事項別明細書にてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入については補正がありませんので、歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1総務管理費のうち、節12委託料は公設浄化槽使用料徴収事務等委託料を8万4,000円の増額を計上させていただきました。決算の実績により、再計算を生じた不足分となります。人口の増加による調定件数の伸びなどが主な原因と思われております。

款2施設管理費、項1施設管理費、目1浄化槽管理費のうち、節15原材料費は、浄化槽に附帯しているブロワの故障時に交換する在庫が不足してきたために補充したく、11万4,000円の増額を計上させていただきました。その他は人件費に係る増額分です。

款6予備費、項1予備費、目1予備費ですが、30万1,000円を減額補正し、計355万4,000円とさせていただきました。歳出の増加分との差額を調整した額となります。

以上、浄化槽事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第79号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)の議定について を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第13、議案第80号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長(會澤孝之) 上下水道課長、議案第80号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算 (第3号)の議定についてご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、補正予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 令和4年度滑川町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和4年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億7,930万9,000円、88万1,000円、3億8,019万円。

第1項営業収益3億4,110万4,000円、マイナス1,348万円、3億2,762万4,000円。

第2項営業外収益3,820万5,000円、1,436万1,000円、5,256万6,000円。

支出、第1款事業費3億6,706万2,000円、279万2,000円、3億6,985万4,000円。

第1項営業費用3億4,994万4,000円、279万2,000円、3億5,273万6,000円。

第2項営業外費用1,481万8,000円、ゼロ、1,481万8,000円。

次ページお願いします。

第3条 予算第7条に定める(1)職員給与費を3,917万6,000円に改める。

令和4年12月6日提出

滑川町長 大塚信一

それでは、補正額の内容についてご説明させていただきます。予算書12ページ、13ページに記載の令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)事項別明細書により、主なものをご説明させていただきます。

最初に12ページから、収益的収入については、今年度3回目、通算5回目の水道料金の基本料金を減免する事業実施に係る補正が主な内容です。款1事業収益、項1営業収益、目1給水収益に、今回実施する減免予算額を減収分として1,348万円の減額を計上させていただきました。予算規模については、これまでの実施実績から勘案した額を計上させていただいております。

項2営業外収益、目2他会計補助金は1,370万円を増額いたしました。給水収益として減収した 分及びシステム等に係る経費について、臨時交付金を利用して一般会計より補助金として受け入れ るためのものです。

目5雑収入は、66万1,000円を増額いたしました。今年度の下水道、農業集落排水、浄化槽の各事業の料金徴収事務受託料額の確定に伴い、増額となった分を計上いたしました。

次に、下の欄、収益的支出です。第1款事業費ですが、総額で279万2,000円の増額を計上いたしました。

主な項目についてご説明いたします。項1営業費用、目1原水及び浄水費は、水道配水池での電気料、電話回線料の支払いについて、今年度の支払い実績から案分し、不足が生じると思われるため、2万9,000円の増額を計上させていただきました。

目3業務費、節8委託料は、基本料金を減免するための一括再計算をシステム業者が行うサポート費用として22万円、令和5年4月からスマホ決済収納を開始するに当たり、前倒しして事前準備するために発生する委託料として3万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

目4総係費、節1報酬及び節7旅費は、水道審議会委員の任期満了及び新任期委員の委嘱に伴う 審議会開催のための委員の報酬等となります。その他は、事務上必要となる帳票類の補充のための 経費及び人件費関係の調整額となっております。

以上、雑駁ですが、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第80号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第14、議案第81号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長(稲村茂之) 建設課長、議案第81号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発による町道の付け替え計画等に伴い町道路線を廃止するため、この議案を提出するものでございます。

今回の廃止をお願いする町道9698号線は、開発による道路の付け替えによるものです。当該路線につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第81号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

◎議案第82号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第15、議案第82号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長(稲村茂之) 建設課長、議案第82号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発による町道付け替え計画に伴い町道路線を認定するために、この 議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回認定をお願いする町道9698号線は、先ほどの議案第81号で廃止の議決をいただいた道路の延長、幅員と起終点の地番の変更をして、改めて認定をお願いするものです。詳細につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第82号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(瀬上邦久議員) 賛成全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時48分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎日程追加

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

ただいま宮島一夫議員ほか3名から、議員提出議案、発議第4号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 追加日程第1、発議第4号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

提出者の宮島一夫議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 宮島一夫議員登壇〕

○1番(宮島一夫議員) 発議第4号

令和4年12月9日

滑川町議会議長 瀬 上 邦 久 様

提出者 滑川町議会議員 宮島一夫 替成者 滑川町議会議員 北堀一廣 替成者 滑川町議会議員 吉野正浩 替成者 滑川町議会議員 菅間孝夫

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。令和4年8月8日付の人事院勧告の趣旨を踏まえ、滑川町議会議員の 期末手当を改定するため、滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改定す る条例を制定したく、本案を提出するものです。

次に、内容を説明申し上げます。本年度の人事院勧告において、期末手当につきまして0.1か月 分引き上げる勧告がありました。

お手元の新旧対照表を御覧願います。まず第1条関係では、右側の改正前の期末手当を年間0.1か月分引き上げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給分に0.1か

月分を増額し、100分の215を100分の225に改正し、支給するための条例改正であります。

第2条関係では、6月及び12月の支給額を平準化することから、ともに100分の220を乗じた額を 支給するという条例改正になります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。議案に対する反対討論、どうぞ。

[14番 阿部弘明議員登壇]

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です。本発議に対して、反対の立場で討論をさせていただ きたいと思います。

反対の理由なのですけれども、まず議員の報酬を議会自らが決めることに対する違和感があるからです。議員の雇主は町民、住民だというふうに思います。その意向が、何ら反映されていなくていいのかというふうに思うからです。この点については、私自身議員という職に就きながら、なぜもっと努力をしてこなかったのかなと、自戒の念を込めて改めて議員の皆さんに提案していきたいというふうに思っております。

私たちが取り組んできた住民のアンケートでも、議員への視線は非常に厳しいものがあります。 議員の数が多いとか、また議員報酬が多い、何をやっているのか分からないなど様々です。町議会 では努力をし、この間広報の充実やネット配信なども行われ、また議会改革ということで議会報告 会などもやってまいりました。近年は、コロナ禍の中で報告会が行われないなどもあり、ますます 住民との距離が遠くなっているのではないでしょうか。報酬や定数問題は、住民自治や地域の民主 主義をどう育んでいくか、どう条件をつくっていくか考える問題でもあるというふうに思います。

報酬問題と議員の成り手の不足の問題がよく取り沙汰され、問題になります。確かに滑川町の議員報酬は、周辺の地域と比べて高いとは言えません。しかし、議員の稼働時間などを見たりすると、そうとも言えないのではないでしょうか。議員の役割である町民、住民、福祉の向上へどれだけ努力をしている、これが住民の皆さんに伝われば、議会、議員の魅力がアップをし、その価値が伝わっていくのではないかというふうに思います。つまり、成り手不足の問題と報酬の問題というのは、必ずしもつながってはいないというふうに思います。

全国町村議会の報酬あり方検討委員会では、報酬に関して全国で約30%の町村で住民参加が実現をしているという調査報告がされております。今回提案されております、人事院勧告に基づくなどというような根拠のない理由によって報酬を決めるということではなく、住民参加で開かれた検討

委員会などで議論をしながら決めていくことが、今後求められているのではないかなというふうに 思うわけです。

ぜひこの点、議員各位にお願いを申し上げまして、今回の提案については反対をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 次に、原案に賛成の発言がございますので、お願いしたいと思います。 北堀議員、お願いします。

[9番 北堀一廣議員登壇]

○9番(北堀一廣議員) 9番、北堀です。私は、賛成の立場で若干討論をさせていただきたいというふうに思います。

人事院勧告というのは、上がるときだけではありません。下がるときもあります。そういったことを勘案して、この人事院勧告を謙虚に受け止めて、そして単なるパフォーマンスに頼ることなく、 今回のこの人事院勧告を受け入れ、私は賛成という立場で討論をさせていただきます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬上邦久議員) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) これをもちまして討論を終結します。

これより発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(瀬上邦久議員) 賛成多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(瀬上邦久議員) 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申請書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、 閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎閉会について

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長(瀬上邦久議員) ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼 の挨拶を申し上げます。

私にとりまして、町長としての最初の定例会になりました12月議会は、令和4年度一般会計補正 予算をはじめ、全15議案を慎重審議賜り、原案とおり可決いただき深く感謝を申し上げます。会期 中に議員各位より多くのご提案、ご意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせ ていただき、行政の運営に当たってまいる所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。所信表明で申し上げましたとおり、財源確保は極めて厳しい中ではありますが、歳出削減に全力で取り組みつつ、住民福祉の向上に職員一同が真摯に取り組んでまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、年末年始を迎えますますお忙しいこととは存じますが、お体に十分 ご留意をいただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶と させていただきます。お疲れさまでした。

◎閉会の宣言

○議長(瀬上邦久議員) これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝を申し上げます。 これをもちまして、第234回滑川町議会定例会を閉会とします。

(午後 3時05分)

○議会事務局長(島田昌徳) ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月9日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員